

ロータリー財団 ハンドブック

2022-23 年度用



2021 年 10 月 24 日 世界ポリオデー祈願プロジェクトに於いて



2022 年 1 月
国際ロータリー第 2790 地区
2021-22 年度 ロータリー財団統括委員会 編集

ロータリー財団 2022-23 年度用ハンドブック発刊にあたり

国際ロータリー第 2790 地区
2022-23 年度ロータリー財団統括委員会
統括委員長 漆原 撰子

ロータリー財団のミッション

ロータリー財団のミッションは、ロータリアンが、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保全に取り組み、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるように支援することです。ロータリー財団の正式名称はまた、「国際ロータリーのロータリー財団」、すなわち国際ロータリーと共に、奉仕の理念の実践を強く促す組織です。

ロータリー財団は難しくて解らない？

ロータリー財団は解りづらいですか？

数種類の寄付、資金の流れ、多岐にわたる活動内容、補助金申請の細かい規程などなど確かに解りづらいです。

そこで、地区ロータリー財団委員会ではロータリー財団を解って判って頂く為に、エッセンスをまとめて皆様の手引きにして頂く冊子を作っています。

全部覚える必要があるか？

その必要はありません。寄付や補助金の大概を理解していただきたく思います。

詳細はこのハンドブックに書かれているので必要に応じて調べて下さい。

この冊子の使い道は？

大きく分けて下記の3つです。

1. ロータリー財団の概略を知って、ご理解頂くための資料
2. クラブのロータリー財団委員会などが掘り下げて勉強する際の参考資料
3. 補助金を申請する際の手引書

毎年発刊する理由は？

常に最新の情報を

世界の本部である国際ロータリー財団の規程や用語が毎年更新されます。

毎年変わる補助金の総額

各クラブへの補助金の基になる地区財団活動資金（DDF）は、3年前の地区内の各クラブからの年次基金寄付を基にして算出するので金額が毎年変わります。

冊子を判り易くするためのお願い

この冊子は皆様にロータリー財団を判って頂く為の冊子です。

判りづらい箇所、疑問、改善要望などがあれば当委員会にお知らせ下さい。

ご意見を参考にして次号が更に皆様の役に立つようにしたいと思います。

どうぞ宜しくお願い致します。

連絡先 RID2790 ロータリー財団統括委員会 2790foundationpr@gmail.com

ロータリー財団は、クラブの奉仕活動を支援する部門です
財団へのご寄付は、あなたのクラブを含めた多くのクラブが
活用することの出来る、資金のプールとなります
また、あなたのクラブの手の届かない世界のどこかで、
本当に困っている人たちを助けることに活かされるのです

目 次

ロータリー財団 2021-22 年度用ハンドブック発刊にあたり

1) 総論

1-1) ロータリー財団	
1-1-1) ロータリー財団の紹介	4
1-1-2) クラブ・ロータリー財団委員会の役割とは	6
1-1-3) 希望の財団	7
1-2) ロータリー財団への寄付と認証	
1-2-1) 寄付の種類	9
1-2-2) 寄付の方法	10
1-2-3) ロータリー財団の認証	12
1-2-4) ロータリーカード	14
1-2-5) 税制上の優遇措置	16
1-2-6) 寄付金の現状と分析	17
1-3) シェアシステム	
1-3-1) 資金の運用	18
1-3-2) シェアシステムの仕組	18
1-3-3) 第 2790 地区 2021-22 年度シェアシステムについて	18
1-4) ロータリー財団プログラム	
1-4-1) ロータリー財団プログラムの概要	20
1-4-2) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較	21
1-4-3) 補助金の選択	22
1-4-4) 補助金申請への参加資格 (DG・GG 共通)	23

2) 地区補助金とグローバル補助金について

2-1) 地区補助金 (DG)	
2-1-1) 地区補助金 (DG) の概要	24
2-1-2) 地区補助金 (DG) 申請要項 (様式 301)	25
2-1-3) 地区補助金 (DG) の申請	29
2-1-4) 地区補助金 (DG) 事業の実績	29
2-2) グローバル補助金 (GG)	
2-2-1) グローバル補助金の概要	30
2-2-2) グローバル補助金 (GG) 申請要項	30
2-2-3) グローバル補助金 (GG) の申請	31
2-2-4) グローバル補助金 (GG) の立案から報告までの流れ	32
2-2-5) グローバル補助金 (GG) 当地区の実績	33
2-2-6) グローバル補助金 (GG) に関する地区ロータリー財団委員会への事前情報提供	33
2-2-7) グローバル補助金 (GG) 事業への送金方法	33

3) ロータリー財団奨学生

3-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式 601)	34
3-2) 地区補助金 (DG) 奨学生 参加申請書 (様式 602)	37
3-3) 地区補助金 (DG) 奨学生 応募申請書 (様式 603)	39
3-4) グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請要項 (様式 701)	45
3-5) グローバル補助金 (GG) 奨学生 参加申込書 (様式 702)	48
3-6) グローバル補助金 (GG) 奨学生 応募申請書 (様式 703)	50
3-7) ロータリー財団奨学生 推薦書	58
3-8) 申請に関する疑義 (Q & A)	60

4) ポリオプラス	
4-1) ポリオという病気	62
4-2) ポリオプラスの概要	62
4-3) ポリオ根絶（撲滅）活動の軌跡	63
4-4) ポリオプラスプログラムの用語集	64
4-5) 野生株によるポリオ症例数	65
4-6) 世界ポリオデー	65
5) ロータリー平和センタープログラム	
5-1) ロータリー平和センタープログラムの概要	66
5-2) ロータリー平和センタープログラムの募集要項	67
5-3) ロータリー平和センタープログラムの申請	68
5-4) 世界の平和センタープログラムの実績	69
6) 補助金プログラムへの参加資格	
6-1) クラブの参加資格認定	71
6-2) 地区財団活動資金（DDF）運営規程（様式 101）	74
6-3) 世界報告分析と報告書提出の督促通知	76
7) ロータリー財団会学友会	
7-1) 学友会の概要	77
7-2) 学友会の活動と現況	77
8) 地区規程・書式	
8-1) 地区補助金（DG）財務管理計画規程（様式 201）	78
8-2) グローバル補助金（DG）財務管理計画規程（様式 202）	80
8-3) 地区補助金（DG）申請書（様式 311）	82
8-4) 地区補助金（DG）報告書	85
8-5) グローバル補助金（GG）事業計画書（様式 501）	86
8-6) グローバル補助金（GG）DDF 使用申請書（様式 511）	91
9) 参考資料	
9-1) 重点分野の基本方針	92
9-2) 補助金の授与と受託の条件	103
9-3) ロータリー災害救援補助金 授与と受託の条件	116
9-4) 地区補助金実績表	120
9-5) ポール・ハリス・ソサエティメンバー	124
9-6) メジャードナー メンバー	125
9-7) 地区ロータリー財団委員会の役割分担について	127
9-8) 用語集	128

1) 総論

1-1) ロータリー財団

1-1-1) ロータリー財団の紹介

1. ロータリー財団とは？

知っているようで知らない、判っているようで判らないのが「ロータリー財団」。
財団とは寄付を取るだけの団体？・・・ そうではありません。
ロータリーの組織構成の重要な一つです。

ロータリーという組織の運営

→

国際ロータリー (RI)

→

管理運営は会費で賄う

実践的な奉仕活動のための資金

→

ロータリー財団 (TRF)

→

奉仕活動は寄付金で賄う

ロータリー財団は世界中のクラブや会員が実際の奉仕活動をする為の資金を集めて配分する組織です。RIの双子の弟のような組織です。

2. いつ頃、どうして出来たか？

ロータリーが出来てから間もなく、地域社会に寄与する意識が生まれました。またほぼ10年後の1914年から第一次世界大戦が始まりました。主戦場だったヨーロッパで、戦傷者が多く出ました。参戦せずに無傷だったアメリカではヨーロッパの戦傷者を支援する機運が興りました。こうして国を越えて戦傷者を支援する機運が興りました。この機運を受けて1916-17年度のロータリークラブ国際連合会会長だったアーチ・克蘭フが1917年6月18日アトランタで開催された第8回ロータリー年次大会で「世界でよい事をしよう」と提案しました。

3. 世界でよい事をする為に

これに続いてアーチ・克蘭フ会長は「良い事」をする為には資金が必要なので、その為の基金を作る事を提唱しました。これが「ロータリー基金」であり、現在のロータリー財団の基です。このことからアーチ・克蘭フは「ロータリー財団の父」と言われています。このロータリー基金の設立は日本のロータリーになじみが深い「決議23-34」や「五大奉仕」などよりずっと以前の事です。

4. その後のロータリー財団

1928年に「ロータリー基金」から「ロータリー財団」と名称を変え、ロータリークラブの世界的な拡大と共に財団も大きくなりました。世界の多くのロータリークラブとロータリアンは「他の人の為になる事をする」という、ロータリーの基本理念である「Ideal of Service」に則って「世界でよい事をする」活動をしています。

5. ロータリー財団は何をしてきたか？

世界のロータリアンやクラブが「世界でよい事をする」為の資金的な支援をしてきました。また、ポリオ根絶、世界平和の構築など地球規模で行う活動を主導しています。

6. 資金の支援方法の改革

西暦2000年の頃、RIは何十年も続いたそれまでの漫然とした活動の継続を大胆に見直しました。その結果が「ロータリー戦略計画」であり、ロータリー財団(TRF)に於ける「未来の夢計画」です。RIの戦略計画ではロータリーの活動そのものを見直し、ロータリー財団の夢計画では各クラブが財団の資金を使い易くしました。

7. ロータリー財団の重点は何か？

第1の優先事項は、もちろんポリオ根絶です。

第2の優先事項は、2025年までに恒久基金を20億2500万ドルとし、年次基金とポリオプラスへの寄付を増やすことです。

第3の優先事項は、ロータリーの補助金によってもたされる測定可能なインパクトを高めることです。

ロータリー財団(TRF)はRIが掲げる目標の達成の為に、RIと一体になって世界のロータリーの活動の支援をしています。これを「ワンロータリー」といいます。

8. 具体的には？

a. ポリオプラスとは

地球上に何百万人ものが患者がいたポリオを根絶する壮大な挑戦です。ロータリーを中心とした40年を超える長年の活動の結果、現在では野生株ポリオの新たな発症は大幅に減少し、常在国もアフガニスタン、パキスタンのわずか2カ国のみとなり、根絶まで「あと少し」です。

b. 7つの重点分野とは

- ・平和構築と紛争予防
- ・疾病予防と治療
- ・水と衛生
- ・母子の健康
- ・基本的教育と識字率向上
- ・地域社会の経済発展
- ・環境です。

人々が最低限の基本的人権のもとに生活できることを目指しています。世界ではこれに程遠い生活をしている人達は何億人といえます。平和で豊かな日本では想像もつかない生活が世界のいたるところにあります。

9. ロータリー財団はこれらの活動を支援

グローバル補助金 (GG)

クラブや地区が企画する海外のクラブや地区と協力した上記の重点分野に関する活動に対する補助金です。

地区補助金 (DG)

クラブや地区が企画するロータリーの目的に即した活動に対する補助金です。活動地は国の内外を問わず、海外の協力相手の地区やクラブは必須ではありません。但し、両方補助金は公金なので決められた方法で申請、使用をする必要があります。この他に国際ロータリー財団 (TRF) が直接主導する活動の為に資金 (WF) もあります。

10. 何故ロータリー財団への寄付が必要か？

私たちロータリアンはロータリーの基本理念である『奉仕の理念』Ideal of Service を実現するため様々な奉仕プロジェクトを実践しています。ロータリー財団 (TRF) はロータリアンや他の個人、法人からの寄付金を財源として奉仕プロジェクトを財政的にサポートしています。すなわち、私たちの寄付はロータリーの基本理念実現のためのひとつの手段といえます。

「寄付はロータリーの共済システム」、皆様からの寄付で「世界でよい事」が出来るのです。

11. 寄付する先は？

寄付の受け皿は5つあります。

- 年次基金寄付…ロータリー財団 (TRF) で運用され3年後に寄付の半額が地区活動資金の一部となり地区内クラブの活動の補助金などの原資となる寄付
※これは必ずお願いします
- ポリオプラス…ポリオ根絶活動を支援するための寄付
- 災害救援基金…災害救援補助金として活用される寄付 (2019年新設)
- 恒久基金寄付…ロータリー財団 (TRF) の基本財産に組み入れ収益金のみが使用される寄付
- その他寄付……指定寄付、臨時に設置された基金など

12. 寄付0 (ゼロ) クラブとは

上記の5つの寄付の受け皿の内、a. 年次基金寄付が0 (ゼロ) のクラブを言います。

2016-17年度以来、日本全国の地区で寄付0 (ゼロ) が0 (ゼロ) が4年間続きました。

我が地区では2015-16年度から5年連続寄付0 (ゼロ) クラブ0を継続しています。

万が一、皆さんのクラブが寄付0クラブとなってしまう場合日本全国2,600クラブのうち唯一の寄付0クラブということになりかねません。それを防ぐためにも12月までの前期のうちに一部でもいいので年次基金への寄付をお願いします。

13. 寄付は寄付ではない

ロータリー財団 (TRF) への寄付は世界中のロータリーの奉仕活動の資金となっています。ロータリー財団 (TRF) への寄付は、全く知らない団体にお金をあげるのではなく、我々が属している「ロータリー」の活動の支援に使われるお金です。皆様の年次基金への寄付が巡り巡ってどこかのクラブの、或は皆様のクラブの活動の補助金として役立てられるのです。つまり、我々が資金を出し合って我々の活動の為に使う資金です。

英語では「Contribution = 寄与 や Gift = 贈り物」という言葉が使われます。

14. 寄付で活動に参加を！！

あなたがポリオ根絶のためポリオワクチンの投与にアフガニスタンまで行くことが出来なくとも、あるいはきれいな水を必要としているバングラディッシュに井戸を掘りに行くことが出来なくとも、寄付をすることで、奉仕活動に参加できます。

寄付も奉仕です。

1-1-2) クラブ・ロータリー財団委員会の役割とは

ロータリー財団章典 10.010. ロータリー財団の定義では、
「ロータリー財団は、ロータリークラブおよび地区を通じて実施される、承認された人道的および教育的活動の支援のために寄付を受け付け、資金を分配する非営利財団である。」となっています。
クラブ・ロータリー財団委員会はロータリー財団の目標を理解し達成することを求められています。

クラブ・ロータリー財団委員会には、次のような役割が期待されています。

- ①クラブのロータリー財団目標を立案し、その目標を達成する。
- ②クラブ会員に、ロータリー財団の仕組みを理解してもらう。
- ③クラブ会員に、ロータリー財団のプログラムに参加してもらう。
- ④ロータリー財団に対するクラブ全体の寄付目標を立案し、その目標を My Rotary を通じてアップする。
 - 年次基金 ・ 1人当たり 150 ドル（日本全体で 1,350 万ドル）
・ 年次基金寄付ゼロクラブ 0 達成
 - ポリオプラス基金 ・ 1人当たり 30 ドル（日本全体で 270 万ドル）
- ⑤ 毎年少なくとも 2 回財団プログラムの説明の機会を各クラブに奨励する。そのうち 1 回は、11 月のロータリー財団月間には、例会のプログラムとして、ロータリー財団についての卓話をする。
地区ロータリー財団委員会では、ご希望によって皆さんのクラブにお伺いして卓話をさせていただきます。
- ⑥ クラブの会員にポール・ハリス・ソサエティ (P H S) になって頂くようお願いしてください。

1-1-3) 希望の財団

すべてはアーチ・克蘭フの発案であった。



1917年にRI会長として彼はアトランタ大会に集まった代表役員を前に「さまざまな社会奉仕を今まで通っていていこうと思うなら、世界で善をなすための寄付金を受け取ることは極めて適切なことだと思われる。」と言った。

この言葉はそこにいた人々にとって、心を揺るがす行動への呼びかけでも、動機を与えられた瞬間と言えるものではなかった。しかし、何百万人もの生活を向上する援助の地崩れを開始する最初の小石ではあった。

そしてロータリーでそれまで何度となく起こってきたように、これは一人の男の考えから始まったことであった。

1869年ペンシルベニア州カヌートビルの貧しい家庭に生まれ、まだ幼少の頃、両親と兄はオハイオ州クリーブランドに移住した。家計の足しにするため12歳で学校を辞めて仕事についた。16歳の時、クヤホガ材木会社に勤めながら夜間学校に通った。

会社の経営が危なくなった時、クヤホガ材木会社は克蘭フをマネージャーに昇格させた。

彼は会社の経営を好転させ、米国中西部の材木業界で最も収益性の高い企業の一つまでに発展させた。その後同社を購入し、更に銀行や汽船会社など、数々の企業の社長や副社長に就任した。

18歳の時、フルート演奏を独学で学び、3年後クリーブランド・シンフォニー・オーケストラのフルート演奏家となり、その後14年間シンフォニーで演奏を続けた。

1911年に「材木―卸売並びに小売」の職業分類でクリーブランド・ロータリー・クラブの創立会員となった。

1912年にはクラブ会長になり、1916-17年年度国際ロータリークラブ連合会会長になった。

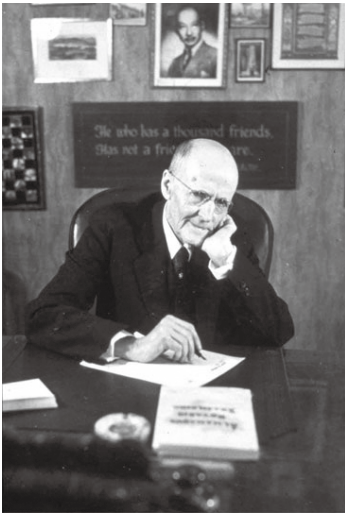
クラブ会長として最後の演説で克蘭フは「クラブが今後多くのことができるよう、緊急基金を築く必要がある。」と提案した。

彼はその後、国際ロータリーの新しい定款を起草する委員会の委員長となり、ロータリーを地区に分割し地区ガバナーの役職を創設し、更に年次地区大会を確立したのは彼の発案であった。



1928年のミネアポリス大会で代表委員は基金の名称をロータリー財団「The Rotary Foundation」に改称した。ロータリー定款のこの変更で、すべての元RI会長からなる5人の委員で構成される管理委員会が新しい財団を運営し、資金は親機関とは別に管理することが規定された。

1937年のRI理事会が目標額200万ドルの財団募金計画を発表し、アーチ・克蘭フのビジョンがついには実現するようになりみえた。



第2次世界大戦勃発が再びこの希望を踏みにじった。戦争の悲劇をきっかけにロータリアンは平和構築における財団の潜在能力を真剣に考えるようになった。

1947年にポール・ハリスが逝去した。

彼は豪華な追悼式や像の建立を望まない遺志に明記していたのでRI創始者に敬意を表したい個人やクラブはポール・ハリスの名前で1人当たり10ドルを目安としてロータリー財団に寄付するよう要請した。

世界中から資金が寄せられポール・ハリスが亡くなった翌年からロータリー財団は18件のロータリー財団奨学金を授与することができた。

1年間海外の大学に留学するための奨学金はのちに国際親善奨学金と呼ばれるようになった。

1956年にRI理事会は、毎年11月中旬に「ロータリー財団週間」を設けることを決め、この期間中に財団を更に強調するようにクラブに奨励した。

1982年には管理委員会は財団週間をロータリー財団月間に改め毎年11月に遵奉することに決めた。

ロータリー財団のプログラムの変遷

1948年国際親善奨学生が始まる。

1965年研究グループ交換チーム（GSE）はカリフォルニアと日本の地区間で編成された。

1965年特別補助金（のちのマッチンググラント）の創設

1978年3H（保健、飢餓追放及び人間性尊重）の創設、フィリピンで630万人の子供たちがポリオ予防接種を行う補助をした。このプロジェクトをきっかけにポリオプラスが生まれた。

1982年ロータリー平和フォーラムを開始し2002年ロータリーセンターの奨学生一期生70名が選ばれた。

これらのプログラムはグローバル補助金、地区補助金、ポリオプラス、平和フェローとして私たちに引き継がれています。

最後に、アーチ・克蘭フはこう述べています。

「金だけでは大したことはできない。個人の奉仕は金がなければ無力である。

この2つが組み合わせれば、文明への天の恵みになることができる。」

この2つが組み合わさったとき「希望の財団」となることを確信しています。

（デイビットC．フォワード著「奉仕の1世紀」より引用）

2) ロータリー財団への寄付と認証

1-2) ロータリー財団への寄付と認証

1-2-1) 寄付の種類

ロータリー財団 (TRF) への寄付は大きく分けると年次基金、ポリオプラス、恒久基金、災害救援、その他寄付の5種類となります。中でもクラブの活動の補助金に反映する年次基金へは毎年ご寄付をいただく事を強くお願いいたします。

寄付分類名		説明
年次基金	シェア (使途の配分)	寄付は投資に回され、3年後に寄付の50%がDDF（地区財団活動資金）に、残り50%はWF（国際財団活動資金）に分割されます。2024 - 25年度から50%が47.5%ずつとなり、5%が運営費となります。
	WF ※ 1 (ワールドファンド)	寄付を全額 WF に指定できます。WF は、特に緊要なニーズがある分野で利用されます。
	重点分野 ※ 2	7つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができます。DDF には分配されません。
ポリオプラス		寄付は、すべての子どもにポリオ予防接種を行うために生かされます。この寄付はまた、ビル＆メリンダ・ゲイツ財団から2倍の上乗せの対象となります。
災害救援基金		地区でも使える災害救援活動や復興活動に生かされます。この基金への寄付は、特定の災害に指定することはできず、ロータリー災害救援補助金を通じて活用されます。
恒久基金	シェア (使途の配分)	寄付の元金は投資され、投資収益の50%がDDFに、残りの50%がWFに均等に分けられます。
	WF	運用益の全額がWFになります。WFは、差し迫ったニーズがある分野に使われ、すべての地区に財団のプロジェクトを実施する機会を提供します。
	ロータリー 平和センター	平和センターに指定された寄付は、平和と紛争解決の分野で活躍するリーダーを育成する学術研究やプログラム、ネットワーク構築のために生かされます。
	重点分野	7つの重点分野のいずれかを指定して寄付ができます。DDF には分配されません。
	冠名基金 ※ 3	25,000 ドル以上の寄付をした場合、寄付金は投資に回され、投資収益の一部のみが寄付者が指定したプログラムに恒久的に活用されます。その基金に寄付者が指定する名前がつけられます。
その他	承認済みの グローバル補助金事業への拠出	承認されたグローバル補助金事業に対して寄付が出来ます（現金拠出と言う）。
	冠名指定寄付	グローバル補助金冠名指定寄付、ロータリー平和センター冠名指定寄付、ロータリー平和シンポジウム冠名指定寄付、平和のための新たな機会：冠名寄付です。
	その他	その他、臨時に設置された基金

※ 1 WF は、必要に応じてその5%が運営費のために確保されることがあります。

※ 2 重点分野：①平和構築と紛争予防、②疾病予防と治療、③水と衛生、④母子の健康、⑤基本的教育と識字率向上、⑥地域社会の経済発展、⑦環境

※ 3 冠名基金の設立についてのお問合せは、地区財団委員会までご連絡ください。

E-mail:2790foundationpr@gmail.com

1-2-2) 寄付の方法

寄付の方法 ご寄付の方法は、主に次の3つが挙げられます。

1. 銀行振込（クラブ経由を含む）
2. MyROTARY からオンラインで寄付できます。その際には是非ロータリーカードをお使いください。
3. ロータリーカードのポイントを寄付に交換できます。

・銀行振込による寄付の流れ

- ①寄付分類を決める：まず、寄付をする対象（年次、ポリオ、恒久、災害など）を決めます。
ポール・ハリス・フェローやベネファクターなどの認証を目指す場合は「(2-3) ロータリー財団の認証」を参照してください。
- ②寄付者を確認する：寄付者は、個人、法人、ロータリークラブ、インターアクトクラブ、ロータリーアクトクラブ、地区のいずれかをお願いいたします。個人の認証やバナー認証の目標などを確認し、寄付送金明細書の寄付者欄に記入する名義を決めてください。確定申告用の領収証は、記入されたID番号に基づき、個人と法人向けに送金明細書に記入した名義で発行されますのでご注意ください。
※初回ご寄付の際にご報告いただいた漢字表記で領収証を発行します。
- ③寄付送金明細書を記入する：次ページを参照の上、寄付送金明細書に必要事項を記入し、「kifu@rotary.org」へメールにてお送りください（メールが使えない場合は、FAXでも可）。
※寄付送金明細書は、エクセル形式のままお送りください。
- ④寄付金を指定の口座へ送金する：寄付送金明細書を送った後、以下の口座へ寄付金を送金します。

三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義：公益財団法人ロータリー日本財団

※振込先は寄付送金明細書上部にも記載されています。

※留意点 「税制上の優遇措置」を受ける場合は必ず日本円で寄付をしてください。

・オンラインによる寄付の流れ

個人からの寄付：

- ①My ROTARY にログインし、ページ上部の「ロータリー財団」内の「ご寄付」をクリックする
- ②寄付先・寄付金額を選択する。寄付通貨、寄付金額は任意の額を選択できます。また、寄付の回数は1回、もしくは定期的に年1回、四半期に1回、月1回から選択する事ができます。
- ③オンライン寄付の決済はクレジットカードしか使用する事はできません。
是非、ロータリーカードをお使いください（「(2-4) ロータリーカード」参照）。
- ④確定申告時の控除に必要な領収書は年に2回、1月と7月に郵送されます。

法人からの寄付：

法人からのご寄付の場合、領収証は法人名での発行となります。初回のご寄付が受理される際に、その法人にも新たにID番号が作られ、2回目以降のご寄付からはそのID番号を使用します。

周年行事やイベントにて集まったご寄付の送金方法：

イベント等で不特定の方から頂いたご寄付を送金する場合、イベントを主催したクラブや地区、あるいは個人が寄付者となります。イベント名やグループ名等を、寄付者にはできません。実際の寄付者名、寄付額、寄付分類などを事前に寄付者に伝えておくことが重要です。（例）「ロータリー日本財団に、〇〇ロータリークラブとして、チケット代1,000円のうち300円をポリオのために寄付をします。」という文言を、コンサートの広告に掲載する。または、チケット販売時に必ず伝える。

クラブのバナー認証について：

ポール・ハリス・フェローやベネファクターなど個人の認証だけでなく、クラブのバナー認証もあります。地区やクラブによってはクラブのバナー認証を目標に掲げていることもあるので、「(2-3) ロータリー財団の認証」の寄付分類や認証の取得条件を必ず確認して下さい。

R I 会長賞について：

会長賞の住所資格を満たすには、財団への寄付に関する項目の達成も必要です。受賞を目指すクラブは、条件となる寄付分類や金額などの詳細について、テーマと一緒に発表される会長賞のパムフレットをご確認下さい。

A

公益財団法人 ロータリー日本財団
寄付送金明細書

TEL: 03-5439-5806
FAX: 03-5439-0405

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org 送金日までにお送りください

通信欄:	①
一括1万ドル以上の大口寄付について寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の口に✓をお願いします。	
☐ 公表しないで下さい。(寄付者名) _____	

着金日のRIレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日	振込元 金融機関 支店名		送金額	RIレート
	地区番号	クラブ番号	クラブ名	担当者名	TEL

	寄付者名 (領収証宛名)	ローマ字名	ID番号	寄付分類	円金額	\$金額
	・個人 ・法人 ・クラブ ・地区	(姓、名) (法人は英語名)	・個人ID番号 ・法人ID番号 ・クラブ番号 ・地区番号	▼をクリックして選択 ・補助金/冠名基金 は番号を入力		・RIレートと円 金額の入力で 自動計算
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

記載例の説明書の一部を以下に記載します。

インターネットで「<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/9031>」と入力すると明細書がダウンロードできます。

- ①通信欄: 記入欄がない事項の連絡にお使下さい (大口寄付者の公表の確認、メモリアルコントビューション情報のお礼状送付先など、振込や領収書、認証品等に関する連絡事項やご依頼など)。
- ②送金情報: レートは着金日の月のレートになります。数字だけを入力して下さい。
例: TEL は、日中連絡がとれる番号を記入して下さい。
- ③寄付者名: 領収書の宛名となりますので正確をお願いします。
- ④ローマ字: ローマ字名も RI に登録した通りにご記入下さい。法人の場合も正確な英語表記が必要です。1 字でも登録と違うと別人とみなされることがあります。
※全会員のローマ字名は My ROTARY を参照して下さい。
- ⑤会員 ID 番号: 正確に記入してください。ID 番号と名前が一致しない場合、通常は ID 番号の所有者の寄付として扱われます。ID の無い新入会員の方は NEW と記入して下さい。
- ⑥寄付分類: リストから選択して入力できます。補助金番号の入力やその他の寄付、シェア以外を選択する場合には詳細をご記入下さい。ダブルクリックで入力可能になります。記入は「年次」「ポリオ」「恒久基金」「MG#12345」「GG#67890」のように記入します。その他については、ホームページをご覧ください。
- ⑦円金額: 寄付者、寄付分類毎に円金額を記入します。経費負担を軽減するため、できるだけ一口 2 千円以上でお願い致します。補助金の提唱者負担分は、送金時のレートで計算します。
- ⑧\$ 金額: パソコン入力の場合、RI レートと円金額の入力で自動計算されます。手書きの場合は、小数点 3 位を四捨五入し、第 2 位までご記入下さい。
尚、日本円以外の寄付は「税制上の優遇措置」を受けられません。

※⑥の寄付分類で必ず寄付先を一つ指定して下さい。(基本は年次基金もしくは年次と記入して下さい)

1-2-3) ロータリー財団の認証

寄付して頂いた方への感謝のしるしが認証です。

公益財団法人ロータリー日本財団は TRF への寄付を取り次ぐ財団であり、同財団への日本円での寄付は「税制上の優遇措置」が受けられます。

・個人に対する認証

「財団の友」会員

年次基金に毎年 100 ドル以上のご寄付をした方。

ベネファクター

遺言またはそのほかの遺産計画に財団恒久基金を受益者として指定した方、または恒久基金に 1,000 ドル以上を現金で寄付された方。

ベネファクター	\$1,000 ～	認証状と襟ピン (ウイング)
---------	-----------	----------------

※恒久基金 1,000 ドルに達した時の 1 回のみ

ポール・ハリス・フェロー (PHF) / マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

年次基金、ポリオプラス、災害救援基金、承認された財団補助金のいずれかに 1,000 ドル以上を寄付した方。寄付者は、ご本人以外の方のお名前でも 1,000 ドル以上を寄付することで、ポール・ハリス・フェローの称号をほかの人に贈ることもできます。また、追加で 1,000 ドル以上をご寄付いただくごとに、「マルチプル・ポール・ハリス・フェロー」として認証されます。

PHF	\$1,000 ～	認証状と襟ピン
PHF +1	\$2,000 ～	襟ピン (サファイア 1 粒)
PHF +2	\$3,000 ～	襟ピン (サファイア 2 粒)
PHF +3	\$4,000 ～	襟ピン (サファイア 3 粒)
PHF +4	\$5,000 ～	襟ピン (サファイア 4 粒)
PHF +5	\$6,000 ～	襟ピン (サファイア 5 粒)
PHF +6	\$7,000 ～	襟ピン (ルビー 1 粒)
PHF +7	\$8,000 ～	襟ピン (ルビー 2 粒)
PHF +8	\$9,000 ～	襟ピン (ルビー 3 粒)

ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)

毎年合計 1,000 ドル以上を年次基金寄付、ポリオプラス、または財団が承認した補助金プロジェクトに個人として寄付するお約束をいただいたロータリアンやロータリー財団 (TRF) の支援者を認証するプログラムです。

・ PHS の入会方法

以下 2 つの方法があります。

- ① ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレット (資料番号:099) の一部が入会申込書になっていますので、こちらに必要事項をご記入し、地区へご提出ください (ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレットはウェブサイトからダウンロードできます。)
- ② ウェブサイト「My ROTARY」にアクセスし、行動する→寄付者の認証→ポール・ハリス・ソサエティ・メンバーをクリックします。「詳細はこちらから」をクリックして、「PHS ご入会フォーム」に必要事項をご入力・送信下さい。また、そのページを印刷しガバナー事務所に送って下さい。まずは、ガバナー事務所にご連絡ください。

・ PHS の認証品

入会者には、地区から認証状と襟ピンにつけるウイングが贈られます。郵送、贈呈などは地区の PHS コーディネーターが担当しています。

メジャードナー (MD)

累積寄付の合計が 10,000 ドルに達した方。

MD レベル 1	\$10,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル 2	\$25,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル 3	\$50,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
MD レベル 4	\$100,000 ～ \$249,999	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ

アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

累積寄付の合計が 250,000 ドルに達した方。ソサエティ入会者は、米国イリノイ州エバンストンの国際ロータリー本部にある「アーチ・クランフ・ソサエティ・ギャラリー」(タッチパネル式スクリーン)に肖像写真と略歴が掲載されます。

AKS 管理委員会サークル	\$250,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員長サークル	\$500,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 財団サークル	\$1,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員会プラチナサークル	\$2,500,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 管理委員長プラチナサークル	\$5,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ
AKS 財団プラチナサークル	\$10,000,000 ～	クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ

レガシー・ソサエティ

恒久基金に 100 万ドル以上の寄付を誓約された方は、ロータリーの年次報告にお名前が記載されるほか、国際ロータリーとロータリー財団の特別行事に招待されます。レガシー・ソサエティ会員には特別な認証品が贈られるほか、遺贈友の会会員のための特典すべてが与えられます。

遺贈友の会 (Bequest Society)

遺産計画で、10,000 ドル相当以上のご寄付を誓約した個人または夫妻が「遺贈友の会」会員となります。寄付は恒久基金として運用され、収益の一部がクラブやロータリー財団 (TRF) の活動を支え続けていきます。日本では公益財団法人ロータリー日本財団を通じて寄付し、税制上の優遇措置を受けることができます。寄付者には、ご誓約をされた時点で認証品 (クリスタル、襟ピン、ペンダントトップ) が贈られます。誓約額による認証レベルはメジャードナー (MD)、アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS) と同じです。また、2 万 5 千ドル相当以上のご誓約の場合、誓約が果たされた際に、冠名基金を設立することを同意書に含めることができます。

ご入会方法等詳細は、日本事務局財団室までお問い合わせください。

\$10,000	遺贈友の会襟ピンと額に入れることができる芸術品
\$25,000	Rotary's Promise のクリスタル、冠名基金、上記すべて
\$50,000	2 つの重点分野または地区を指定した別途の冠名基金ならびに上記すべて
\$100,000	カスタマイズされた Rotary's Promise のクリスタルならびに上記すべて
\$250,000	逝去後のアーチ・クランフ・ソサエティへの入会ならびに上記すべて
\$500,000	ロータリー国際大会での特別席や登録に関する特典ならびに上記すべて

・クラブに対する認証

クラブに対する認証は、次のものがあります。

- ・ 100% ロータリー財団寄付クラブ
- ・ 100% ポール・ハリス・フェロー・クラブ
- ・ 100% ポール・ハリス・ソサエティ・クラブ
- ・ 100% Rotary's Promise クラブ
- ・ 毎年あなたも 100 ドルを (EREY: Every Rotarian Every Year) クラブ
- ・ 年次基金の一人当たりの寄付が地区で上位 3 クラブ

・冠名の機会

寄付者または特定の方のお名前のついた冠名基金または冠名指定寄付としてご寄付いただくことも可能です。詳細は、地区財団委員会までお問い合わせ下さい。

・財団認証ポイント

財団認証ポイントとは何ですか。また、ポイントはどのように貯まるのですか。

財団認証ポイントとは、年次基金またはポリオプラスを通じてロータリー財団に寄付をした方、あるいは財団補助金の提唱者負担金として寄付をした方に授与されるものです。これらの寄付をした方には、1米ドルにつき1ポイントが与えられます。恒久基金への寄付は財団認証ポイントの対象とはならないことにご留意ください。

寄付者は、自分の認証ポイントを他の人に移譲して、自分以外の人をポール・ハリス・フェロー（またはマルチプル・ポール・ハリス・フェロー）にすることができます。財団認証ポイントは、寄付者が亡くなるまで、または寄付者がポイントを使い切るまで、寄付者ご本人のものとして保存されます（ただし、大口寄付者が亡くなった場合はその配偶者が認証ポイントを使用することができます）。

財団認証ポイントを移譲するには、どうすればよいですか。

一度に移譲できるのは最低100ポイントとなり、認証ポイント移譲の要請書式を提出する際に承認の署名が必要となります。申請書のPDFファイルはMy ROTARYからダウンロードします。全てアルファベットで記入し、署名欄以外はタイプで入力して下さい。

- ・個人が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、寄付者ご本人のみとなります。
- ・クラブが所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、クラブ会長のみとなります。
- ・地区が所有する認証ポイントの移譲を承認できるのは、地区ガバナーのみとなります。

寄付者個人の認証ポイントをクラブまたは地区に移譲することはできない場合があります。

1-2-4) ロータリーカード

日本では、2002-03年度より、ロータリーカード「ロータリーインターナショナルマスターカード（オリコカード）」が発行されました。カードは、個人のスタンダード、ゴールドと会社法人用のビジネスの3種類です。

ビジネスカードは利用金額の0.5%、その他は0.3%、またカードの年会費のうちビジネスカードは、1,500円/枚、ゴールドカードでは、3,000円/枚がいずれも「ポリオ根絶」のための資金に充てられます。ただし、これらは個人のポリオプラスへの寄付実績には加算されません。

一方、買い物で貯まったポイントを一定の割合（1,000ポイント＝5,000円単位）でロータリー財団の年次基金寄付に交換することもでき、こちらは個人の寄付実績に反映されます。日常生活、経済活動にロータリーカードを取り入れるだけで自動的にポリオ根絶活動への貢献ができるのです。

さらに、2016年からは新たに「ロータリーダイナースクラブカード」が発行されました。こちらはみなし法人カードとしてクラブ、地区、各委員会単位で作成ができ、地区会やセミナーの費用、諸経費やRIへの人頭分担金、寄付などの支払ができ、利用額の0.3%がポリオ根絶の活動資金に充てられます。年会費は無料ですが、カードにポイントは付与されません。

個人カードについては、年会費22,000円のうち初年度のみ5,000円が、利用額については他のカードと同様0.3%がポリオ根絶に充てられます。ポイントは付与されますが、年次基金寄付に交換することはできません。



QRコードはこちら

（ビジネスカードの情報・入会はオンラインではできません）

(1) ロータリーインターナショナルマスターカード（MasterCard オリコ）

ビジネスカード（年会費3,000円）/ ゴールドカード（同10,000円）ともに税別スタンダード（年会費なし）の3種類

申込み先：<https://www.orico.co.jp/creditcard/contribution/15.html>

テレホンサービス：0120-911-004

●ロータリーカード実績（オリコカード）（利用金額、還元金額は 2020-21 年度）

ロータリーカード利用金額総計		29,267,634 円
ロータリーカードポリオ還元額	利用金額× 0.3%	87,848 円
ビジネスカード利用金額総計		16,358,565 円
ビジネスカードポリオ還元額	利用金額× 0.5%	81,805 円

●ロータリーインターナショナルマスターカード（オリコカード）



個人：ゴールドカード



個人：スタンダードカード



会社等：ビジネスカード

(2) ロータリーダイナースクラブカード（Diners Club Card）

クラブカード／地区カード／地区委員会の 3 種類法人カード（年会費無料）と個人カード（年会費 22,000 円）

申込み先：https://www.diners.co.jp/ja/entry_form/lp/rotary/index.html

コールセンター：0120-041-962

クラブカード：会長、副会長、幹事、会計、理事、会長エレクト、次期副会長、次期幹事、次期会計、次期理事、事務局の方が対象

地区カード：ガバナー、ガバナー補佐、地区代表幹事、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、直前ガバナー、次期ガバナー補佐、次期地区代表幹事、次期地区会計長の方が対象

地区委員会カード：地区内の各委員会委員長、地区内の時期各委員会委員長の方が対象

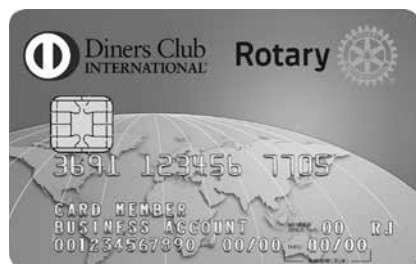


QR コードはこちら

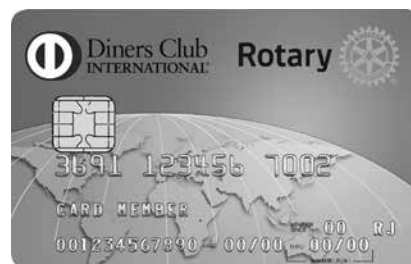
●（ダイナースカード）（利用金額、還元金額、発行枚数は 2020-21 年度）

利 用 金 額	41,891,243 円
ポ リ オ 根 拠 活 動 資 金	125,673 円
発 行 枚 数	53 枚

●ロータリーダイナースクラブカード



クラブ／地区／委員会用



（個人用）

※ 12 月 5 日に行われた財団セミナーにて、2020-21 年度のロータリーカード実績に対して第 1 第 2 第 3 地域の地区・クラブ毎の表彰が行われました。

第 1 地域では個人／ビジネスカード部門と地域内クラブカード部門で表彰されました。

● 2020-21 年度第 1 地域実績

地域	部門	地区・クラブ名
第 1 地域	個人／ビジネスカード部門（オリコ）	第 2790 地区 柏西ロータリークラブ
	クラブカード部門（ダイナース）	第 2770 地区 浦和ロータリークラブ
	地域内クラブカード（ダイナース）	第 2790 地区（千葉）

1-2-5) 税制上の優遇措置

ロータリー日本財団

公益財団法人ロータリー日本財団を通じて日本円で寄付されますと、確定申告を行うことにより寄付金控除の対象となります。送金の際は、11 ページに記載した寄付金送金明細書をご参照下さい。ロータリー日本財団設置の大きな目的はこのためです。外貨での寄付は対象になりません。

税制上の優遇措置

公益財団法人ロータリー日本財団への個人、法人からのご寄付は、確定申告を行うことにより税制上の優遇措置の対象となります。個人の寄付金に対する優遇措置は、「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択することが出来ます。「税額控除」には、確定申告の際「領収証」のほかに、「税額控除に係る証明書」が必要となります。証明書はロータリー日本財団のホームページ下記よりダウンロードしていただくか、日本事務局までご請求下さい。

詳しくは国税局のホームページ（個人・法人）、または最寄りの税務署にお問い合わせください。

http://piif-rfj.org/pdf/zeigakukoujyo-shoumei_R31101_R81031.pdf

確定申告用領収証の発送時期

会員個人による寄付については、ご所属のクラブにまとめて送付されます。7月から12月までのご寄付は翌年1月末に発行され、クラブへは2月初旬到着予定です。1月から6月までの分につきましては、同年7月末に発行され、クラブへは2月初旬に到着予定となります。

法人および会員以外の個人による寄付については、随時領収証が発行されます。送金明細書の通信欄に送付先をご明記ください。

1-2-6) 寄付金の現状と分析

20-21 年度日本全体 34 地区の年次基金寄付の一人当たりの平均は 145.51 ドルでした。
これに対し当地区の実績は一人当たり 154.21 ドルとなり、目標の 150 ドルを達成しました。
しかし、関東地方の 10 地区中 9 位という現状です。
以下の表は関東地方の地区の一人当たりの寄付額順に並べた表です（4 年間の平均順）。

単位：ドル

順位	地区番号	都道府県名	17-18 年度	18-19 年度	19-20 年度	20-21 年度	平均
1	2770	埼玉南東	207.7	205.68	197.34	215.02	206
2	2750	東京・北マリアナ諸島・ グアム・ミクロネシア・パラオ	169.7	168	184.34	193.95	179
3	2590	神奈川（横浜・川崎）	169.6	164.77	187.99	184.05	177
4	2840	群馬	172.3	173.93	173.93	183.15	176
5	2780	神奈川	191.6	179.8	186.14	179.99	184
6	2580	東京・沖縄	151.5	159.22	169.1	170.92	159
7	2550	栃木	152.5	144.29	161.18	158.14	154
8	2820	茨城	157.6	147.59	152.47	157.74	154
9	2790	千葉	137.1	139.41	133.72	154.21	141
10	2570	埼玉西北	126.7	143.7	118.13	146.97	134
		日本全体	144.19	144.85	144.96	148.05	146

当地区では 6 年連続寄付ゼロクラブがゼロとなりました。

●当地区の寄付概要（前年対比）

単位：ドル（以下四捨五入）

	第 2790 地区 2020-21 年度	第 2790 地区 2019-20 年度	前年対比	第 2790 地区 1 クラブ平均	日本全体 2020-21 年度
会員数	2,733	2,782	98.2%	33.33	85,366
1 人当たりの寄付	154.21	133.72	115.3%	—	148.05
年次寄付	421,446	372,002	113.3%	5,139.59	12,598,570
その他寄付 (ポリオ)	63,653	64,050	99.4%	776.26	2,603,642
恒久基金	119,039	94,218	126.34%	1,451.70	1,972,351
寄付合計	604,138	530,271	113.9%	7,367.54	14,832,635

● 2020-21 年度 寄付額上位 5 か国

単位：ドル(財団室ニュース 2021 年 9 月号より抜粋)

	1. アメリカ	2. 韓国	3. インド	4. 日本	5. 台湾
1 人当たりの寄付	174.56	275.67	53.01	148.05	219.42
年次寄付	51,985,511	16,602,265	7,857,479	12,598,570	7,038,965
その他寄付 (ポリオ)	121,875,580	2,232,042	12,750,525	2,603,642	3,365,694
恒久基金	14,572,314	3,854,083	1,780,904	1,972,351	4,427,976
寄付合計	188,433,405	22,688,390	22,388,908	17,174,563	14,832,635

3) シェアシステム

1-3) シェアシステム

1-3-1) 資金の運用

全ての寄付金は、国際ロータリーのロータリー財団 (TRF) で運用し、年次報告書に掲載されています。ロータリーの資金はすべて、TRF の投資委員会の管理のもとにプロの投資マネージャーが運用しています。

1-3-2) シェアシステムの仕組

3 年前の年次基金寄付を地区財団活動資金 (DDF) と国際財団活動資金 (WF) に 50% ずつ配分します。2016-17 年度から恒久基金の運用益の 5% を国際財団活動資金 (WF) の運営費とすることになりました。また、2021 年 7 月 1 日に 3 年前の年次基金寄付を、地区財団活動資金 (DDF) と国際財団活動資金 (WF) に 47.5% ずつ配分し、5 パーセントが国際財団活動資金 (WF) の運営費とする方針変更が可決されました。2024-25 年度から適用されます。この措置は、グローバル補助金における需要と供給のバランスを図ることを目的にしたものです。グローバル補助金は 2013-14 年度の導入以来、大きな成功を収めてきました。初年度には 863 件、4,730 万ドルの補助金が授与されたのに対し、2019-20 年度には 1,359 件、9,560 万ドルにまで増加しました。グローバル補助金授与額の増加率が 100% を超える一方で、同補助金の資金源である年次基金への寄付がこのペースに追いついていません。その結果、グローバル補助金のへの需要が、利用可能な資金を大きく上回っています。これに加え、新型コロナウイルスがもたらした前例のない課題に取り組むため、2020 年 3 月以来、コロナウイルス対応のプロジェクトに対し、災害救援補助金として 3,200 万ドルを授与しました。

1-3-3) 第 2790 地区 2021-22 年度 シェアシステムについて

2022-23 年度のシェアシステムの金額はまだ確定していませんが概算値は下記のとおりです。

この表の内、「① 3 年前の年次基金 (シェア) 寄付」372,002.60 ドルは、2019-20 年度に第 2790 地区内の皆様が年次基金 (シェア) にご寄付をして頂いた金額の合計額です (月次寄付レポート 7 月～6 月 2019—20 年度 によります)。

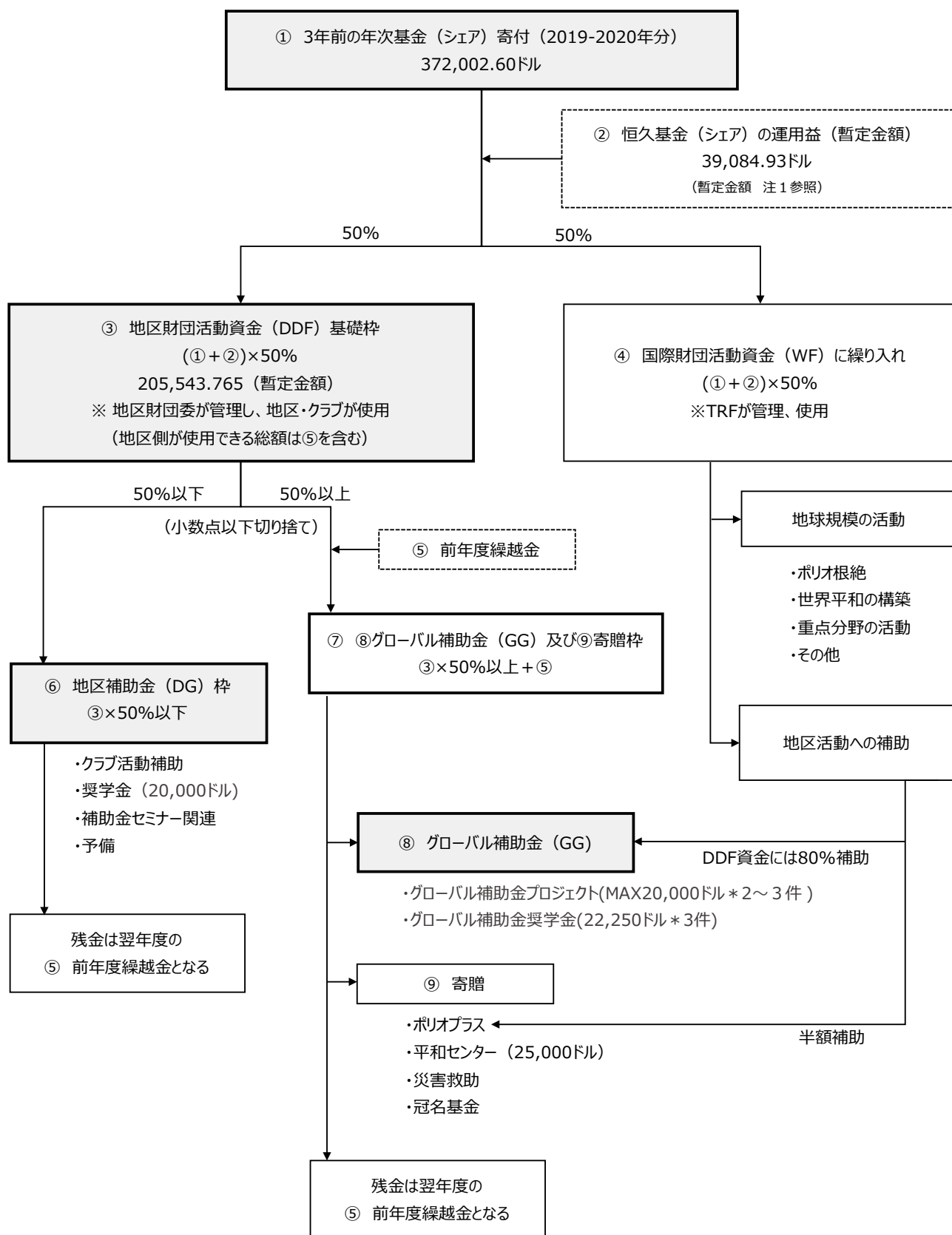
この金額に「② 恒久基金 (シェア) の運用益」(暫定額※ 39,084.93 ドル) を加えた金額は、「③ 地区財団活動資金 (DDF) 基礎枠」と「④ 国際財団活動資金 (WF) に繰り入れ」に均等に配分されます (暫定額※ 205,543.765 ドル)。

「③ 地区財団活動資金 (DDF) の基礎枠」は、50% を上限として「⑥ 地区補助金 (DG) 枠」に、50% を下限として「⑦ ⑧ グローバル補助金 (GG) 及び⑨ 寄贈枠」に配分されます。今年度の「⑥ 地区補助金 (DG)」への配分額は 102,771 ドルの予定です。但し、各クラブからの地区補助金の申請状況によって、この配分額は変更になる可能性があります。「⑦ ⑧ グローバル補助金 (GG) および⑨ 寄贈枠」には、「⑤ 前年度の繰越金」(暫定額※ 53,605.52 ドル) を加えた 156,378.28 ドルが配分されます。

この地区財団活用資金 (DDF) から財団委員長の判断に基づいて、ポリオプラス・平和センター・その他に「⑨ 寄贈」され、その残額からグローバル補助金事業・グローバル補助金奨学生事業に配分される「⑧ グローバル補助金 (GG)」には、地区財団活用資金 (DDF) 拠出に際して、国際財団活用資金 (WF) からその 80% が上乗せされます。「⑨ 寄贈」のポリオプラスには、地区財団活用資金 (DDF) 寄贈額の半額が国際財団活動資金 (WF) から上乗せされます。その後でビル&メリンダ・ゲイツ財団からの上乗せが行われ、ロータリーがポリオ根絶のために集める資金に対し今後もゲイツ財団から 2 倍額が上乗せされます (上乗せの対象となるロータリーからの金額は毎年 5000 万ドルまでとなります)。平和センターへは、通年通り 25,000 ドルを寄贈する予定となっています。なお、「⑥ 地区補助金 (DG) 枠」と「⑧ グローバル補助金 (GG)」の配分額の中には奨学生の派遣費用を含みます。

暫定額※・・・ハンドブック編集時点では、恒久基金 (シェア) の運用益・前年度の繰越金は確定していませんので、前年度のコストを用いて暫定金額としております。

2022-23年度シェアシステム
(3年前の年次基金への寄付金の使われ方)



注1）ハンドブック編集時点では恒久基金の運用益が確定していないので前年度の金額を用いて暫定金額とする。

4) ロータリー財団プログラム

1-4) ロータリー財団プログラム

1-4-1) ロータリー財団プログラムの概要

ロータリー財団プログラムは、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ポリオプラスプログラム」、「ロータリー平和センタープログラム」の4つです。

地区補助金

地区補助金は、ロータリー財団の使命に関連した小規模で短期的なプロジェクトを支えます。2019-20年度、財団は490件の地区補助金を承認し、プログラム授与額は合計3,360万ドルに上りました。

グローバル補助金

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供します。活動には、人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チームが含まれます。2019-20年度、財団は1,359件のグローバル補助金を承認し、プログラム授与額は合計9,560万ドルに上りました。

ポリオプラスプログラム

1988年以来、ロータリーとパートナー団体は、約30億人の子どもにポリオの予防接種を行ってきました。

2020年6月現在、ロータリーは世界的ポリオ根絶活動に対し21億ドル以上を投入し、野生型ポリオウイルスが残る最後の2カ国での根絶活動を継続し、ポリオのない世界を実現することを目指しています。2019-20年度、ポリオプラス・パートナー補助金を含むプログラム補助金の総額は1億5,180万ドルでした。

ロータリー平和センタープログラム

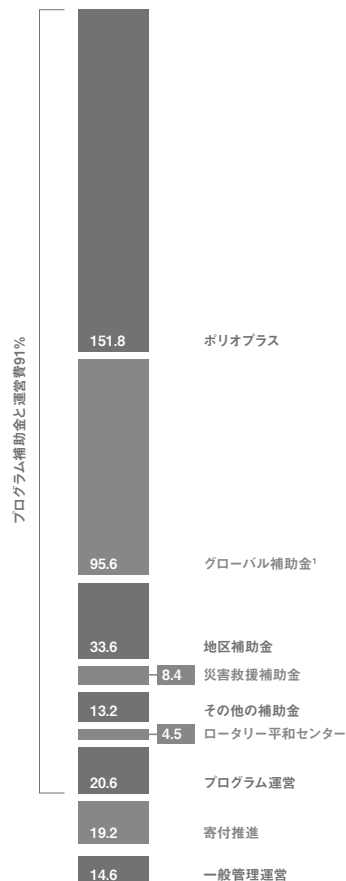
ロータリー財団は毎年、6つのロータリー平和センターで学ぶ平和フェローの研修を支えています。平和フェローは平和センターで修士号または専門能力開発修了証の取得を目指します。2002-03年度以来、110カ国以上から1,370人のフェローがこのプログラムに参加してきました。2019-20年度、35カ国から69人のフェローがロータリー平和センターで留学を開始し、フェローとセンターへの授与額は合計450万ドルとなりました。

2019-20年度のロータリー財団の財務は左表のとおりです。

2020年6月のロータリー財団の支出は3億6200万ドルとなっており、プログラム補助金と運営費は91%の比率でした。投資純益が前年度より33,520,000USD減ってプログラム補助金が増えたため、収支は赤字となっています。その為、グローバル補助金の上乗せが減るなど2021年度7月より補助金の変更がありました。

財務

ロータリー財団の支出：3億6200万ドル



ほぼすべての国で活動するロータリーは、慎重に資金管理を行っています。

国際ロータリー 収支報告

2019会計年度と2020会計年度(6月期) (単位: 千米ドル)

会計年度累計	2019年6月	2020年6月
収入		
会費	\$77,713	\$82,205
投資純益	2,092	3,135
支援業務とその他の活動	33,404	19,765
収入合計	\$113,209	\$105,105
支出		
運営費	\$79,213	\$79,095
支援業務とその他の活動	26,944	18,326
戦略的準備金	667	1,352
支出合計	\$106,824	\$98,773
為替差損	\$(617)	\$(2,432)
純資産の増加	\$5,768	\$3,900
純資産(期首)	\$140,096	\$145,864
純資産(期末)	\$145,864	\$149,764

ロータリー財団 収支報告

2019会計年度と2020会計年度(6月期) (単位: 千米ドル)

会計年度累計	2019年6月	2020年6月
収入		
寄付 ²	\$321,901	\$338,751
投資純益	37,975	4,458
補助金とその他の活動	640	(343)
収入合計	\$360,516	\$342,866
支出		
プログラム補助金	\$281,091	\$307,090
プログラム運営費	20,275	20,581
寄付推進	19,049	19,265
一般管理運営	14,790	14,597
支出合計	\$335,205	\$361,533
為替差損	\$(661)	\$(2,651)
誓約未収入のための予備費	\$(1,673)	\$(2,375)
純資産の増減	\$22,977	\$(23,693)
純資産(期首)	\$1,127,298	\$1,150,275
純資産(期末)	\$1,150,275	\$1,126,582

¹ 返金その他調整後
² 新たな誓約5280万ドル、およびポリオプラス基金への繰入金1700万ドルは含まれない

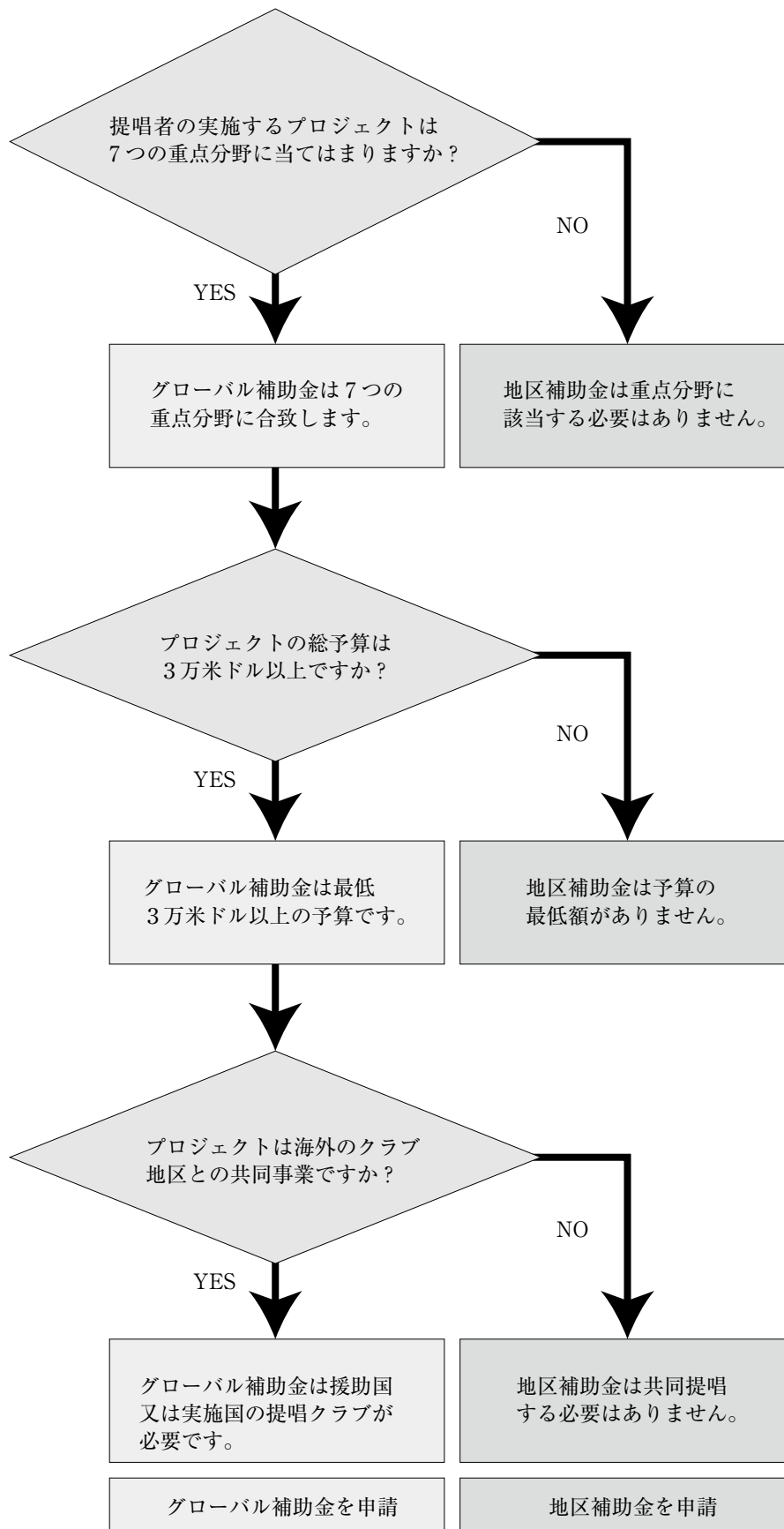
1-4-2) 地区補助金 (DG) とグローバル補助金 (GG) の比較

下掲のようにそれぞれの補助金には大きな違いがあります。

地区補助金 (DG)	グローバル補助金 (GG)
財源は地区財団活動資金 (DDF) です。当地区では、プロジェクト全費用の 50% を目途に補助金を配分しますが、クラブからの申請の総額により補助金額を減額する場合があります。	財源は DDF と国際財団活動資金 (WF)、クラブ拠出金の組み合わせです。DDF に対し 80% の WF が上乗せされます。
DG の総額は 3 年前の年次基金寄付と前年度の恒久基金の運用益の合計の 50% が上限です。	DDF から地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額を配分します。繰越金は原則としてここに加算されます。
地区財団委員会が一括して TRF に申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト 1 件ごとにクラブ等が直接ロータリー財団 (TRF) に申請します。個別申請です。地区財団委員会が申請するものではありません。
補助金を受ける年度内で報告書までが完了する比較的短期間のプロジェクトです。	現地調査も含め、プロジェクト完成まで 1 年以上かかるプロジェクトです (例外: 職業研修チーム)。
1 回限りの比較的小規模なプロジェクト。同一内容の場合は原則的に 5 年に 1 度の申請とします。	持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることが出来なければなりません。大規模な国際プロジェクトです。
奨学生の奨学金支給期間は、1 年間です。	奨学生の奨学金支給期間は、最長 4 年間です。
奨学生は国外の大学、大学院を対象とします。	奨学生はロータリーの重点分野を専攻し海外の大学院及び同レベルの研究機関で学ぶ場合に限られます。
2790 地区の補助金は 1 件当たり 30 万円以下、人道的国際奉仕の場合は 60 万円以下と定めています (ロータリーレートにより変動します)。	2790 地区では、1 つのプロジェクトに対して DDF から支出する補助金は、原則 20,000 ドル以下としています。
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2 カ国以上のクラブまたは地区が参加する国際プロジェクトのみです。
実施国にロータリークラブの有無を問いません。また、協力クラブも必須ではありません。OFAC 指定国は除きます。	ロータリークラブが存在する国または地域のプロジェクトのみを対象とします。
ロータリーの目的に即した事業であればプロジェクトの分野は問いません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。	ロータリーの重点分野の 1 つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。平和フェローの専攻科目と重なる場合は不可です。
クラブと地区が主たる実施者で、申請書を提出し実施と報告の責務を負います。	申請書・報告書は実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が協力しなければいけません。しっかりした相手を選ぶ必要があります。
実施者は事業完了後 1 か月以内に完了報告書を提出し、地区は全部を取り纏めてロータリー財団 (TRF) への完了報告の提出が義務付けられています。報告書が提出されないとロータリー財団 (TRF) より次年度の補助金支給が停止されます。	プロジェクト完了後 2 か月以内にロータリー財団 (TRF) へ完了報告書の提出が義務付けられています。プロジェクトが 1 年を超える時は中間報告の提出が必要です。報告書が提出されないとロータリー財団 (TRF) より地区への次年度の補助金支給が停止されます。
補助金の残額を合計して TRF に返却し、DDF として繰り越しされます。	個別のプロジェクトの補助金で残金があった場合、TRF に返却します。
補助金は受給者 (クラブなど) に管理責任があります。地区も最終責任を負います。	ロータリー財団 (TRF) がプロジェクトを 1 件 1 件審査し、補助金を個別に授与します。補助金は受給者 (クラブなど) に管理責任があります。地区も最終責任を負います。
2790 地区では、原則としてロータリアンに係る費用は不適格とします。	ロータリアンの旅費は支給出来ません。ただし、職業研修チームのチームリーダーを除きます。

1-4-3) 補助金の選択

プロジェクトが、グローバル補助金用か地区補助金用かを判断するチャート



1-4-4) 補助金申請への参加資格 (DG、GG 共通)

地区とクラブに参加資格があります。

■クラブの参加資格 (2022 年 7 月よりローターアクトクラブも含まれます)

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。満たさない場合は地区補助金の申請を行うことはできないので注意して下さい。

- ・クラブの参加資格認定：覚書 (MOU) を、申請年度のクラブ会長、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- ・財務管理計画規定 (様式 201 : DG・様式 202 : GG) を作成し、クラブで保管する。
- ・最低 1 名の会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

ローターアクトクラブのグローバル補助金の申請は、グローバル補助金を利用したプロジェクトでロータリークラブまたは地区と協力した経験があることが条件となります。

また、ローターアクトクラブは、ロータリー災害救援補助金及び大規模プログラム補助金を申請することはできません

■クラブ以外の参加者

- ・IAC、ROTEX、RYLA 参加者、財団奨学生、米山奨学生等及びその経験者である学友会など (以下「ロータリアン以外の参加者」という) が申請を希望する場合は、それらを管轄するクラブか地区委員会が補助金管理セミナーに参加して、有効な MOU を地区財団委員会に提出して参加資格を得る必要がある。
- ・クラブが窓口になる場合はクラブからの申請とする。地区委員会の傘下にある諸組織からの申請は地区委員会が申請者となり、TRF へは地区からの申請とする。
- ・地区委員会の傘下の組織には、前述の「ロータリアン以外の参加者、及びロータリアンからなるグループ」も含む。
- ・奨学生は本人ではなく推薦クラブの申請とする。

2) 地区補助金とグローバル補助金について

2-1) 地区補助金 (DG)

2-1-1) 地区補助金の概要

地域社会と海外において、ロータリー財団の使命に即した幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。クラブが実施する社会奉仕活動や国際奉仕活動が該当しますが、一定の条件があります。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

- ロータリー財団 (TRF) の使命にあてはまる活動

ロータリー財団 (TRF) の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

- ロータリアンが積極的に関与する活動

ロータリー活動は基本理念である Ideal of Service を具体化するための実践活動です。これを支援する補助するのがロータリー財団補助金です。よって、2790 地区では、単純な金銭提供、金銭寄付は不可とします。また、物品を寄付するのみの活動も原則として不可と判断します。



第 2790 地区の地区補助金 (D G) 申請要項

国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団委員会 補助金プロジェクト小委員会

国際ロータリー第 2790 地区では、以下のように 2021-22 年度に使用する地区補助金要項を定めています。なお、補助金を申請できる資格については「(1-4-4) 補助金申請の参加資格 (DG、GG 共通)」を参照してください

■申請期日等

提案書相談時期	相談期間 2022 年 3 月 31 日まで随時
申請書提出期間	2022 年 3 月 1 日～3 月 31 日締切 (当日消印有効)
審査期間	2022 年 4 月 1 日～4 月 17 日
交付期間	ロータリー財団 (TRF) より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2022 年 7 月 20 日～2023 年 3 月 31 日
最終報告書提出期日	プロジェクト終了後 1 ヶ月以内 最終期限は 2023 年 4 月 30 日

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度等を審査の主眼とします
		大学生・大学院生を派遣する奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい。
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

■地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動
- 地区ロータリー財団委員会が定めた条件に合致する活動

■地区補助金の対象となる団体は、以下の通りです。

- 2790 地区のロータリークラブ
- 2790 地区のローターアクトクラブ
- 2790 地区の地区委員会 (委員会の下部組織が申請する場合は、委員会が MOU を締結し、補助金管理セミナーに出席する必要があります。MOU は委員会・委員長名義で提出して下さい)
- 地区補助金奨学生 (地区補助金奨学生のみ)

■地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の基準

第 2790 地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、以下のように定めています。

※クラブが毎年継続して活動しているものについては、過去に申請され、承認されたものは、その後概ね 5 年間に 1 回申請することが出来ることとしています。

地区補助金の対象となる活動

- プロジェクトを遂行するために必要な、講師や出演者に提供する飲食の費用を補助金から支出することは適格です。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不

特定多数の人々のために利用されるものは適格です。

- 建物の新築と増築は適格です。既存の建造物の改装・修理も認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です（単なる娯乐的なものは不適格です。）
- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団 (TRF) の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格です。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- 競技会等に提供する物品（副賞・トロフィーなど）は、常識的な金額の範囲とします。

地区補助金の対象とならない活動

- ロータリアンに対する飲食費、プロジェクト主催側のスタッフ等に提供する飲食費、単純な宴会の開催は不適格です。
- 物品を贈呈する活動は、特定の人に贈る場合は不適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です（但し、一部適格になる部分があります）。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費は第 2790 地区では不適格としています。
- 財団の使命にあてはまらない内容の事業に、ポリオ根絶の広報等を付け加えただけの事業は、減額の対象になる可能性があります。
- 各クラブが毎年行っている奉仕活動が、財団の使命と一致するとは限りません。社会的に意義のある奉仕活動であっても、授与と受託の条件に適合しなければ、財団の補助金の対象にならない場合もあります。

■「地区補助金 (DG) 財務管理計画規定（様式 201）」の作成

「地区補助金財務管理計画規定」を作成し、各クラブにて管理をしてください。

■申請書作成の手順

- ①クラブ・委員会は、地区補助金の活動を立案します。
- ②地区補助金を受領する銀行口座を開設します。口座名は任意です（昨年以前の担当者の名前が使われていても問題ありません）。
- ③2022 年 1 月 29 日に開催される補助金管理セミナーに参加し、地区と MOU（覚書）を交わします。
- ④ガバナー事務所ホームページの地区委員会から、Excel ファイル形式の「ロータリー財団地区補助金申請書（様式 311）」をダウンロードし、記入します。
- ⑤記入した Excel ファイル（拡張子は .xls、または .xlsx）を地区補助金プロジェクト委員会と、奉仕プロジェクト統括委員会にメールで提出します。送付先のメールアドレスは地区補助金申請書内で指定します。送信する際は、.pdf ファイルに変換せず、xls(.xlsx) ファイルのままとしてください。
- ⑥Excel ファイルを印刷し、「14. クラブ会長及び会長エレクトの署名」を直筆で行います。クラブの場合は「申請年度のクラブ会長」「次年度のクラブ会長」「次々年度のクラブ会長または次年度の幹事」の 3 名が署名を行います。地区委員会等の場合は「申請年度の委員長（責任者）」「次年度の委員長（責任者）」「次々年度のガバナー（申請年度のガバナーノミニ）」の 3 名が署名を行います。
- ⑦署名をした申請書の原本を、地区補助金プロジェクト委員会宛に郵送して下さい。申請書を複写したものではなく原本の提出が必須になります。締切日の消印有効です。
- ⑧事業の審査前に問題点が判明した場合、書き直しや訂正を行って頂く場合があります（その場合、地区補助金プロジェクト委員会への Excel ファイルのメール送信と、申請書の原本の郵送の両方を行って下さい）。

■申請書作成の留意点

- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。

- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。可能な限り見積書（写し）の添付もお願いいたします。
- 署名人は、①申請年度のクラブ会長、②クラブ会長エレクト、③次々年度クラブ会長又は次年度幹事の名前を記入して下さい。

■申請内容の審査と承認について

- 提出された申請書は、2790 地区ロータリー財団統括委員会と奉仕プロジェクト統括委員会による補助金審査会において審査がされます。補助金審査会にて承認後、地区が各クラブの申請事業を一括して TRF に申請を行います。申請額は TRF への申請月のロータリーレートによってドル換算されます。
- 事業実施に先立って TRF の承認を得ることが補助金受領の条件となります（TRF の承認前に事業を開始することはできません）。

■地区補助金の支給について

- TRF からの承認後、地区補助金が支給されます。補助金額は TRF より支払われる月のロータリーレートに従って支給となります。申請時と支給時とのロータリーレートの変動によって、日本円換算時の補助金支給額が増減することがあります。
- 地区補助金は申請書に記載の銀行口座に振り込まれます。年度代わりに伴う役職交代で名義人等の口座情報が変更になった場合は地区補助金プロジェクト委員会まで速やかにご連絡をお願いいたします。

■報告書の作成・提出・余剰金の処理について

- プロジェクト終了後 1 ヶ月以内、または 2023 年 4 月末までに報告書の提出が必須になります。全クラブの報告書が提出されない場合、次年度の補助金が TRF から振り込まれないので報告書は必ず、迅速に提出して下さい。
- プロジェクト実施が年度を超える場合は、中間報告書の提出が必須となります。
- 報告書のフォーマットは、2790 地区ガバナー事務所ホームページの地区委員会から、ダウンロードし、記入します。
- 提出先、問い合わせ先はダウンロードした雛形フォーマットに掲載しています。
- 報告書には領収書のコピー、活動風景の写真を添付して提出をしてください。
- 余剰金は返還していただくことになります。2790 地区では事業支出の 50% を補助金として支給しているという考え方になっております。例えば、地区補助金から 10 万円、クラブ拠出から 10 万円の総額 20 万円を収入予算とし、支出総額が 16 万円となった事業の場合は 4 万円が余剰となりますが、支出額の 50% の 8 万円が地区補助金からの支出とされます。補助金支給額 10 万円から支出額 8 万円を差し引いた 2 万円を余剰金として返還いただくことになります（返還先口座情報は報告書に記載）。

補助金の種類と上限額

2790 地区の地区補助金申請には一般事業と、人道的国際奉仕事業があり、同一年度にどちらか 1 つしか申請できません。

- 一般事業
通常の事業です。補助金の上限は 30 万円で、クラブ拠出金の同額以下になります。
- 人道的国際奉仕事業
2021-22、2022-23 年度に限定して、7 つの重点項目に適合したグローバル補助金事業につながる人道的国際奉仕事業に対し、補助金の上限を 60 万円とします。また、地区の補助金の総額の 30% を、人道的国際奉仕への優先枠として設けます。
 - ・事業総額 60 万円まで：クラブ拠出金の同額以下
 - ・事業総額 90 万円まで：クラブ拠出金は 30 万円（固定）、残りを補助金で賄う
 - ・事業総額 90 万円以上：補助金は 60 万円（固定）、残りはクラブ拠出金で賄う

地区の審査基準

- 審査の基準
地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。
- 除外された予算のクラブ負担
この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くことになります。

●寄付ゼロクラブの除外

前年度、年次基金寄付ゼロクラブはロータリー補助金授与の対象から除外されます。

●予算超過時の減額措置

申請が地区補助金の限度額を上回った場合、補助金を削減する場合があります。

①前年度の寄付の実績に応じた削減

前年度年次基金への寄付実績 1 人当たり 99 ドル以下は 0.8 倍、100 ～ 149 ドルは 0.9 倍、150 ドル以上は削減なし

②事業内容の適切さに対する減額

①の減額を行っても申請額が超過する場合、事業内容を財団委員会で審査し、さらに減額の措置を講じます。減額の方法は、事業を個別に審査し、ロータリー財団の補助金として適切と思われる事業に対して個別に減額します。

③①と②を実施しても地区補助金の限度額を超えた場合

②の減額を行っても申請額が超過する場合、一般事業を対象に一律に減額を行います。

(予想される減額対象内容)

- ・駅前等の公共スペースに物品を寄贈し、セレモニーやコロナ啓発を行うだけの事業
- ・公演等、毎年同一の事業内容で、対象者が異なるだけの事業

2022-23 年度の新型コロナウイルスに対する特例

2022-23 年度には新型コロナウイルス対策事業への補助金の特例はありません。

財団委員会・クラブ間の連絡に関する注意事項

現在、財団委員会（委員を含む）とクラブ間の連絡は主に電子メールを使用して行われています。その際、メールが諸事情（うっかり未読、迷惑メールフォルダに送られた等）により見落とされた際の責任は、受信側が負います。重要な連絡を行うとき、または連絡に不安がある場合は、面倒であっても電話、FAX 等で確認をして下さい。

事業内容を変更、または事業を延期、中止する場合

コロナ禍等の諸事情により、事業内容の変更、実施時期の延期、もしくは事業中止を検討される場合は地区補助金プロジェクト委員会までご相談ください。

①事業内容を変更する場合

- ・TRF の承認後、事業内容に変更を加える場合は申請書の再提出が必要になります（TRF の承認を得る前の事業内容変更はできません）。

②実施時期を延期する場合

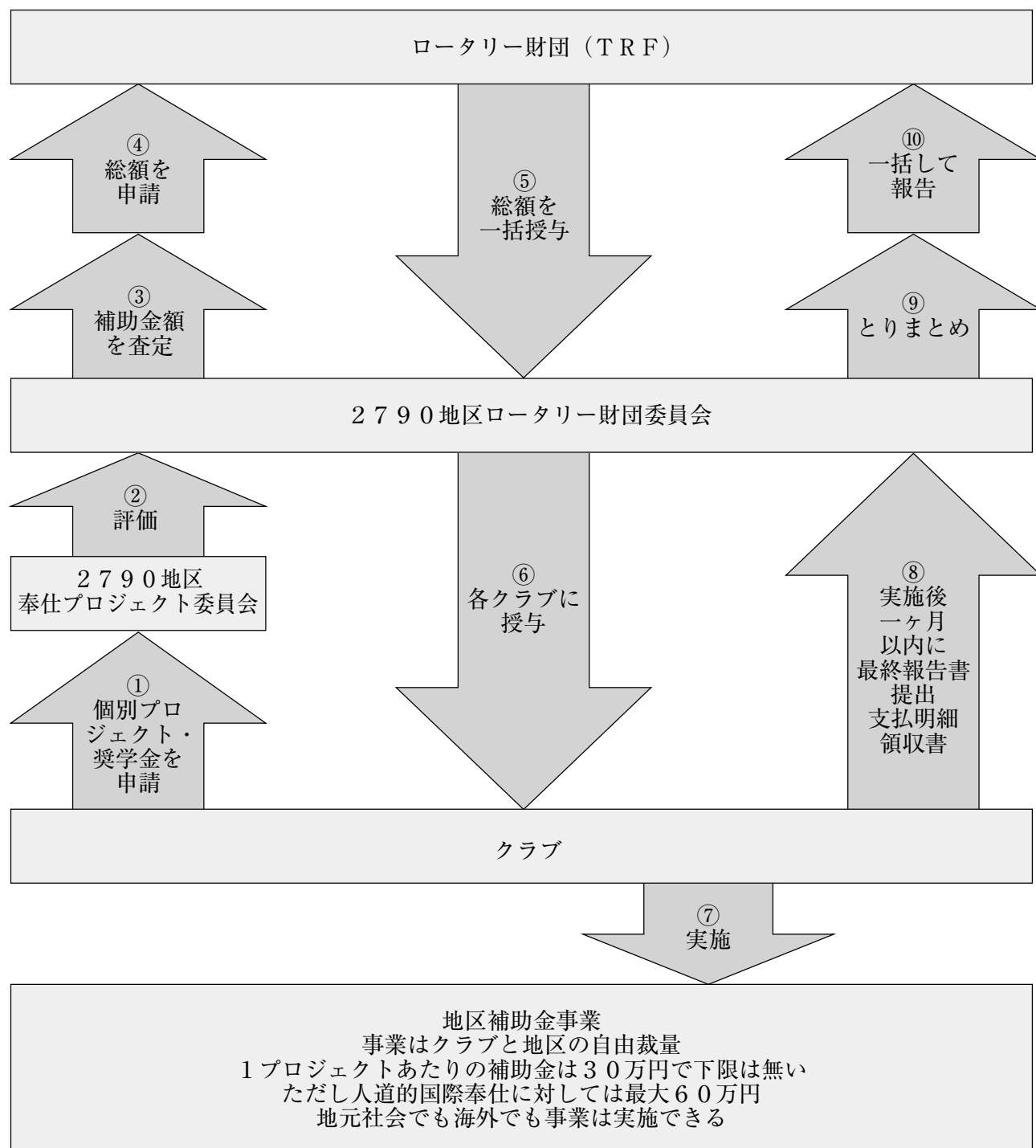
- ・当初予定していた日程から実施時期を延期する場合、原則として定められた期間内（2023 年 3 月 31 日まで）に事業を完了させてください。期限を跨いでの実施となる場合でも 2023 年 4 月 30 日までに中間報告書を提出していただくことになります。なお、延期期間の上限は地区補助金受領後 24 カ月以内と定められております。

③事業を中止する場合

- ・事業を中止される場合であっても報告書の提出が必要となります。
- ・準備費で既に支出が行われていた場合、地区補助金を充当することができます。

2-1-3) 地区補助金 (DG) の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。
地区補助金奨学金もこれに含まれます。



2-1-4) 地区補助金 (DG) 事業の実績

9-4) 地区補助金実績表を参照して下さい。

2-2) グローバル補助金の概要

2-2-1) グローバル補助金の概要

目的

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。

グローバル補助金による活動の種類

・人道的プロジェクト

ロータリーの重点分野に合致し、国際的なパートナーシップによる大規模プロジェクト。

1965 年の「ロータリー財団の目的を果たす活動のための補助金」のうちのマッチング・グラントと 1978 年の「保健・飢餓追放・人間性尊重補助金が発展したもの（2013 年に開始）。

・奨学金：ロータリーの重点分野に合致した大学院レベルの留学。

・職業研修チーム VTT (Vocational Training Team)

専門職業に関係する研修を提供するチームや研修を受けるチームの海外派遣。1965 年の研究グループ交換と技術研修のための補助金が発展したものの。

2-2-2) グローバル補助金 (GG) 申請要項

補助金の使用条件

・人道的プロジェクトの使用にあたっては、活動が実施されるクラブ（地区委員会）とそれ以外のクラブ（地区委員会）がパートナーとなって協力することが求められます。また、プロジェクトに協力するため、クラブによる資金提供と DDF の申請のみを行う場合もあります。

・双方が補助金を申請する前に参加資格の認定を受ける必要があります。

参加資格 ①クラブ会長と会長エレクトがクラブ覚書（MOU）に同意し署名します。

②任命を受けた会員が地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席します。

（注）地区及び地区委員会が申請する場合は、適宜、必要な覚書（MOU）を作成するものとします。

その他の要件

・ロータリーの重点分野に該当すること。

- ・平和構築と紛争予防
- ・疾病予防と治療
- ・水と衛生
- ・母子の健康
- ・基本的教育と識字率向上
- ・地域社会の経済発展
- ・環境

・プロジェクトが持続可能であり、事業が完成した後も活動成果が長期的に持続すること。

・成果が測定可能な目標を持っていること。

・事前に地域社会のニーズを調査すること。

・ロータリアンと地域社会の人々の両方が積極的に参加すること。

支給額と支給の条件、方法

・補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を遵守すること。

・最低予算は 3 万ドルですが、地区財団活動資金（DDF）、現金等を組み合わせてグローバル補助金に充てることができます。DDF 寄贈に対して 80% の国際財団活動資金（WF）が上乗せされます。WF の最高授与額は 40 万ドルです。

・当地区では DDF から 1 プロジェクトに原則 20,000 ドル以下を支給します。2021-22 年度までの支給金額は 15,000 ドルでしたが、TRF による上乗せ金額の減少や、グローバル補助金事業の活性化のため、2022-23 年度より増額を行うことに決定しました。

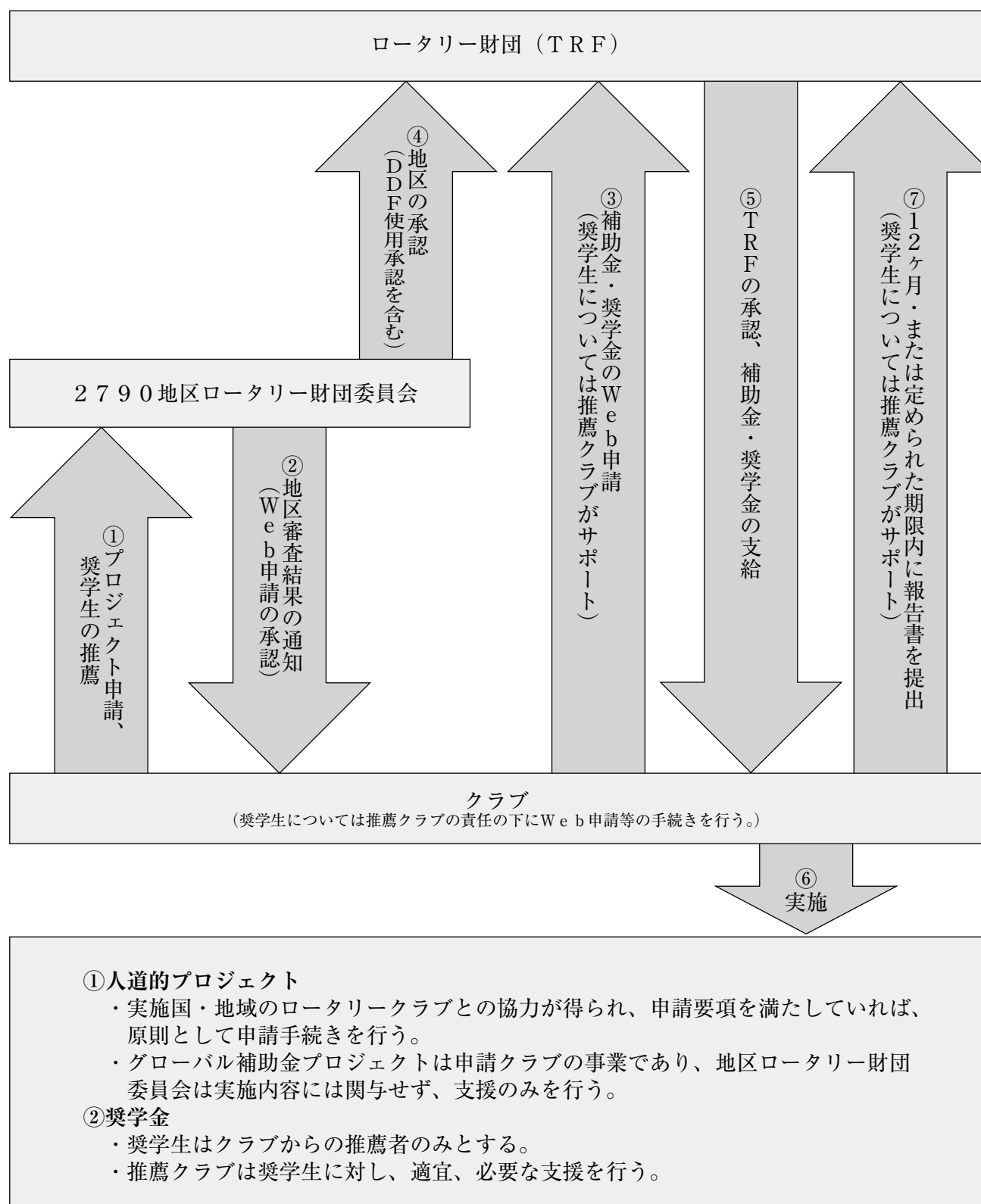
・地区ロータリー財団委員会は、クラブのプロジェクトへの貢献度（注）を総合的に評価し、DDF 使用の承認をします。

（注）援助国側の提唱者、報告書の提出者など主体的にプロジェクトに関与すること

尚、補助金を申請できる資格については「(1-4-4) 補助金申請の参加資格（DG、GG 共通）」を参照してください。

2-2-3) グローバル補助金 (GG) の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。
グローバル補助金奨学金もこれに含まれます。



2-2-4) グローバル補助金 (GG) の立案から報告完了までの流れ

グローバル補助金は、年度を通じて随時申請することができ（奨学生については別途）、申請が受理された順に TRF 審査が行われます。

プロジェクトの立案から完了までの流れを示します。

調査 提案

- ・代表提唱者は現地調査を実施し、実施国・地域代表提唱者と協働して、『地域社会調査の結果フォーム』（※）、事業計画書等を作成する。
- ・クラブは、地区ロータリー財団委員会に**地区審査のための書類を提出**する。

※地域社会調査に係る費用を賄うために、地区補助金の資金を活用することができる。

地区審査のための書類: 1) グローバル補助金事業計画書(様式501)
2) DDF使用申請書(様式511)
3) 『地域社会調査の結果フォーム』

地区審査

- ・地区ロータリー財団委員会は、補助金申請要件に合致しているか確認する。
- ・**地区ロータリー財団委員会は、確認の後、DDFの使用を承認し、クラブ（代表提唱者）のWeb申請を承認**する（必要に応じ、Web申請等を支援）。

Web申請 TRF審査

- ・クラブは、申請書記入後、地区ロータリー財団委員長及ぶ地区ガバナーの承認をもらい、**TRFにWeb申請**する。

※TRFへの申請後、不足事項等がある場合は、TRFから照会があり、クラブは、回答を含め適切に対応する。

※TRFから、メールにより承認・不承認が通知される。（奨学生については、承認により奨学生として決定される。）

※補助金を受領し資金管理を行う場合は、申請書の審査段階で銀行口座情報を補助金センターから提出する。署名人2人が必要。署名人は口座の所有者でなければならない。

事業開始

- ・TRF承認後、クラブは、グローバル補助金財務管理計画規程を作成し、補助金管理委員会を設置する。
- ・クラブが**法令遵守の承認**を行うと、**指定口座に入金**される。（奨学生の場合、約4週間後に奨学生が指定するクラブ又は地区口座に入金予定）

記録 報告

- ・クラブは、事業活動の写真、記録等を随時作成する。
- ・クラブは、My ROTARYの画面から、プロジェクト期間中12か月以内毎に「**中間報告書**」を提出し、プロジェクト完了後2ヶ月以内に、「**最終報告書**」を提出する。

完了

- ・TRFは「最終報告書」を受理し、現地の地域社会が持続可能な手段を備えたことを確認し、**補助金を終了**とする。
- ・クラブは、プロジェクトに関する**書類を5年間保管**する。（MOU「6.書類の保管」による。）

2-2-5) グローバル補助金 (GG) の当地区の実績

当 2790 地区もグローバル補助金事業が始まった 2013-14 年度から、人道的プロジェクト 8 件、奨学金 12 件が下記の通り完了・進行中（審査中を含む）です。

■人道的プロジェクトの例

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
茂原 RC	台湾	山間部医療バスプロジェクト	疾病予防と治療
市原中央 RC	インドネシア	きれいな水プロジェクト	水と衛生
第 2790 地区	モンゴル	感染予防プロジェクト	疾病予防と治療
千葉南 RC	韓国	障害者・IT 専門教育プロジェクト	経済と地域社会の発展
勝浦 RC	スリランカ	清潔な水プロジェクト	水と衛生
市原中央 RC	台湾	障害者自立教育プロジェクト	地域社会の経済発展
柏南 RC	ケニア	カグンドゥイニ診療施設の設定	母子の健康
柏西 RC	タイ	大腸内視鏡検査機の提供	疾病予防と治療

■奨学生の例

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
松戸東 RC	アメリカ	グローバル補助金奨学生	地域社会の経済発展
第 2790 地区	フランス	グローバル補助金奨学生	平和構築と紛争予防
千葉 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	地域社会の経済発展
柏 RC	オーストラリア	グローバル補助金奨学生	基本的教育と識字率向上
銚子 RC	スイス	グローバル補助金奨学生	平和構築と紛争予防
松戸 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	平和構築と紛争予防
千葉 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	母子の健康
柏東 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	疾病予防と治療
野田 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	平和構築と紛争予防
浦安 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	基本的教育と識字率向上
習志野 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	平和構築と紛争予防
佐倉 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	平和構築と紛争予防

2-2-6) グローバル補助金 (GG) に関する地区ロータリー財団委員会への事前情報提供

クラブは、グローバル補助金に関与しようとする場合、DDF（地区財団活動資金）の使用の有無、代表提唱者となるか否かにかかわらず、財団セミナーへの出席と、MOU の締結が必須となります。グローバル補助金に係る活動をする場合は、事前に地区ロータリー財団委員会に情報提供して下さい。

2-2-7) グローバル補助金 (GG) 事業への送金方法

グローバル補助金事業は、事業の自クラブ供出金を海外に送金するに当たり送金する方法は 2 つあります。

①ロータリー財団を通じて送金する

金額: 拠出金額に 5% を上乗せした金額を TRF に送金します。着金時の RI レートが適用されます。

寄付者: 公益財団法人ロータリー日本財団に振り込みます。寄付送金明細書の寄付分類欄に GG で始まる補助金番号を記載してお送りください。My Rotary からのオンライン寄付も可能です。

②プロジェクトの現地口座に直接送金する

プロジェクトの口座に直接入金することもできます。

3) ロータリー財団奨学生

3-1) 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項 (様式 601)



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金 (DG) 奨学生 申請要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2021-22 年度に派遣する地区補助金奨学生募集要項を次の通り定めています。

■目的

ロータリーの理念とロータリー財団の使命に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

■奨学金の種類と内容

分野	研究分野は問わない
奨学金の種類	海外の大学または大学院で 1 年間学ぶための奨学金
支給金額	20,000 U S ドル (旅費を含む)
派遣国	世界のロータリークラブ所在国
派遣年度	2022 年 9 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日の間に就学していただきます。
募集人数	1 名

■申請資格

1. 地区への申請締切 (2022 年 3 月 15 日) までに留学先の教育機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 希望する留学国での修学に必要なとされる語学レベルを有し、学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
 - ・英語・・・TOEFL-IBT94、CBT240、あるいは PBT587 以上
 - ・フランス語・・・フランス語検定 2 級程度
 - ・ドイツ語・・・ドイツ語検定 2 級程度
 - ・上記以外の言語の場合は、地区ロータリー財団委員会へメールにてお問い合わせください。
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション (数回を予定) や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. ロータリークラブの会員 (退会後 3 年未満の者を含む) 及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族 (養子を含む) は申請できません。

■奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも 10 回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75 米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。

4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第 2790 地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第 2790 地区の活動に協力するとともに、地区財団学友会に加入し、留学で得た知識や体験をもとに後輩を指導するなど、その他学友会の活動に積極的に参加して頂きます。この地区財団学友会活動への参加意思が申請の前提となります。
6. 国際ロータリーやロータリー財団（TRF）は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
7. マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）クイーンズランド大学（オーストラリア）、ブラッドフォード大学（英国）、デューク大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウプサラ大学（スウェーデン）チュラロンコーン大学（タイ）を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学金は認められません。

■ 推薦クラブ

申込者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、国際ロータリー第 2790 地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

■ 申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ 2022 年 2 月 28 日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申込に関する書類は返還いたしません。
2. 申込書及び申請書は RI 第 2790 地区ガバナー事務所の当該年度 HP からダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として 1 クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生、いずれか 1 名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 募集開始：2022 年 1 月 15 日 ※申請要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブへの申込締切：2022 年 2 月 28 日
 - c. クラブから地区への申請締切：2022 年 3 月 15 日
 - d. 地区奨学生選考会：2022 年 4 月 17 日
 ※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。
5. 地区奨学生選考会の合格者に対して 2022 年 5 月～8 月の期間に複数回、出発前オリエンテーションを実施予定です。奨学候補者は、出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。この出発前オリエンテーションへの欠席者は失格となる場合があります。また、スポンサークラブの代表連絡者もご同席をお願いします。

■ 提出書類

	書 類	記入言語	部数	備 考
1	地区補助金奨学生 申請書（様式 6 0 2）	日本語	1 部	推薦先クラブの承認が必要となりますので 早めに作成されることをお勧めします。
2	地区補助金奨学生 申込書（申込者⇒ロータリークラブ）（様式 6 0 3）	日本語	1 部	要写真添付。
3	留学先教育機関での 入学許可証	日本語又は留学先言語	1 部	無条件の入学許可証 ※期日までに提出が無理な場合は応相談
4	公的な語学試験のスコア	日本語又は英語	1 部	英語は TOEFL または IELTS とする。（最新年度） コピー可
5	推薦状	日本語	1 部	教師（2 名）又は適切な雇用主 / 上司 2 名からの推薦が必要。要厳封。
6	成績証明書	日本語 （英語も可）	1 部	最終教育機関の成績表 提出 ※コピー可 （選考会時に原本持参）

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーの HP（<http://www.rotary.org/ja>）をご参考下さい。

※申請、手続きに対する疑義解釈を Q & A 形式で国際ロータリー第 2790 地区のホームページ（https://www.rid2790.jp/2021/iinkai/rz_shogakusei.html）に掲載しております。ご参照下さい。

■ 選考会後の流れ

1. 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、地区補助金奨学生を最大1名まで派遣選抜します。
2. 申込者は、ロータリークラブと協力して、留学先の地区又はクラブを選定します。
3. 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生候補者は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
4. ロータリー財団の承認が得られると地区補助金奨学生に決定します。8月上旬頃、ロータリー財団より地区に奨学金が入金されます。
5. 奨学生は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に提出しなければならない。また留学期間が2023年6月を超える場合は、2023年4月30日までに中間報告書を提出しなければならない。



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金 (DG) 奨学生 申請書 (クラブ→地区財団)

■推薦ロータリークラブ

ロータリークラブは、____年 ____月 ____日開催の理事会において、下記の者を推薦
することを議決したことを証明します。

____年 ____月 ____日

会長名 _____

幹事名 _____

■申込者の情報

姓		名	
パスポートの性別	☐ 男性 ☐ 女性		
住 所	〒		
本 籍			
E-mail			
連絡先電話			
国 籍			

■緊急連絡先

姓		名	
申込者との続柄			
住所			
E-mail			
連絡先電話			
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)		
会社名			
電話番号			
保険証券番号			

代表連絡者

氏名			クラブでの役職		
自宅住所					
電話番号		FAX		携帯	
e-mail					

銀行振込口座

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

署名人の氏名（2名必要です）

署名人		
-----	--	--

クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	年	月	日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名			

クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り
ロータリー財団地区補助金奨学金の申請を致します。

	提出者	承認者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長	☐ 次々年度会長 又は ☐ 次年度幹事
年度	2021-22	2022-23	
氏名			
直筆署名 (Excel は空欄で結構です)			
日付	2022 年 月 日	2022 年 月 日	2022 年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者	同左（事業が越年の場合） 会長が未定の場合は次年度幹事



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団地区補助金奨学生
申込書 (申込者→クラブ)

氏 名	ふりがな：				写真貼付
生年月日	西暦	年	月	日 (歳)	
パスポートの 性別					
住 所	〒				
本 籍					
携帯電話					
E-mail					
学 歴	高等学校	立 高等学校 卒業			
	大 学	大学	学部	学科	卒業 年在学中
	大学院	大学	卒業 年在学中		
勤 務 先	名 称		部 署		
	住 所		T E L		
地区内に 住所 本籍地 通学先 勤務先 がある (該当するものを四角で囲む)					
留学予定期間	年 月～ 年 月 (約 年間)				
留学を志望する教育機関	教 育 機 関 名				
	第一志望				
	第二志望				
以 前 に 留学した 教育機関	留学国	言語	教 育 機 関 名		留学期間
		語			年 ヶ月
		語			年 ヶ月
家族状況	氏 名	続 柄	職 業 (勤務先・通学先等)		同居・別居

・他地区のロータリー財団補助金奨学金へ申請する予定はありますか？

☐ はい (地区) ☐ いいえ

- ・あなたは、ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者ですか？☐はい ☐いいえ
- ・ご親戚にロータリークラブの会員はいらっしゃいますか？☐はい ☐いいえ

※ 全ページ、手書きでもパソコン入力でも構いません。

留学に際し、現在の職場は退職（学生の場合には退学）しますか？それとも、休職や休学のように籍を残したまま留学しますか？

留学後は元の会社や研究室に復職や復学する予定ですか？

第一志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

第二志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

費用（概算）を記入してください。

学費（概算）：

その他（概算）：

資金計画を教えてください。奨学金の授与額を、地区補助金奨学金に応募する方は米貨2万ドルと仮定し、これを超える留学費用をどのように調達するのか、あなたが利用できる財源を挙げてください。

過去にロータリークラブの活動に参加したことはありますか？

申込者氏名 _____

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン
(当用紙1枚に収まるようにお書きください)

申込者氏名 _____

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

1. この申請書に含まれる情報はすべて、私が知る範囲において真実かつ正確です。
2. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を読み、そこに記載された全方針を順守します。
3. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
4. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
5. 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
6. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があります。私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
7. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
8. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。
9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学・大学院レベル(またはこれと同等レベル)のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区の活動にも参加します。
12. 私は、資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または最後の支払を受領してから2カ月以内に、提出します。また留学期間が2023年6月を超える場合は、2023年4月30日までに中間報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します(派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める)。
13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます(ただしこれらに限らない)。
17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む(ただしこれらに限られない)あらゆる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任(適切な保険に加入することを含む)を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。
19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー(RI)とロータリー財団(理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI/ロータリー財団」)に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為(または該当する政府の要件や規定に反する行為)、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI/ロータリー財団に弁済させたりするような請求(肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない)、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費(妥当な弁護士の費用お

よびその他の訴訟費用を含む)、裁定から、RI／ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ(ただしこれに限られるものではない)、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。

20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用(医療費、治療費など)を負担することはありません。
21. 旅行、語学研修、保険(留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む)、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(j) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
24. 私が自主的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失った奨学金の未使用分(発生した利子を含む)をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学金を打ち切った場合、私は受け取った奨学金全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。
25. 未使用の奨学金が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学金を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。
26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア(ただし、これらに限らない)を含む現存または今後使用されうる媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、b) 写真中の法的能力をもたない18歳未満の各子どもの親または保護者が、その子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、c) 私が写真の著作権の所有者であること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。
27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学金プロセスに参加することを可能にし、奨学金を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学金の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学金関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者(関連団体など)に譲渡される場合があります。奨学金を申請することにより、あなたは、奨学金に関する情報と補足的サービスをEメールで受領できます。ロータリーにおける個人データの使用方法について詳しくは、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所(Circuit Court of Cook County)、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所(Federal District Court for the Northern District of Illinois)で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張する

ことを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、□を☑にしてください。

☐ 私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
日付	



国際ロータリー第 2790 地区 グローバル補助金 (GG) 奨学生 申請要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2022-23 年度に派遣するグローバル補助金奨学生申請要項を、次の通り定めています。

■目的

ロータリー財団が定めた 7 つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、自分の研究と活動をロータリーの最終目的である「国際理解と世界平和」に生かす意欲がある方を支援します

■奨学金の種類と内容

分 野	下記の分野を海外の大学院または大学院レベルの研究機関で学ぶことが条件です (Q & A 参照)
	・ 平和構築と紛争予防 ・ 疾病予防と治療 ・ 水と衛生 ・ 母子の健康 ・ 基本的教育と識字率向上 ・ 経済と地域社会の発展 ・ 環境
奨学金の給付	1 年から最長 4 年まで
支給金額	40,000 U S ドル (旅費を含む)
派遣国	世界のロータリークラブ所在国
派遣開始日	2022 年 7 月 1 日～ 2023 年 6 月 30 日の新学期から開始しなければならない。
募集人数	3 名

■申請資格

1. 地区への申請締切 (2022 年 3 月 15 日) までに留学先の教育機関並びに研究機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 希望する留学国での修学に必要なとされる語学レベルを有し、学業継続と国際親善の任務を全うする者であること。
 - ・ 英語・・・TOEFL-IBT94、CBT240、あるいは PBT587 以上
 - ・ フランス語・・・フランス語検定 2 級程度
 - ・ ドイツ語・・・ドイツ語検定 2 級程度
 - ・ 上記以外の言語の場合は、地区ロータリー財団委員会へメールにてお問い合わせください。
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション (数回を予定) や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. ロータリーへの寄与を約束する人。
7. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
8. ロータリークラブの会員 (退会後 3 年未満の者を含む) 及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族 (養子を含む) は申請できません。

■奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも 10 回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75 米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第 2790 地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第 2790 地区の活動に協力するとともに、地区財団学友会に加入し、留学で得た知識や体験をもとに後輩を指導するなど、その他学友会の活動に積極的に参加して頂きます。この地区財団学友会活動への参加意思が申請の前提となります。
6. 奨学期間中、実施国側提唱者（留学先の地区またはロータリークラブ）の求めによって、卓話（クラブの例会において 30 分程度のスピーチをする）を行ったり、各種行事に招かれた場合には、それに参加しなければなりません。
7. 国際ロータリーやロータリー財団は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。
8. マケレレ大学（ウガンダ・カンパラ）クイーンズランド大学（オーストラリア）、ブラッドフォード大学（英国）、デューク大学（米国）、ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国）、ウプサラ大学（スウェーデン）チュラロンコーン大学（タイ）を留学先の教育機関としている場合、ロータリー平和センタープログラムと一部でも重なりがある場合、奨学金は認められません。

■推薦クラブ

申込者は本籍、居住地、職場、大学等のいずれかの所在地に所在するロータリークラブに推薦を申請してください。最寄りのロータリークラブへの連絡先等は、国際ロータリー第 2790 地区ガバナー事務所ホームページのクラブ情報で確認下さい。電話等によるお問い合わせにはお答え出来ません。

財団補助金奨学生の事業は推薦クラブが申請する財団補助金事業であり、地区ロータリー財団委員会の事業ではありません。

■申請手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる申請書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ 2022 年 2 月 28 日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、申込に関する書類は返還いたしません。
2. 申込書及び申請書は RI 第 2790 地区ガバナー事務所の当該年度 HP からダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として 1 クラブにつき地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生のいずれか 1 名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 申請開始：2022 年 1 月 15 日 ※申請要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブへの申込締切：2022 年 2 月 28 日
 - c. クラブから地区への申請締切：2022 年 3 月 15 日
 - d. 地区奨学生選考会：2022 年 4 月 17 日※選考結果は推薦クラブと本人宛にメールで連絡します。
5. 地区奨学生選考会の合格者に対して 2022 年 5 月～8 月の期間に複数回、出発前オリエンテーションを実施予定です。奨学候補者は、出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。この出発前オリエンテーションへの欠席者は失格となる場合があります。また、スポンサークラブの代表連絡者もご同席をお願いします。

■ 提出書類

	書 類	記入言語	部 数	備 考
1	グローバル補助金奨学生 申請書（様式702）	日本語	1 部	推薦先クラブの承認が必要となりますので早めに作成されることをお勧めします。
2	グローバル補助金奨学生 申込書（申込者→クラブ） （様式703）	日本語	1 部	要写真添付。
3	無条件（または条件付き） の大学院の入学許可証、ま たは大学院レベルの研究を 行うための招待状	日本語又は留学先言語	1 部	※期日までに提出が無理な場合は 応相談
4	公的な語学試験のスコア	日本語又は英語	1 部	英語は TOEFL または IELTS と する。（最新年度）コピー可
5	推薦状	日本語	1 部	教師（2名）又は適切な雇用主/ 上司2名からの推薦が必要。要厳 封。
6	成績証明書	日本語 （英語も可）	1 部	最終教育機関の成績表提出 ※コピー可（選考会時に原本持参）

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーの HP（<http://www.rotary.org/ja>）
をご参考下さい。

※各種申請書及び、手続きに対する疑義解釈を Q & A 形式で国際ロータリー第 2790 地区の HP
（https://www.rid2790.jp/2021/iinkai/rz_shogakusei.html）に掲載されております。
ご参照下さい。

■ 選考会後の流れ

1. 地区ロータリー財団委員会は選考試験を行い、グローバル補助金奨学生を最大3名まで派遣選抜
します。
 2. 申込者は、ロータリークラブと協力して、実施国側提唱者(留学先の地区又はクラブ)を選定します。
 3. 申込者は、ロータリークラブと協力して、オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。
 4. 地区ロータリー財団委員会は、出発までに数回のオリエンテーションを実施します。奨学生候補
者は、オリエンテーションを受講しなければなりません。
 5. ロータリー財団の承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後4週間程で、
ロータリー財団より奨学金が入金されます。
- 奨学生は、留学中、12ヵ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出し、留学期間
終了後は、2ヵ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。



国際ロータリー第 2790 地区
グローバル補助金 (GG) 奨学生
申請書 (クラブ→地区財団委員会)

■推薦ロータリークラブ

_____ロータリークラブは、 年 月 日開催の理事会において、下記の者を推薦
することを議決したことを証明します。

年 月 日

会長名 _____

幹事名 _____

■申込者の情報

姓		名	
パスポートの性別	☐ 男性 ☐ 女性		
住 所	〒		
本 籍			
E-mail			
連絡先電話			
国 籍			

■緊急連絡先

姓		名	
申込者との続柄			
住所			
E-mail			
連絡先電話			
旅行保険会社	(留学が決定してからで結構です)		
会社名			
電話番号			
保険証券番号			

■重点分野と目標

重点分野 (該当するものの前の ☐ を ☒ または ■ にして下さい。)

☐	平和と紛争予防 / 紛争解決	☐	疾病予防と治療	☐	水と衛生
☐	母子の健康	☐	基本的教育と識字率向上	☐	経済と地域社会の発展
☐	環境				

代表連絡者

氏名			クラブでの役職		
自宅住所					
電話番号		FAX		携帯	
e-mail					

銀行振込口座

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

署名人の氏名（2名必要です）

署名人		
-----	--	--

クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日	年	月	日
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名			

クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り
ロータリー財団地区補助金奨学金の申請を致します。

	提出者	承認者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長	☐ 次々年度会長 又は ☐ 次年度幹事
年度	2021-22	2022-23	
氏名			
直筆署名 (Excel は空欄で結構です)			
日付	2022 年 月 日	2022 年 月 日	2022 年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者	同左（事業が越年の場合） 会長が未定の場合は次年度幹事



国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団グローバル補助金奨学生
申込書 (申込者→クラブ)

氏 名	ふりがな：				写真貼付
生年月日	西暦	年	月	日 (歳)	
パスポートの 性別					
住 所	〒				
本 籍					
携帯電話					
E-mail					
学 歴	高等学校	立 高等学校 卒業			
	大 学	大学	学部	学科	卒業 年在学中
	大学院	大学	卒業 年在学中		
勤 務 先	名 称			部 署	
	住 所			T E L	
地区内に 住所 本籍地 通学先 勤務先 がある (該当するものを四角で囲む)					
留学予定期間	年 月～ 年 月 (約 年間)				
留学を志望する教育機関	教 育 機 関 名				
	第一志望				
	第二志望				
以 前 に 留学した 教育機関	留学国	言語	教 育 機 関 名		留学期間
		語			年 ヶ月
		語			年 ヶ月
家族状況	氏 名	続 柄	職 業 (勤務先・通学先等)		同居・別居

・他地区のロータリー財団補助金奨学金へ申請する予定はありますか？

☐ はい (地区) ☐ いいえ

- ・あなたは、ロータリークラブ会員並びにロータリー職員、またはその実子、継子、孫、兄弟姉妹、配偶者およびその他扶養者ですか？ ☐はい ☐いいえ
- ・ご親戚にロータリークラブの会員はいらっしゃいますか？ ☐はい ☐いいえ

※ 全ページ、手書きでもパソコン入力でも構いません。

留学に際し、現在の職場は退職（学生の場合には退学）しますか？それとも、休職や休学のように籍を残したまま留学しますか？

留学後は元の会社や研究室に復職や復学する予定ですか？

第一志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

第二志望校の学校名・履修課程・国名・授業が行われる言語・留学期間・出願時期・結果判明時期を教えてください。

費用（概算）を記入してください。

学費（概算）：

その他（概算）：

資金計画を教えてください。奨学金の授与額を、グローバル補助金奨学金に応募する方は米貨43.6万ドルと仮定し、これを超える留学費用をどのように調達するのか、あなたが利用できる財源を挙げてください。

過去にロータリークラブの活動に参加したことはありますか？

申込者氏名 _____

小論文

テーマ：履修予定のコースの説明と留学終了後のキャリアプラン
(当用紙1枚に収まるようにお書きください)

申込者氏名 _____

あなたの専攻課程は、どの重点分野に最も関連していますか。(複数チェック不可)

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 平和構築と紛争予防 | ☐ 母子の健康 |
| ☐ 疾病予防と治療 | ☐ 基本的教育と識字率向上 |
| ☐ 水と衛生 | ☐ 地域社会の経済発展 |
| ☐ 環境 (※注) | |

留学先の専攻課程について説明してください。どのようなカリキュラムが用意され、どのようなクラスを選択する予定なのか等わかりやすくお書きください。

あなたの専攻課程が、上の重点分野とどのように関連するものであるかを説明してください。

あなたが受けた今まで受けた教育は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

あなたのご職業は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

申込者氏名 _____

あなたのボランティアの経験は、選ばれた重点分野とどのように関連していますか？

留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか？

あなたの将来の仕事の長期的目標は、選ばれたロータリーの重点分野とどのように関連していますか？

他団体の奨学金へ応募する予定はありますか？検討している奨学金があればお書きください。

申込者氏名 _____

■同意

私は、本奨学金を受領するにあたり、以下を確認し、これに同意します。

1. この申請書に含まれる情報はすべて、私が知る範囲において真実かつ正確です。
2. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」（授与と受諾の条件）を読みそこに記載された全方針を順守します。
3. 私は、次のカテゴリーに該当しないことを証します。1) ロータリアン、2) クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3) 前記2項の配偶者、直系親族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、直系親族の配偶者、直系尊属（血縁による両親または祖父母）。
4. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されるものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
5. 奨学金期間中、奨学金の受領者ではない配偶者、家族、個人的知り合いが私に同行する場合、その同行者の行動、また同行することから生じる一切の賠償責任も各自が負うことを認めます。
6. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があります。私は、すべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
7. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された教育機関の近隣かつ受入地区内に住みます。
8. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮されず、また承認されません。
9. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された大学院レベル（またはこれと同等レベル）のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が延長されることはありません。
10. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせます。
11. 私は、ロータリー財団から提供されるオンラインの出発前オリエンテーションを完了し、派遣ロータリークラブまたは地区から提供され、出席が義務付けられている出発前オリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブと地区の活動にも参加します。
12. 私は、奨学金支給期間中、12カ月毎に中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間の終了から2カ月以内に最終報告書を提出します。私は、75米ドル以上の経費の領収書を派遣クラブまたは地区に提出します（派遣クラブまたは地区が要請した場合は、75米ドル以下の経費の領収書も含める）。
13. 私は、奨学金支給期間中、ロータリー、派遣クラブと地区、母国を好ましく反映するような言動と振るまいを基準として保ちます。他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
14. 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
15. 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
16. 私は、奨学金支給期間中、私自身またはほかの人の健康、安全、福利を不必要に危うくする、または脅かす危険な活動への参加を慎むことに同意します。そのような活動には、スカイダイビング、バンジージャンプ、極限スポーツ、重機の操作が含まれます（ただしこれらに限らない）。
17. 留学中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失（情緒障害を含む）とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負います。
18. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む（ただしこれらに限られない）あらゆる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任（適切な保険に加入することを含む）を負うことをここに確認します。要請があれば、私は、十分な保険の加入証明書をロータリー財団に提供します。
19. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、国際ロータリー（RI）とロータリー財団（理事、管理委員、役員、委員、職員、代理人、協力財団、代表者を含め、総称して「RI／ロータリー財団」）に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為（または該当する政府の要件や規定に反する行為）、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI／ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI／ロータリー財団に弁済させたりするような請求（肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない）、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費（妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む）、裁定から、RI／ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさない

ことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ（ただしこれに限られるものではない）、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。

20. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払いません。ロータリー財団は、現在も将来においても、追加の費用（医療費、治療費など）を負担することはありません。
21. 旅行、語学研修、保険（留学する大学により加入が義務づけられる保険を含む）、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金準備などの手配はすべて、私の責任であり、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
22. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
23. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはプログラムから離脱した場合、(h) 奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i) 本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(j) 奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、派遣側または受入側のクラブまたは地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。
24. 私が自主的に奨学金を終了した場合、ロータリー財団からその後受け取る予定であった資金に対する一切の権利を放棄し、また奨学金の未使用分をロータリー財団に返還します。ロータリー財団が私の奨学金を終了した場合、私が受領する権利を失った奨学金の未使用分（発生した利子を含む）をロータリー財団に返還します。さらに、上記規定への違反によって、ロータリー財団が私の奨学金を打ち切った場合、私は受け取った奨学金全額をロータリー財団に返還しなければならない可能性があります。
25. 未使用の奨学金が最終的にロータリー財団に返還されるよう、私は、未使用の奨学金を派遣クラブまたは地区に速やかに返還します。
26. 特に書面で明記していない場合、私は、いかなる報告において写真を提出することで、ロータリーの出版物、広告、ウェブサイト、ソーシャルメディア（ただし、これらに限らない）を含む現存または今後使用されうる媒体で、それらの写真を使用、修正、適用、発行、配布する恒久的かつ世界的な無制限の権利を国際ロータリーとロータリー財団に認めます。私は、a) 写真に写っている各成人が、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、b) 写真中の法的能力をもたない18歳未満の各子どもの親または保護者が、その子どもまたは個人の写真を撮影し、その肖像を使用し、また第3者にその写真の使用権を与える権利を私に与えることを制限を付けずに書面で行ったこと、c) 私が写真の著作権の所有者であること、または著作権の保有者がその肖像を使用し、私からロータリーに使用権を認めることの権利を私に与えていることを、ここに示しかつ保証します。
27. ロータリーはプライバシーを重視します。ロータリーと共有される個人データは、ロータリーの公式業務においてのみ使用されます。つまり、あなたがロータリーと共有する個人データは、あなたがこの奨学金プロセスに参加することを可能にし、奨学金を通じた経験と報告手続きを促進するために使用されます。奨学金の申請時にあなたが提出する個人データは、奨学金関連の活動計画においてロータリーを援助する目的で、ロータリーの業務を行う業者（関連団体など）に譲渡される場合があります。奨学金を申請することにより、あなたは、奨学金に関する情報と補足的サービスをEメールで受領できます。ロータリーにおける個人データの使用方法について詳しくは、privacy@rotary.orgに問い合わせることができます。本書式で収集される個人データは、ロータリーのプライバシーの方針に準拠して使用されます。上記にかかわらず、私は、ロータリーが私の氏名と連絡先情報を、要請に応じて私を支援するクラブと地区、およびほかの奨学生と共有することを認めます。
28. 本同意書の規定のいずれかが違法または法的に無効であるか、法的強制力がない場合でも、本同意書の残りの規定は存続し、かつ効力を有するものとします。
29. 本同意書に起因あるいは関連するいかなる訴訟も、米国イリノイ州のクック郡巡回裁判所（Circuit Court of Cook County）、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所（Federal District Court for the Northern District of Illinois）で行われる必要があります。私は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。前述の記載に加え、ロータリー財団は、地区の所在地域を管轄する裁判所において、地区に対する訴訟を起こすことができます。

下記の項目を確認し、□を☑にしてください。

- ☐ 私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第 2790 地区グローバル補助金奨学生の参加を申請します。

氏名（アルファベット活字体で）	
署名（必須）	
日付	



国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団奨学生 推薦書

本推薦書は、国際ロータリー第 2790 地区奨学生申込者の教育者あるいは雇用主／上司が記入してください。

(2022-23) 年度 申込者氏名：_____

1. どのような立場で、いつから申込者をご存知ですか。

2. 希望する研究分野に対する申込者の熱意はどの程度のものですか。

3. 海外への留学が、申込者の学問あるいは職業的發展にどのように寄与すると思われますか。

4. 次の各項目において、申込者を評価してください。評価不可能と思われる項目に関しては、空白のままにしてください。

	非常に優秀	優秀	平均的	平均以下
リーダーシップ	☐	☐	☐	☐
率先力	☐	☐	☐	☐
目的に対する真剣さ	☐	☐	☐	☐
熱意	☐	☐	☐	☐
適応能力	☐	☐	☐	☐
成熟度	☐	☐	☐	☐
情緒安定性	☐	☐	☐	☐
人前で話す能力	☐	☐	☐	☐
地域社会奉仕	☐	☐	☐	☐

5. 其他のご意見

推薦者氏名			
組織・機関名		役職または肩書	
TEL		E-mail	

上記の通り、申込者を国際ロータリー第 2790 地区奨学生に推薦します。

年 月 日

推薦者署名： _____

3-8) ロータリー財団奨学生申請に関する疑義 (Q & A)

昨年度までの質問を参考に作成しました。

申請者は、不明点がある場合は、疑義解釈を参照してからご質問ください。質問内容が、選考結果に反映されることがありますので、ご注意ください。

用語の説明 (地)：地区補助金奨学生関係

(グ)：グローバル補助金奨学生関係

特に指定がない場合は、記載内容は地区補助金奨学生、グローバル補助金奨学生共通です。

Q 1：大学院からの合格通知は、条件付き／無条件のどちらでもよい。また、合格通知は3月31日までに取得しなければならないか。

回答：無条件の入学許可書が3月15日までに必要です。事情により選考試験の4月中旬まで待つことも可能です。

Q 2：推薦を受けるクラブは、居住地の近くにすべきか。

回答：居住地の近くが理想ですが、推薦してくれない場合は近隣の他クラブ、あるいは他の要素（スクールの近くなど）のクラブに推薦を申し込んで下さい。

Q 3：必要な推薦状は「一部」とありますが、備考欄に「教師又は適切な雇用主／上司2名からの推薦が必要」とあります。これは教師2名または雇用主・上司2名、または教師と上司・雇用主2名ずつからの推薦状を一部用意するということでしょうか。

回答：学生の場合教師2名、社会人の場合は雇用主・上司の各1名で合わせて2名です。

Q 4：千葉市中央区**町に在住しており、千葉市**区の大学に通っております。この場合はどちらの区のロータリークラブに申請書を提出すればよいのでしょうか。また、一度に複数のクラブに申請書を提出することはできますか。

回答：家から近いクラブに、まずご連絡ください。受け付けていない場合は、地区内の近隣のクラブの推薦を受けてください (Q3を参照してください)。一度に複数のクラブに申請する事はできません。

Q 5：私は**国の大学院に進学を考えております。**国の公用語は〇〇語（英語以外）ですが、大学院での使用言語は英語です。また、大学院出願の際も英語の語学スコアの提出のみを求められました。さらに〇〇語が公用語ですが英語でも生活することはできます。この場合は英語の語学スコアを提出すればよいのでしょうか。

回答：英語のスコアを提出してください。

Q 6：私は**国（進学希望国）の大学に10か月間交換留学をしていました。その際の成績証明書の提出は必要でしょうか（もし必要だったとしても、交換留学先では成績証明書の原本を交換留学終了後1通しか発行してもらえないため、成績証明書のコピーを提出することになります）。

回答：規定されていません。ただし、10か月の交換留学の成果、また再度留学する理由が合格のポイントになりますので、PRポイントとしてコピーを提出したほうが有利になることがあります。

Q 7：現在2校の大学院に出願しており、結果がわかるのが3月中旬ごろなのですが、その場合は参加申込書及び小論文に2校分の内容のことを記載してよいでしょうか。

回答：2校分の内容が含まれても問題はありません。

Q 8：成績証明書について、交換留学生の時の大学の成績書は原本1通しかないの、コピーの提出でよい。

回答：提出はコピーで差し支えありません。選考試験で提示を求められた場合は原本の提示をお願いいたします（選考試験当日は持参をお願いします）。

Q 9：重点分野と目標の記載につきましてご教示ください。

回答：「7つの重点分野」から一つを選んで留学先の専攻科目、経験が重点項目に一致していることを記述ください。

Q 10：「重点分野と目標」の2問目（受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述して下さい）につき、大学院で学ぶ内容を具体的に記載する箇所との理解ですが、受講希望のクラス名なども記載した方が宜しいでしょうか。詳細情報としてどこまで記述すべきかご教示ください。

回答：重点項目と一致することがわかる受講クラスまで必要です。

Q 11：最寄りのロータリークラブから推薦をいただく必要があるということですが、必要書類を提出する前に内諾等（電話などで問い合わせしておくなど）は必要でしょうか。申請にあたり、ロータリークラブから推薦を頂くまでのプロセスについて、教えていただけますと幸いです。

回答：近隣のロータリークラブ事務局の連絡先を、2790地区のホームページ等から調べてください。ロータリークラブによってはHPを持っていて、問い合わせができるところもあります。事務局に電話すれば進展すると思います。連絡が取れたら申請書を持って例会日等にクラブの推薦審査を受ける必要があります。

Q 12：IELTSのスコアしか持っていませんが。

回答：TOEFL換算表によるスコアの提出で結構です。

Q 13：奨学金のお金の流れを教えてください。また、振り込まれる時期について教えてください。

回答：（地）第2790地区の前年度（21-22）の事業報告がロータリー財団（TRF）に承認された後、奨学金を含む、22-23年度の事業に対しTRFより一括で地区ロータリー財団委員会に補助金が支給されます。その後、地区より申請クラブに振込を行い、クラブより奨学生の口座へ振込をお願い致します。例年8月上旬を予定しております。申請クラブは奨学生決定後、地区補助金奨学生専用のクラブ名義の銀行口座の開設をお願い致します。

（グ）第2790地区の選抜試験に合格後、申込者は申請クラブと協力してTRFに申請書を提出します。TRFの承認が得られるとグローバル補助金奨学生に決定します。決定後、4週間ほどでTRFより奨学金が入金されます。申請クラブは奨学生決定後、グローバル補助金奨学生専用のクラブ名義の銀行口座の開設をお願いいたします。

Q 14：（グ）奨学金の種類と内容の分野の説明の中に、「下記の分野を海外の大学院または大学院レベルの研究機関で学ぶことが条件です」とありますが、大学院レベルの研究機関とは何かを教えてください。

回答：日本でいう理化学研究所、医療の特殊な研究機関（外国も同じ）、外国では南極など極寒地でなければできない研究機関、宇宙に関する研究機関、アフリカなど熱帯地域でなければできない研究機関、その他特殊な研究機関、また大学院ではない大学の付属の研究機関のことをいいます。

Q 15：（グ）2021-22年度よりグローバル補助金のTRFの上乗せ金額が100%から80%になりましたが、これによるグローバル補助金奨学生の支給金額に変更はありますか？

回答：グローバル補助金奨学生の支給金額は、今後TRFの上乗せ金額に変更があっても総額に変更はありません（支給金額の増減は別途検討されます）。

4) ポリオプラス

4-1) ポリオという病気

ポリオ(急性灰白髄炎)(小児麻痺)は非常に感染性の高い病気であり、特に感染しやすいのは5歳未満の子供です。ポリオウイルスは人の口を経て体内に取り込まれ、神経を侵し永久的な筋力低下や麻痺を引き起こし命に係わる病気です。現在のところ治療薬はありません。

ポリオは紀元前からあったと言われており、紀元前1580-1350年頃のエジプト第18王朝時代の石碑にポリオ患者とみられる若い僧の像が刻まれています。20世紀以前の大規模な流行はありませんが、20世紀初期には世界でも最も恐れられる病気となりました。治療法はありませんが、ワクチン投与により予防できます。

日本では、乳幼児への口徑生ワクチンの定期接種が行われており、1980年を最後に野生株ポリオウイルスによる発症は確認されていないので根絶しています。しかし世界のどこかでポリオの発症が起きている限り感染の危険は世界中に及び、今後10年の世界での発症件数は20万件に上ると予想されています。



4-2) ポリオプラスの概要

(日本では2019年から「撲滅」を「根絶」に改めました。この項では過去の宣言や活動名等は歴史的事実なので当時の用語である「撲滅」のまま表記します)

ポリオプラスとは、1985年に設置された地球上からポリオをなくす目的のロータリーの事業です。プラスとはポリオの他、ハシカ・ジフテリア・結核・破傷風・百日咳の五つの主要伝染病をプラスとして同時追放を目的としておりましたが、このプラスは最初の頃と意味が変わりポリオ撲滅活動を推進する過程でさまざまな副産物が生まれました。

例えば、ポリオワクチンを投与する時、ビタミンAのサプリメントと一緒に配布して健康面での効果を上げたり、ワクチンの運搬、保存のための新しい物流システムやポリオ発症を監視する世界的ネットワークができ、他のウイルスの感染症の状況も監視できるようになりました。現在では、これらポリオ根絶活動でもたらされた成果全体をプラスと呼んでいます。

そしてこの成果は、新型コロナウイルスの感染拡大防止にたいしても大いに役立っています。

1995年規定審議会の決定に沿って、また2007年再確認されたとおり、ロータリー財団管理委員会とRI理事会はそれぞれ『ポリオのない世界』であると認定されるまで、世界のポリオ撲滅は、規定審議会の承認を得て、国際ロータリーおよびロータリー財団の最も重要な目標であり、そうあり続けなければならない。』(ロータリー財団章典12.010.)。『ポリオプラスプログラムが成功裏に完了するまで、いかなる他の組織全体のプロジェクトも検討されない』(2017年1月理事会会合、決定87号)と定めています。1985年当時世界で35万人だったポリオ感染者は現在99.9%減少したものの未だ根絶には至っていません。ポリオを根絶するには膨大な費用が必要です。そして幾度となく募金キャンペーンが実施されてきました。これまで30年以上にわたり、ロータリーは21億ドルを上回る資金を投入して30億人以上の子供にポリオ予防接種を行ってきました。さらに諸援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーが大きく貢献しました。

ビル&メリンダ・ゲイツ財団は、2013年の国際大会で、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ根絶に寄せる寄付に対して、2倍の額を上乗せすることを発表しました。さらに、2017年6月のアメリカ・アトランタで行われた世界大会にて今後3年間にわたりロータリアンが集めた寄付(年間5,000万ドルを上限)に対して2倍の補助金を拠出すると発表し、さらに2020年からも3年間これを継続すると発表しました。これにより実に3年間で最大4億5,000万ドルの資金をポリオ根絶活動に提供することが可能となります。しかしながら、これを実現させるには、我々ロータリアンが多くの寄付をしなければなりません。

本年度2790地区では、年次基金1人当たり150ドル、ポリオプラスへは1人当たり30ドル以上のご寄付をお願いしています。

4－3) ポリオ根絶（撲滅）活動の軌跡

- 1979 年 ロータリーがフィリピンで 600 万人の子どもへの予防接種をするという 5 ヶ年プロジェクトを開始。RI の 75 周年基金から補助金が授与された。
- 1985 年 国際ロータリーがポリオプラスを立ち上げ、1 億 2,000 万ドルの募金目標を設定。
- 1988 年 ロータリー会員から 2 億 4,700 万ドルの募金に成功（当初目標の 2 倍以上）。当時 125 ヶ国で流行し、毎年 35 万人近い子供が感染していたポリオの撲滅に関する決議を世界保健総会が採択。世界保健機関、ユニセフ、米国疾病対策センター、国際ロータリーが中心となって「世界ポリオ撲滅推進活動」GPEI を発足。
- 1994 年 西半球のポリオ撲滅を宣言。
- 2000 年 オーストラリアから中国まで広がる西太平洋地域のポリオ撲滅を宣言。
- 2002 年 8,000 万ドル目標の募金キャンペーンスタート。
- 2003 年 12 ヶ月間のキャンペーンでロータリー財団 (TRF) は 1 億 1,900 万ドルの募金に成功。
- 2006 年 ポリオ常在国の数が 4 ヶ国アフガニスタン、パキスタン、インド、ナイジェリアとなる。
- 2007 年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団が、ロータリーに対して「2 億ドルチャレンジ補助金」として 3 億 5,500 万ドルの資金提供を約束。このチャレンジでロータリーは 2 億 2,800 万ドルの募金に成功。合計 5 億 8,300 万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。
- 2012 年 インドがポリオ常在国のリストから外れる。
- 2013 年 RI 国際大会で 2018 年までの 5 年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付にしてゲイツ財団が 2 倍の額を上乗せする（年間 3,500 万ドルまでの寄付が対象）と発表ポリオ撲滅最終戦略計画がスタート。
- 2016 年 これまで 30 年以上にわたり、ロータリーは 15 億ドルを上回る資金を 25 億人以上の子どもにポリオ予防接種を提供、さらに援助国政府から 72 億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーは大きく貢献。
- 2016 年 ナイジェリアで 4 件の野生株ポリオ発症。
- 2017 年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団は今後 3 年間にわたりロータリアンが集めた寄付（年間 5,000 万ドルを上限）に対して 2 倍の補助金を拠出すると発表。
- 2018 年 世界ポリオ撲滅推進計画（GPEI）30 周年。
世界ポリオデーをフィラデルフィアで開催。
- 2020 年 ビル＆メリンダゲイツ財団はさらに 3 年間にわたり補助金拠出を延長すると発表
- 2020 年 8 月 アフリカ地域における野生株ポリオが根絶

4-4) ポリオプラスプログラムの用語集

ポリオウイルス

ヒトからヒトに感染し、急性灰白髄炎（poliomyelitis）により左右非対称性弛緩性麻痺を引き起こすウイルス。野生型（Ⅰ～Ⅲ）とワクチン由来型があり、野生型についてはⅡ型が2015年、Ⅲ型が2019年10月に根絶が宣言され、残すはⅠ型のみとなっています。

ポリオ根絶

従来、ポリオ撲滅と言う言葉は野生株のポリオウイルスの伝播を止めるという意味で用いられてきましたが、2019年から「撲滅」を「根絶」に変えました。WHO、ロータリーではポリオ根絶を「あらゆるポリオウイルスの感染抑止」という意味で用いています。

ポリオ常在国

野生株ポリオウイルスが自然にそして一貫して発生している国を指します。現在ポリオの常在国はアフガニスタン、パキスタン、のわずか2カ国です。

ポリオフリー

ポリオフリーは、通常ポリオフリーと認定された『地域』を指します（ここで言う『地域』とはWHOが定めた6つの地域のことをいいます。アフガニスタン、パキスタンは東部地中海地域に属します）。したがって、国がポリオの症例数ゼロを報告してもポリオフリーとは考慮されません。

根絶の認定

質の高い監視活動の下で、野生型ポリオウイルスによる症例が、最低3年間発症せず、ポリオウイルス株が適切に封じられている場合、独立委員会が世界的認定を『検討』する。

全国予防接種日（NID）

定期的な予防接種活動を補足する活動。ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切るために最も高いリスクを抱える年齢層（通常5歳未満）のすべての子どもに経口ワクチンを投与し、大規模かつ組織的な予防接種を行います。ポリオ常在国では、通常少なくとも3年間、毎年数回にわたって全国予防接種を定めて実施します。

GPEI Global Polio Eradication Initiative

1988年、第41回世界保健総会で、ポリオを全世界で撲滅する決議が採択されました。そこで、各国政府、WHO、国際ロータリー、米国疾病予防管理センター（CDC）、国連児童基金（UNICEF）が主導し、ビル&メリンダ・ゲイツ財団を含む主要な関係機関の支援を受け、世界ポリオ撲滅イニシアチブ（GPEI）が開始されました。

世界保健機関（WHO）：戦略担当

GPEIの実施と管理を担当し、各国の保健省に技術面や運営面でのサポートを提供しています。また、活動成果のモニタリング、戦略の立案を行っています。

（CDC）米国疾病対策センター：ウイルス対策

疫学者、公共保健専門家、科学者を起用し、ポリオ流行に関する調査、ウイルスの種類と感染源の特定を行っています。

ユニセフ：予防接種

ポリオワクチンの購入と分配のほか、社会動員（social mobilization）活動として、人びとに予防接種の効用を説明し、認識向上に努めています。現地ではフィールドワーカーが地元の保健従事者やボランティアと協力し、子どもたちへの予防接種を行っています。

GAVI アライアンス：ワクチンと予防接種のための世界同盟が2019年より GPEI に加わりました。

その他の活動パートナー

GPEI の中核を担う上記の5団体（世界保健機関、米国疾病対策センター、ユニセフ、GAVI アライアンス、ロータリー）のほかにも、多くの団体・政府がポリオ根絶活動を支援しています。

ビル&メリンダ・ゲイツ財団：

GPEIの強力なパートナーとして、民間団体としては最高額の19億ドルを提供しました。ロータリーともパートナーシップを組み、2013年からはロータリーが集めたポリオ根絶への寄付に2倍の額を上乗せする支援も行っています（2023年まで毎年上限5,000万ドルが対象）。

各国政府：

ポリオ根絶活動費の多くは各国政府からの資金援助で支えられています。またポリオ常在国や高リスク国で予防接種を実施するには、現地政府の支援が不可欠です。

各地の保健従事者：

保健従事者たちは、情勢不安な地域で身を危険にさらしても活動を続け子どもたちをポリオから守っています。パキスタンでは戸別訪問を行い、女性の保健従事者が母親たちに予防接種について説明しています。予防接種への不安をなくし、遠隔地域へワクチンを届ける活動も行っています。

4-5) 野生株によるポリオ症例数

野生株によるポリオ症例数

ポリオ	国	2021年1月1日～ 12月22日	2020年 (通年)	2019年 (通年)	2018年 (通年)	2017年 (通年)
常在国	パキスタン	1	84	147	12	8
	アフガニスタン	4	56	29	21	14
	世界合計	9	140	176	33	22

※ナイジェリアは2020年8月常在国リストから除外

4-6) 世界ポリオデー

毎年10月24日は世界ポリオデーです。ロータリアンとして世界からポリオを根絶する約束を果たすために活動しましょう。世界中のあらゆるクラブが世界ポリオデーに同時イベントを開催しています。



5) ロータリー平和センタープログラム

5-1) ロータリー平和センタープログラムの概要

ロータリーの最終目標は「世界平和の構築」です。ポール・ハリスは1868年～1947年の生涯で2度の世界大戦を経験し、平和への強い願いがあった事を受け止め、ロータリー財団(TRF)はその没後50年を記念して2002年より「ロータリー平和センタープログラム」を開始させました。ロータリーが初めて、正面から平和貢献の為に立ち上げたプログラムです。

このプログラムは、持続可能な平和の構築に貢献できるエキスパートの育成・訓練と、卒業生による世界的ネットワークを築く事を目標としています。RIは「世界平和の構築」を「ポリオプラス」と並ぶ最重要目標と定めています。

具体的には、世界の各地域で評価の高い大学と提携し、大学内に研修施設「ロータリー平和センター」を設置し、そこでは平和構築に必要なとされる専門知識とスキルを養う研究・講義・実地研修が行われます。そしてロータリー平和センターで学ぶ方々を「ロータリー平和フェロー」と呼びます。

ロータリー平和フェローは、毎年ロータリー財団による選考で修士号プログラムに50名、専門能力開発修了証プログラムに80名が選ばれ、世界の8大学に設置されている7つのロータリー平和センターで研究を行ないます。

創設から19年を経て、プログラムを修了した平和フェロー達は1,300人にのぼり、国連、世界銀行、国際移住機関、米州機構、各国政府機関、二国間または国際非政府組織やコンサルティング会社等で活躍しています。

ロータリアンはロータリー平和フェローに大きな投資を行なっています。従って、ロータリー平和フェローには、キャリアに対する固い決意と同時に、ロータリーへ持続的に関与していくよう、大きな期待が寄せられています。

当地区での一例として、第9期生平和フェロー(ICU卒業)とカウンセラーの市原中央RCとの協力で、2014-15年度にインドネシアの水環境に関するグローバル補助金奉仕事業が実施されました。私たちロータリアンは平和フェローと共に平和の考察を行なうことで、平和の構築に寄与しています。

RI平和フェローシップ rotary.org/ja/peace-fellowships
 ホストエリア制作平和フェローシップ紹介サイト <https://rotary-peace.jp/>

ロータリー平和センター提携大学と奨学金プログラムの詳細

奨学金プログラム	修士号プログラム	専門能力開発修了証プログラム
目的	明日のリーダーを育成	今日のリーダーを強化
期間	15～24ヶ月(大学により異なる)	1年
ロータリー平和センターの数	5カ所	2カ所
提携大学	デューク大学／ノースカロライナ大学・国際基督教大学(ICU)・ブラッドフォード大学・クイーンズランド大学・ウプサラ大学	チュラロンコン大学 マケレレ大学(この地域出身者かこの地域で活動している者)
フェローシップ受領者数	最高50名(各平和センター10人まで)	最高80名(各平和センター40人まで)
実地研修	夏季休暇中、2～3か月の実践的なインターンシップ	カリキュラムの一環として2～3週間の実習
平均プログラム費用【全額賄われます】	約USD80,000(授業料、居住費、生活費、渡航費、インターンシップ費、会議出席・研究費)	約USD11,000(授業料、キャンパス内宿泊設備費、教材費、渡航費、保険、実地研修費)

5-2) ロータリー平和フェローシップの募集要項

平和フェローの選考は、地区が候補者を国際ロータリー (RI) 本部に推薦し、RI 本部の選考委員会により行ないます。申請者は、以下の条件を満たしている必要があります。

- 【修士号プログラム申請者】関連分野における3年以上の職歴
- 【専門能力開発修了証プログラム申請者】関連分野における5年以上の職歴、および平和推進を目的とした自分の計画がどのようにロータリーの使命と合致するか説明できること

【以下共通】

- 年齢制限なし
- 英語に堪能であること
- 関連分野における学士号を取得していること
- 優れたリーダーシップスキルを実証していること
- 職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること。異文化間の理解と平和への強いコミットメントがあること
- ロータリーの奨学金プログラムを利用した事のある人が平和フェローシップに申請する場合、その奨学金の終了から3年間経過していなければなりません。
- 申請者が国籍または永住権を持っている国以外のロータリー平和センターへの留学が定められています。(マケレレ大学に限り、ウガンダ共和国出身者かこの地域で活動している人)

障害のある方やローターアクトクラブの会員も申請資格があり、申請するよう奨励されています。日本の地区が海外在住の優れた候補者を推薦することもできます。その場合、ビデオ会議、電話面接、インターネットを利用した面接も認められています。

自クラブに申請者から問合せがあった場合の対応 (RI サイト)

<https://my.rotary.org/ja/take-action/empower-leaders/support-peace-centers>

ロータリー平和フェロー	グローバル補助金による奨学生	地区補助金による奨学生
フェローシップ期間を開始する前に、既に学士号もしくはそれに相当する学位を取得している。	申請時に海外の大学院の入学許可状の取得と受け入れ地区及びクラブの決定が必要。	教育段階（大学、大学院など）の制約なし。
紛争解決、調停、外交、国際関係、または同様の分野において、重要かつ関係深い仕事に就いていた経験がある。	7つの重点分野の専攻に限る。	専攻に関する制約なし。
フェローシップ期間終了後に平和および紛争解決に貢献するためのキャリアを追求していく意欲を表明している。		

5-3)【申請者向け】ロータリー平和フェローシップへの申請

1. rotary.org/ja/peace-fellowships で申請資格を確認（申請は2月に受付開始）
2. 各ロータリー平和センターのカリキュラム・プログラムを確認
（修士号プログラムは第1・2希望の平和センター、専門能力開発修了証プログラムは1つの平和センターを選ぶ）
3. 申請者は地元のロータリークラブと連絡を取り、クラブによる推薦をお願いします。クラブに推薦を依頼する前に、必要とされる申請資料を揃えておくとい良いでしょう。なお、地区から既に推薦を受けている場合はクラブによる推薦を受ける必要はありません。
4. 申請の過程で地元クラブの例会・ロータリー活動に参加して関係を深めましょう。
5. オンライン申請書に必要事項を入力し、5月31日までに地区に提出。申請書と補足資料は英語で記されたもの。
6. 地区は面接を行った後、被推薦者に関する必要書類を7月1日までにロータリー財団 (TRF) に提出。地区との面接は必須要件です。
7. ロータリー財団による選考の結果は11月に申請者へ通知
8. 最終的に選出された平和フェローは、各大学に入学申請を提出（チュラロンコーン大学は提出不要）

5-4) 6地区で支援するホストエリア

ロータリー平和センターの所在地域の周辺地区では「ホストエリア」を構成しています。日本では国際基督教大学が所在する第2750地区東京がホスト地区として中心になり、近隣の第2580地区東京、第2590地区神奈川、第2780地区神奈川、第2770地区埼玉そして当第2790地区千葉の計6地区でホストエリア地区を形成しています。ホストエリアの仕事は、来日したフェローと、カウンセラーをお願いするロータリアンに向けたオリエンテーション開催に始まり、フェローの住居手配、生活の困りごと対応などです。フェロー一人一人にはロータリアンのカウンセラーが割当てられます。毎年日本全国のロータリアン一人一人から寄付される15円から、フェローの支援や、核被爆国ならではのプログラムである広島研修旅行などに充てられています。

毎年6月、国際基督教大学で開かれる年次セミナーではロータリー平和センタープログラムを修了するフェローの研究発表が行なわれます。各クラブにはフェローのカウンセラー及びフェローにふさわしい候補者のご推薦をお願いいたします。第2790地区はロータリー平和センタープログラムが一層充実した奉仕となるよう推進してまいります。

更に第2790地区はこのプログラムに毎年25,000ドルをDDFから寄贈し、平和推進地区に指定されています。

■第2790地区 フェロー受入実績（入学先は全て国際基督教大学）

	期 間	氏 名	国 籍	カウンセラー	推薦 RC クラブ
第 1 期	2002 - 4	Wang-Chen-yu	台 湾	山 崎 敬 生	市 川
第 2 期	2003 - 5	Crystal-Procyshen	カ ナ ダ	鈴 木 悦 朗	松 戸 北
第 3 期	2004 - 6	Sturgeon-Daniel	ア メ リ カ	田 中 保 雄	市 川 東
第 4 期	2005 - 7	Wu-Nai-hua	台 湾	吉 井 巧	浦 安
第 5 期	2006 - 8	Agnes-Wielink	オ ラ ン ダ	加 登 章 司	船 橋
第 6 期	2007 - 9	Mwesigwa-Phillp	ウ ガ ン ダ	得 井 仁	松 戸 東
第 7 期	2008 - 10	Pillay-Morgandas	南 ア フ リ カ	時 田 清 次	市 原 中 央
第 8 期	2009 - 11	Hapsari-Mustika-Indri	インドネシア	森 嶋 康 長	船 橋
第 9 期	2010 - 12	Pasaribu-Melanie-Lennelle	インドネシア	時 田 清 次	市 原 中 央
第 10 期	2011 - 13	Morell-Maria-C	アルゼンチン	田 中 保 雄	市 川 東
第 11 期	2012 - 14	宇野かおり	日 本	平 野 隆 幸	船 橋 南
第 11 期	2012 - 14	Garnger-Zachary	ア メ リ カ	森 嶋 康 長	船 橋
第 12 期	2013 - 15	Slavinskaya-Anna	ロ シ ア	遠 藤 章 雄	八 千 代
第 13 期	2014 - 16	Kimmer-Kathryn-Rose	ア メ リ カ	田 中 保 雄	市 川 東
第 14 期	2015 - 17	Ida-Suraya-Klint	デン マ ー ク	田 中 一 邦	船 橋 南
第 15 期	2016 - 18	Alexandra-Plummer	イ ギ リ ス	始平堂玄昌	千 葉 幕 張
第 16 期	2017 - 19	Ranaraja-Janaka	ス リ ラ ン カ	清 田 浩 義	千 葉
第 16 期	2017 - 19	Venables-Natasha	オーストラリア	小 熊 祐 子	松 戸 中 央
第 17 期	2018 - 20	Seme-Nelson-Lomole	南 ス ー ダ ン	城 安 雄	市 川 東
第 18 期	2019 - 21	Abigail-Connolly	イ ギ リ ス	石 井 博	船橋みなど
第 18 期	2019 - 21	Elkin-Salcedo	コ ロ ン ビ ア	松 丸 隆 一	柏
第 19 期	2020 - 22	Olivia-Wellesley-Cole	オーストラリア	野 口 ア キ 子	千 葉 西
第 20 期	2021 - 23	Momodou Sambou	ガンビア共和国	櫛 田 仁 一	柏 西

■第2790地区 フェロー派遣実績

	期 間	氏 名	センター大学	スポンサークラブ
第 11 期	2012 - 14	宇野かおり	国際基督教大学	市 原 中 央
第 13 期	2014 - 16	古井丸拓也	ウプサラ大学	船 橋

※新型コロナウイルス禍の対応について

RI 平和センター本部より 2021 年 8 月 3 日現在の状況としては、日本では入国制限が維持され、フェローの対象国すべてが入国制限国であり、仮に入国できても仮に日本で感染がおこった場合の病院含めでの入院治療状況に不安が多い状況であるという見解であります。

上記に合わせ ICU 平和センターでは緊急に ICU フェローに問い合わせを開始いたしました。

1) 19 期生について

2 通りの選択がロータリー本部より提案されました。

- ①従来通りオンラインで授業を進め 2022 年 6 月卒業を目指す。
- ②1 年間休業して 2023 年 6 月の卒業を目指す。

2) 20 期生について

3 通りの選択がロータリー本部より提案されました。

- ①入学の 1 年間の延期
- ②フェロー資格の取り下げ
- ③9 月入学を遂行し、オンラインでの授業を開始する。

3) 次年度以降

2022 ～ 2023 年 6 月は以下の 20 名のフェローを迎えての授業となります。

- 19 期生 2 名の 1 年間休業者の 2 年目の授業
- 20 期生 8 名の 1 年目の授業
- 21 期生 おそらく新たなフェローの 1 年目の授業

数年間はこの様に変則的な体制での平和センターの活動となるが、1 番苦勞しているのはまさしくフェロー達なので是非ともロータリーの皆様に引き続き支援をお願いしたいのと ICU センター長よりの強い要請があります。

6) 補助金プログラムの参加資格

6-1) クラブの参加資格認定

クラブの参加資格認定：覚書（MOU） ロータリー財団

1. クラブの参加資格
2. クラブ会長の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告
8. 承認と同意

1. クラブの参加資格
2. クラブ会長の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告
8. 承認と同意

1. クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団 (TRF) のグローバル補助金の活用にあたって、ロータリー財団 (TRF) (以下「ロータリー財団」) から提供されるこの覚書 (MOU) に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1 ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書 (MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理（ただしこれらに限られない）が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある。

2. クラブ会長の責務

クラブ会長は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ会長の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる（ただし、これらに限られるものではない）。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示出来るようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることが出来る。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要がある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
 - 1. 銀行口座に関する情報（過去の銀行明細書を含む）。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書（MOU）を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と管理の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
 - 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手出来るようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない（日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は10年間保管しなければならない）。

7. 書補助金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことが出来る。

8. 承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2022-23 ロータリー年度、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 2790 地区に通知することに同意する。

	提出者	承認者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長	☐ 次々年度会長 又は ☐ 次年度幹事
年度	2021-22	2022-23	
氏名			
直筆署名 (Excel は空欄で結構です)			
日付	2022 年 月 日	2022 年 月 日	2022 年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者	同左（事業が越年の場合） 会長が未定の場合は次年度幹事

クラブ会長とクラブ会長エレクトは、プロジェクト実施年度の役職です。

このクラブの参加資格認定：覚書（MOU）の「1. クラブの参加資格」には、地区補助金を活用する場合には、クラブの参加資格認定を求めています。国際ロータリー第 2790 地区では、クラブが地区補助金を申請する場合にはこの覚書（MOU）を提出し、最低 1 名のクラブ会員を地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席させるとの条件を満たしたクラブでなければならないという追加条件を定めています。

地区財団活動資金 (DDF) 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、国際ロータリー第 2790 地区 (以下「地区」という) の地区財団活動資金 (以下「DDF」という) の運営に関して定めるものとする。

(地区の参加資格)

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団 (TRF) (以下「ロータリー財団」) の資金によってプロジェクトを実施する年度 (以下「プロジェクト実施年度」という) のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区の参加資格認定: 覚書 (地区の MOU) を、国際ロータリーの My ROTARY から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

(クラブの参加資格)

第3条 地区内の各クラブ (ロータリークラブ及びローターアクトクラブを示し、以下クラブと記述する) が DDF の使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定: 覚書 (以下「クラブの MOU」という) に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブの MOU を地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低 1 名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。

3 インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA 参加者 (以下「クラブ以外の参加者」という) 又は地区の委員会が地区補助金を申請する場合は、当該クラブ以外の参加者又は地区の委員会が前項の参加資格の要件を満たしていなければならない。クラブ以外の参加者又は地区の委員会は、クラブとみなしてこの要項を適用する。但し、2022-23 年度実施のプロジェクトに対する DDF の使用申請については、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の委員会が参加資格を得ていれば参加資格を認める。

(DDF の配分)

第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団から DDF の金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

2 前項の配分基準は、2 前項の配分基準は、3 年前の年次基金寄付の 50% と前年度恒久基金の運用益の 50% を足した額の 50% までとする。

3 前項の配分額が決定した場合には、各クラブにメール等で通知する。当初の配分額に変更がある場合には、再度同様の通知をするものとする。

(地区補助金の申請)

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会 (以下「クラブ等」という) は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定める申請書によってプロジェクト実施年度の地区ガバナー事務所宛に郵送し、また同時に申請書の Excel ファイルをメールで指定先に送付するものとする。

(地区補助金の配分)

第6条 地区はロータリー財団統括委員長、地区補助金プロジェクト委員会、奉仕プロジェクト統括委員会の 3 者で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の 50% を配分する。1 クラブ等に対する配分額の上限額は 30 万円とするが、人道的国際奉仕について 7 つの重点分野に適合する事業に対しては 2022-23 年度に限定して上限を 60 万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を使用するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書(様式501以下「事業計画書」という。)を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。この場合に、他地区のDDFとクラブの資金によって実施するプロジェクト等で当地区のDDFを使用しない場合であっても、ガバナーとロータリー財団委員長が署名しなければならないため、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。ロータリークラブのグローバル補助金の申請は、グローバル補助金を利用したプロジェクトでロータリークラブまたは地区と協力した経験があることが条件となる。

(グローバル補助金の配分)

第8条 グローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区のグローバル補助金の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトが有った場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

2 1つのプロジェクトに対してDDFから支出するグローバル補助金は、原則15,000ドル以下とする。グローバル補助金奨学生に対するDDFから支出するグローバル補助金は、1人20,000ドル以下とする。

(クラブ役員の責務)

第9条 クラブ役員(クラブ会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計等)は、クラブの参加資格認定およびロータリー補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブのMOUの「2. クラブの責務」を順守しなければならない。

(諸規程等の遵守)

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブのMOUに記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

(財務管理計画)

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、様式201「地区補助金財務管理計画規程」と様式202「グローバル補助金財務管理計画規程」を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

(補助金管理委員会の設置)

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会を設置しなければならない。

2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。

- イ グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理
- ロ ロータリー補助金に関する書類の管理
- ハ クラブのMOU、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理
- ニ 中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認
- ホ 補助金の不正使用等有った場合の処理

(報告書の提出)

第13条 補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区財団委員会に活動報告書を提出しなければならない。ロータリーの年度を超えるプロジェクトは、補助金を受領した後、毎年4月末までに中間報告書を提出しなければならない。

(書類の保管)

第14条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6. 書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

(補助金の不正使用に関する報告)

第15条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則

1 この規程は、2022年1月1日から施行する。

6-3) 補助金事業の世界報告分析と報告書提出の督促通知

ロータリー財団 (TRF) は、財団の補助事業の実施報告書がルール通りに財団へ適正に提出されているかを調査し、指導する為に、世界報告分析を行います。

世界報告分析

- ・ 1 年に 4 回、世界報告分析が行われます。報告提出率が計算され、地区指導者に通知されます。
- ・ 世界報告分析の書簡には、提出率算出に含まれた補助金案件が一覧で掲載されるようになります。一覧には各補助金の状況も記されており、期限を過ぎた補助金について提唱者に確認を取る際にご参照いただけます。
- ・ 1 年度に 4 回の分析すべてで提出率が 70% を下回った場合、さらに 1 回の分析において 2 件以上提出期限を過ぎて未提出の報告書がある場合には、提地区はプログラムへの参加が一時停止となります。
- ・ この措置は、地区の補助金報告提出率が 90% に達し、地区の提唱する全補助金の報告書が提出された場合に解除されます。
- ・ 地区内クラブの報告提出に関しては、地区は連帯責任を負います。

報告書提出の督促通知

地区は、財団からの督促通知の情報を参考に、世界分析に備えることができます。

- ・ 報告書締切日の 2 カ月前までに、補助金提唱者に要請の通知が送られます。
- ・ 18 カ月後、24 カ月後、30 カ月後に督促通知が送られます (15 カ月後と 21 カ月後はなし)。
- ・ 支払いまたは報告書提出の期日から 18 カ月を過ぎた補助金については、四半期ごとに地区指導者に世界報告分析通知が送られるのと同時に、提唱者に督促通知が送られることになります。
- ・ 報告書の提出が 30 ヶ月以上遅れているクラブは・国際ロータリーに対する財務的な不履行があるクラブとして国際ロータリーへの加盟を終結するよう、RI 理事会に提案されます。
- ・ 報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにも CC で送信されます。

2021 年 7 月での分析

2021 年 7 月での分析時点において、第 2790 地区および地区内クラブが提唱する補助金の報告提出率は 100% となっております。支払い済み、使用済み、報告済みの補助金は 5 件ありました。同書簡の最後に示されている補助金リストの表をご覧ください (表示されている情報は、分析時において最新のものです)。

プロジェクト	提唱者	提出締切日	延滞の有無	担当の財団職員 E メール
GG1990640	Choshi	29-Mar-2022	No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2014651	Kashiwa Minami	24-Feb-2022	No	david.massey@rotary.org
GG2015028	Chiba	26-Aug-2021	No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2016040	Kashiwa Higashi	02-Oct-2021	No	Cecelia.Walter@rotary.org
GG2126560	Narashino	15-Jun-2022	No	Cecelia.Walter@rotary.org

第7) ロータリー財団学友会

7-1) 学友会の概要

1947年以来、世界で110,000人以上がロータリー財団(TRF)の奨学金や補助金を受領しています。元財団奨学生たちはロータリー財団(TRF)の力強い賛同者であり、新会員や財団の寄付者となる可能性が高く、末永い関係を維持することが大切です

7-2) 学友会の活動と現況

第2790地区財団学友会(通称)は、過去に第2790地区ロータリー財団国際親善奨学金を授与された者、同地区が派遣した研究グループ交換に参加した者、グローバル補助金及び地区補助金奨学金を授与された者を正会員として、会員相互の親睦と関係団体との協力、連携のもとロータリーファミリーとしての使命を自覚し、世界平和と友好に寄与することを目的とする組織です。名簿上では、1969年の研究グループ交換(GSE)から21-22年のグローバル補助金奨学生まで、国際親善奨学生や地区補助金奨学生を含む340名が登録され、2020年には財団奨学生派遣開始から50周年を迎えました。

以前のR財団国際親善奨学金プログラムから、今日グローバル補助金奨学生や地区補助金奨学生プログラムに変わり、学友資格を有する人数が数名(年間)に減ったことから学友会としての活動も徐々に変化しています。

その1つが、日本ロータリー学友会への参加です。2011年に日本全国の各地区学友会による横断的な組織である日本ロータリー学友会が発足し、私ども第2790地区財団学友会も2012年より参加をしています。毎年1回の総会では、当時は大きな話題であった国際親善奨学金プログラムから今日の地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生プログラムへの移行に関する意見交換や活動報告の他、学友間の連絡が難しくなっている状況などを打開すべく横の連携を深め、他地区学友会との交流にも力を注いでいます。また2012年のバンコク大会から事情の許す限り(本来は例年参加が好ましい)、国際大会での学友会イベントへの役員の派遣を行っています。

他方、IT技術を活用し、学友同士の結びつきを深めていく活動も実施しています。SNSでFacebookの公開ページ「ロータリー 2790地区財団学友会」を作成し、学友会の活動報告から、学友個人の情報告知(例えば、芸術関係の学友がコンサートを開催する際の告知など)ができるよう運営されています。これに加えて、2019年夏以降、年に3回程度の「学友会茶話会」を開催し、学友が毎回講師としてそれぞれの専門分野に関するレクチャーを行い、参加者との質疑応答を通して交流を深める活動を行っています。特に2020年春以降、インターネット配信ツールを利用したオンライン開催に切り替えたことから、他県や海外など遠方からも気軽に参加できるようになり、将来的には外部からの講師招聘も視野に入れつつ、活動の一層の拡大が期待されます。これらの活動が実を結び、海外で活動している学友も、学友会をより身近に感じる事が出来る様になればと期待しています。

地区内では、財団学友会は米山学友会と共催し、毎年バーベキュー大会や忘年会などを開催していましたが、他のロータリーファミリーとの横の連携を深めようと「ロータリー学友連絡協議会」が2019年6月に発足しました。財団学友会、米山学友会、ローターアクト、インターアクト、ROTEX、RYLAなどが一同に集まり今後どのように活動していくのか、注目が集まっています。

地区財団委員会では、地区補助金奨学生やグローバル補助金奨学生の選抜選考会での語学選考スタッフとしての手伝い、派遣に関する事前のオリエンテーションでの学友助言、例会での卓話、学友会総会および懇親会の実施といった活動を中心に毎年1回、夏の総会に際して、ニューズレターを発行し、学友会のメーリングリストで共有しています。

ロータリアンの皆様では是非読みたいという方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただけましたら幸いです。



第 8) 地区規程・書式

8-1) 地区補助金 (DG) 財務管理計画規程 (様式 201)

〇〇 ロータリークラブ 地区補助金財務管理計画規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、〇〇ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団（TRF）の地区補助金に関する国際ロータリー第 2790 地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定：覚書（以下「MOU」という）に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持)

- 第 2 条 地区から受領した地区補助金に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

- 第 3 条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当□□とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブ理事会で決定する）
- 2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

- 第 4 条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、当クラブ会員のうちから署名人 2 名を指名するものとする。
- 2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

- 第 5 条 補助金の支払いは、別表 1 に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。
- 2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。
- 3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。
- 4 前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

- 第 6 条 当クラブは、MOU の「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも 5 年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

- 第 7 条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局 (OFAC) 規制対象国のため、OFAC 専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を 1 つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。
- バルカン諸国 (アルバニア、ボスニアヘルツェゴビナ、ユーゴスラビア連邦共和国：セルビアおよびモンテネグロコソボ、セルビア南部、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国) ●ベラルーシ ●ミャンマー ●ブルンジ ●中央アフリカ共和国 ●キューバ ●コンゴ民主共和国 ●エチオピア ●イラン ●イラク ●レバノン ●リビア ●マリ ●ニカラグア ●北朝鮮 ●ロシア ●ソマリア ●スーダン ●南スーダン ●シリア ●ウクライナ ●ベネズエラ ●イエメン ●ジンバブエ

- 付則 1 この規程は、2022 年 1 月 1 日から施行する。

別表1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘 要		

_____ロータリークラブの_____プロジェクトの資金として、
上記の通り支払を承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

署名人 _____

署名人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

8-2) グローバル補助金 (GG) 財務管理計画規程 (様式 202)

〇〇 ロータリークラブ グローバル補助金財務管理計画規程

(目的)

- 第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ（以下「当クラブ」という）がロータリー財団のグローバル補助金に関する国際ロータリー第 2790 地区（以下「地区」という）に提出したクラブの参加資格認定覚書（以下「MOU」という）に記載された規程に基づき、当クラブがロータリー財団から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者（以下「両クラブ」という）が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

(会計の維持)

- 第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。
- 2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関しての支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規程の通り会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする。
- 3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

(銀行口座の開設)

- 第3条 当クラブは、ロータリー財団からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当□□とする。（会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブで決定する）

(署名人)

- 第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。
- 2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。
- 3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

(補助金の支払い)

- 第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するように徹底しなければならない。
- 2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

(書類の保管)

- 第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に関係する全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。
- 2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

付則

- 1 この規程は、2022年1月1日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支払金額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口座番号	普通預金	当座預金 No
口座名義		
摘 要		

_____ロータリークラブの_____プロジェクトの資金として、
上記の通り支払を承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ロータリークラブ

_____プロジェクト

署名人 _____

署名人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。



第 2790 地区の地区補助金 (D G) 申請書

国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー奉仕プロジェクト委員会・財団委員会
2022-23 年度地区補助金申請用

クラブ・委員会名		英語名(自動)		グループ(自動)	
(その他) の場合					
プロジェクト名					
実施場所					
実施期間 (西暦)	～				
報告書提出予定日					

プロジェクトの内容

1. このプロジェクトの概要を 400 文字程度でご記入ください。

2. このプロジェクトの恩恵を受ける「主な受益者」を一つ選択してください。

☐ 子ども / 青少年	☐ 高齢者	☐ 男性	☐ 退役軍人
☐ 障がい者	☐ 農業従事者	☐ 孤児	☐ 野生生物 / 動物
☐ 地区	☐ 一般市民	☐ 難民 / 避難民	☐ 女性
☐ 経済的に恵まれていない人	☐ ホームレスの人びと	☐ 学生	

3. このプロジェクトの恩恵を受ける人数をご記入ください。

 人

4. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。

 人

5. これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが直接参加する事例を少なくとも 2 例記載してください。

6. このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような影響が期待されますか。

7. 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述してください。

8. プロジェクトの収支予算書 ※可能な限り見積書(写し)の添付をお願いいたします。
収入予算

収入項目	金額
1. 地区補助金申請額 (上限 30 万円、人道的国際奉仕の場合 60 万円)	円
2. クラブ拠出金額 (人道的国際奉仕で 30 万円を申請する場合、最低 30 万円)	円
地区補助金 + クラブ拠出金額	円
クラブ拠出割合 (人道的国際奉仕に該当しない場合 50% になるよう)	%
3. その他の資金	円
支出合計	円

出予算（書ききれない場合は下の別表に記入して下さい、行を増やしたり減らしたりしないで下さい）

支出項目	業者名	金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
その他（最下段の別表に入力して下さい）		円
支出合計金額		円
事業総額（支出合計と一致すること）		円

収支予算書は、日本円で記入して下さい。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートによりますので、補助金の金額は多少前後する場合があります。

9. 本プロジェクトは一般事業、人道的国際奉仕のいずれに該当するか選択して下さい。
- ☐人道的国際奉仕（平和構築と紛争予防）
☐人道的国際奉仕（基本的教育と識字率向上）

☐人道的国際奉仕（疾病予防と治療）
☐人道的国際奉仕（地域社会の経済発展）

☐人道的国際奉仕（水と衛生）
☐人道的国際奉仕（環境）

☐人道的国際奉仕（母子の健康）

10. 本プロジェクトが該当する「カテゴリー」とそれに対応する「種類」を一つずつ選択してください。

カテゴリー	種類		
☐ 経済発展	☐ 農業 ☐ Covid-19	☐ マイクロレジット / 事業開発 ☐ 一般	☐ 就職に役立つスキル
☐ 教育	☐ 識字 ☐ 奨学金 (小・中・高校) ☐ 学用品 / 学校設備 ☐ 特別支援教育	☐ コンピュータ / デジタルリテラシー / IT ☐ 奨学金 (大学 [学部レベル]) ☐ スポーツ / 遊び場 ☐ Covid-19	☐ 芸術 / 音楽 ☐ 奨学金 (大学 [大学院レベル]) ☐ 建築 / 修復 ☐ 一般
☐ 環境	☐ 環境教育 ☐ 樹木 / 植物 ☐ 野生生物	☐ リサイクル / コンポスト / 廃棄物管理 ☐ 太陽 / 風力 / 再生可能エネルギー ☐ 一般	☐ 環境回復 / 保全 ☐ 汚染浄化
☐ 保健	☐ 歯科 ☐ 健康フェア ☐ 医療物資 / 医療機器 ☐ 一般	☐ 聴覚 ☐ 視覚 ☐ 母子の健康	☐ 疾病予防 ☐ メンタルヘルス ☐ Covid-19
☐ 平和	☐ リーダーシップ / 教育 ☐ 危険な状態にある人びとのためのアドボカシー / 援助	☐ 平和構築 / 紛争予防と解決 ☐ 物資 / アクセス / ろ過	☐ コンサート / イベント ☐ 一般
☐ 水	☐ トイレ / 衛生設備 / 衛生習慣 ☐ 一般	☐ 物資 / アクセス / ろ過 ☐ 一般	☐ 農業 / 灌漑
☐ 地域経済発展	☐ 災害支援 / 復興 ☐ スポーツ / レクリエーション / 遊び場 ☐ 輸送 ☐ Covid-19	☐ 建築 / 修復 ☐ 動物福祉 ☐ 一般	☐ 食糧 / 飢餓 ☐ 美化 / 公園 ☐ 安全対策 / 緊急時対策
☐ 地区サポート	☐ 地域社会調査 ☐ プロジェクトフェア ☐ 奨学生 / 職業研修チームのオリエンテーション	☐ 補助金管理セミナー ☐ RIの青少年交換プログラム (青少年交換、RYLA、インターアクト)	☐ グループ交換 / 職業研修チーム

11. プロジェクト担当者

担当者氏名		クラブでの役職	
自宅住所			
電話番号		FAX	携帯
E-mail			

12. 銀行振込口座（補助金受領のための専用口座が必要です）

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

13. 署名人の氏名（2名必要です）

署名人		
-----	--	--

14. クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会に MOU を提出した日	
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名	

15. クラブ会長及び会長エレクト、次々年度会長（または次年度幹事）の署名

_____ ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り
ロータリー財団地区補助金の配分をうけたく、申請します。

	提出者	承認者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長	☐ 次々年度会長 又は ☐ 次年度幹事
年度	2021-22	2022-23	
氏名			
直筆署名 (Excel は空欄で結構です)			
日付	2022 年 月 日	2022 年 月 日	2022 年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者	同左（事業が越年の場合）会長が未定の場合は次年度幹事

署名は紙提出のみ、直筆で記入してください。Excel は空欄で結構です。
本章の申請は紙だけでなく、Excel ファイルをメールで提出します。書式はガバナー事務所ホームページの
地区委員会からダウンロードしてください。

ダウンロード先 https://www.rid2790.jp/2021/iinkai/ri_hozyokin.html
提出先 2790dgrants@gmail.com
〒 292-0838 千葉県木更津市潮浜 1-17-90 株式会社ホリウチ 堀内宛

8-4) 地区補助金 (DG) 報告書

地区補助金報告書は地区補助金事業の終了一カ月以内に、地区補助金プロジェクト小委員長宛に書面にて提出する必要がある。書式は地区 Web ページからダウンロードする (2-1-2 参照)

個別プロジェクト報告書

本書式に漏れなく記入の上、地区ロータリー財団委員会にご返送ください(直接ロータリー財団に送らないでください)。

ロータリー・クラブ: _____

プロジェクト名: _____

中間報告書 ☐

最終報告書 ☐

プロジェクトの概要

- このプロジェクトで何が、いつ、どこで実施されたかを簡潔に説明してください。これが中間報告書である場合には、今後実行すべき活動内容も説明してください。
- このプロジェクトの恩恵を受けた人々の数はどのぐらいですか。 _____ 名
- プロジェクトの受益者は誰ですか、またどのような恩恵を受けましたか。プロジェクトはどのような人道的ニーズに応えましたか。
- このプロジェクトに何名のロータリアンが参加しましたか。 _____ 名
- これらのロータリアンは何を行いましたか。プロジェクトへの財政的支援を除き、その具体例を少なくとも 2 つ挙げてください。
- 協力団体が関与している場合、その団体の役割は何でしたか。

財務報告 (地区はすべての支出の領収書を少なくとも 5 年間保管しなければなりません)

使用通貨 _____ 為替レート _____ = 1 米ドル

7. 収入

収入源	通貨	金額
1. 地区から受領した地区補助金の資金		
2. 自クラブから供出した資金		
3. その他の資金(具体的に記入)		
プロジェクトのための収入合計額		

8. 支出 (具体的にお書きください。必要に応じて行を追加してください。)

予算項目	業者名	通貨	金額
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
プロジェクト支出合計額			

証明の署名

本報告書に署名することで、私の知る限りにおいて、地区補助金の資金が管理委員会の指針に準拠し認められた項目にのみ使用され、ここに記されたすべての情報が事実であり、かつ正確であることを認めます。補助金資金のすべての支出の領収書を、地区に提出しました。また、私は、本報告書に関連して提出した写真はすべて、RI の所有物となり、返送されないことも理解しています。私は著作権を含めこの写真のすべての権利を所有することを認め、時と場所を問わず、いかなる方法、また現在知られている媒体または後に作成される媒体において、使用料なしで写真を使用する取消不能な許可を RI とロータリー財団に与えます。これには、必要であれば、RI の独自の裁量により写真に修正を加える権利が含まれます。また、RI およびロータリー財団が、ウェブサイト、雑誌、冊子、パンフレット、展示、その他の推進資料において写真を制限なく使用できる権利も含まれます。

証明の署名 _____

日付 _____

氏名、ロータリーの役職、ロータリー・クラブ名 _____

この欄は地区ロータリー財団委員長がご記入ください。

地区補助金番号 _____

個別プロジェクト報告書番号 _____



グローバル補助金 (GG) 事業計画書 申請書のテンプレート (2021 年 7 月)

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会

2022-23 年度実施プロジェクト用

本書は、地区財団委員会に提出するための様式です。ロータリー財団 (TRF) への申請は www.rotary.org/ja/grants から入力します。オンラインのグローバル補助金申請書の入力項目と質問をまとめたものは、<https://my.rotary.org/ja/document/global-grant-application-template> からダウンロードできます。

ステップ 1: 基本情報

プロジェクト名をご入力ください。

計画しているプロジェクトの種類 (人道的プロジェクト、職業研修、奨学金のいずれか)

グローバル補助金で支援する活動は、ロータリー重点分野に該当するものである必要があります。

このプロジェクトの代表連絡担当者 (実施国側担当者と援助国側担当者の両方) をお選びください。

実施国側の代表連絡担当者は、プロジェクト、研修、留学が行われる国に居住している人としてします。援助国側の代表連絡担当者は、実施国以外に居住する人としてします。双方の連絡担当者は、本補助金と関連するすべての連絡とロータリー財団への報告の責任を負います。

ステップ 2: 委員会メンバー

この委員会に、少なくとも実施国側提唱者から 2 名のメンバー、援助国側提唱者から 2 名のメンバーをお選びください。

本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください (実施国側提唱者からのメンバー)。

本補助金の委員会メンバーに関する情報をご入力ください (援助国側提唱者からのメンバー)。

これらの委員会メンバーのうち、利害の対立が生じる可能性のある人はいますか。可能性がある場合、簡潔にご説明ください。

「利害の対立」は、補助金や奨学金にかかわる人とその家族、知り合い、事業上の利害関係者、またはその人が管理委員、理事、役員を務める組織が、本プロジェクトまたは補助金から利益や恩恵を得られる場合に生じる可能性があります。

ステップ 3: プロジェクトの概要

本プロジェクトの主な目的と受益者について情報をご入力ください。

以下の欄には、プロジェクトの概要のみをできるだけ簡潔に入力してください。詳細は申請書の後のほうでご入力いただきます。

ステップ 4: 重点分野

本プロジェクトはどの重点分野を支援しますか。

少なくとも 1 つの分野をお選びください。選択された各分野について目標を設定し、質問にお答えいただきます。

- ☐ 平和構築と紛争予防
- ☐ 疾病予防と治療
- ☐ 水と衛生
- ☐ 母子の健康
- ☐ 基本的教育と識字率向上
- ☐ 地域社会の経済発展
- ☐ 環境

ステップ5：成果の測定

(該当する重点分野の) どの目標を支援するものですか。

該当する目標をすべてお選びください。選ばれた目標について質問にお答えいただきます。また、プロジェクトの終わりに、各目標に向けた成果をご報告いただくことになります。各重点分野には一連の目標が定められています。このプロジェクトが支援する目標のみお選びください。

プロジェクトの成果をどのように測りますか。

プロジェクトの目標と明らかに関連し、プロジェクトが受益者の生活／知識／健康に与えた成果を実証するような評価基準のみを使ってください。成果測定のヒントと情報は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」をご参照ください。申請書のドロップダウンメニューにある標準的な評価基準を少なくとも一つ含める必要があります（必要に応じて行を追加してください）。

評価基準	情報収集方法	頻度	受益者

モニタリングと評価のために誰が情報を収集するかお分かりですか。

分かる場合、その担当者または組織の名前と連絡先を記入し、その人または組織が情報収集を行うのに適している理由を簡単にご説明ください。分からない場合、情報収集を担当する人または組織をどのように探す予定かをご説明ください。

--

ステップ6：実施地と実施時期

人道的プロジェクト

プロジェクトの実施地と実施期間をご入力ください。

--

ステップ7：参加者

協力団体（任意）

協力団体の名前、ウェブサイト、所在地をご記入ください。

このプロジェクトの実施に直接関与する非政府組織、地元市民団体、政府機関を「協力団体」とすることができます。ロータリーと各協力団体の代表者による署名が入った「覚書」を添付してください（必要に応じて行を追加してください）。

団体名	ウェブサイト	所在地

この団体と協力する理由、およびこの団体が担う役割をご説明ください。

協力パートナー（任意）

パートナーには、ほかのロータリークラブ、ローターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、個人を含めることができます。

このプロジェクトに参加するそのほかのパートナーを挙げてください。

--

ボランティアの旅行者（任意）

人道的プロジェクトのための補助金で、現地で研修を提供する、またはプロジェクト実施を支援する2名までの旅費を賄うことができます（ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られない場合に限りです）。

この旅行者の氏名とEメールアドレスをご入力ください。

--

この人がプロジェクトで担う役割をご説明ください。

--

ロータリアンの参加

このプロジェクトで実施国側ロータリアンが担う役割をご説明ください。

--

このプロジェクトで援助国側ロータリアンが担う役割をご説明ください。

--

ステップ8：予算

プロジェクトの予算に使われている通貨をご入力ください。

プロジェクト費用の支払いのために主に使われる通貨をお選びください。

--

米ドル（USD）との為替レート：

--

プロジェクトの予算

プロジェクトの各予算項目を以下のリストに挙げてください。プロジェクトの予算合計は、調達資金の合計と同額である必要があります（調達資金は「ステップ9」で入力）。WF 上乗せを含むプロジェクトの予算は、少なくとも 30,000 ドルとなる必要があります（必要に応じて行を追加してください）。

#	カテゴリー*	内容	業者名	金額（現地通貨）	金額（米ドル）
予算合計					

* カテゴリーの例: 宿泊、機材、モニタリングと評価、運営、人件費、プロジェクト管理、広報、標識、備品、研修、旅行、授業料

補足文書

上記リストの費用を裏付ける文書（入札書や見積送り状など）をアップロードしてください。

ステップ9：調達資金

プロジェクトのために調達した資金を以下にご入力ください。

ここに入力された情報を基に、国際財団活動資金（WF）からの上乗せの上限額が計算されます。現金拠出金と DDF を含む調達資金をすべて挙げてください（必要に応じて行を追加してください）。

#	資金源	詳細	金額（米ドル）	追加金*	合計

* グローバル補助金プロジェクトのために財団に現金拠出金を送金する場合、この資金の手続きにかかる費用をまかなうために 5 % の追加金が適用されます。この追加金は、クラブと地区のポール・ハリス・フェロー認証ポイントの対象となります。

国際財団活動資金（WF）からの上乗せとして申請する金額を以下にご入力ください。
WF から、DDF に対しては同額が上乗せされます。

--

ステップ 10：持続可能性

持続可能なプロジェクトは、補助金を使い果たされた後にも、地元の人びとが継続していくことのできる長期的な解決策をもたらします。このプロジェクトにおける持続可能性の要素について、以下の質問にお答えください。

人道的プロジェクト：プロジェクトの立案

プロジェクトで取り組む地域社会のニーズをご説明ください。

--

これらのニーズをどのように特定しましたか。

--

ニーズへの解決策を見つけるにあたり、受益地域社会の人はどのように参加しましたか。

--

プロジェクトの立案において、受益地域社会の人びとはどのように関与しましたか。

--

人道的プロジェクト：プロジェクトの実施

プロジェクト実施における各段階の概要を記入してください。
資金調達、申請、報告にかかわる段階は含めないでください（必要に応じて行を追加してください）。

#	活動内容	期間

このプロジェクトと関連して現地団体が行っているほかの取り組みと調整を図っていく予定ですか。「はい」の場合、現地団体によるほかの取り組みについて、またその取り組みがプロジェクトとどのように関連するかについて、簡単にご説明ください。「いいえ」の場合、ほかの現地団体は上記のニーズに取り組んでいないのでしょうか。取り組んでいる場合、その団体と協力しないのはなぜですか。ご説明ください。

政府、非営利団体、民間企業など、ほかの組織と協力することでメリットが得られる可能性があります。

--

このプロジェクトに含まれる研修、地域社会の人たちとの協力、または教育的要素についてご説明ください。

--

これらのニーズをどのように特定しましたか。

--

地元の人たちによるプロジェクトへの参加を奨励するため、インセンティブを利用しますか。利用する場合、それはどのようなインセンティブですか（例：謝礼金、表彰、修了証授与、広報など）。

--

補助金活動が終了した後に、引き続きプロジェクトを監督する地域住民または団体の名前をすべて挙げてください。

必ずしもロータリー会員やロータリークラブであるとは限りません。

--

予算

予算に含まれている項目を現地業者から購入する予定ですか。業者から購入する場合、どのように業者を選定しますか。選定プロセスをご説明ください。

--

業者の選定にあたって、入札を行いましたか。入札を行わない場合、ご説明ください。

このプロジェクトで購入した設備・資材の操作とメンテナンスの計画を記入してください。この計画には、操作とメンテナンスを行うのは誰か、その人たちがどのような研修を受けるかを含める必要があります。

補助金活動が終了した後に、地域社会の人びとはどのように設備のメンテナンスを行っていきますか。交換部品は入手可能ですか。

設備を補助金で購入する場合、設備は文化的に適切であり、地元地域のテクノロジーの水準に沿ったものですか。「はい」の場合、ご説明ください。「いいえ」の場合、プロジェクトでは、地域社会の人びとがこのテクノロジーを採用できるよう、どのように援助しますか。ご説明ください。

プロジェクトの完了後、補助金資金で購入した物品は誰が所有しますか。ロータリー地区、クラブ、会員が所有者となることはできません。

資金調達

プロジェクトの成果を長期的なものとするため、地元での資金源を見つけましたか。見つけた場合、この資金源についてご説明ください。

このプロジェクトには、プロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか。含まれている場合、詳しくご説明ください。

プロジェクトは小口融資活動を含んでいますか。含んでいる場合、小口融資に関わる補足資料のファイルをアップロードしてください。



グローバル補助金 (GG)

DDF 使用申請書

国際ロータリー第 2790 地区

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会

2022-23 年度実施プロジェクト用

第 2790 地区財団活動資金 (DDF) 申請額

米ドル	ドル
日本円	円

申請額は、原則として 1 件 20,000 ドル以内でお願いします。R I 為替レートは、申請時のレートで記載してください。

I プロジェクトの概要 (グローバル補助金事業計画書の通り)

II プロジェクト収支予算書

収入予算 (必要に応じて行を追加して下さい)

	クラブ名・地区名	現金	DDF	WF	合計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
合計					

支出予算 (必要に応じて行を追加して下さい)

項目	業者名	金額
合計		

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り第 2790 地区 DDF の配分を受けたく、申請します。

	提出者	承認者	承認者
	本年度クラブ会長	次年度クラブ会長	☐ 次々年度会長 又は ☐ 次年度幹事
年度	2021-22	2022-23	
氏名			
直筆署名 (Excel は空欄で結構です)			
日付	2022 年 月 日	2022 年 月 日	2022 年 月 日
適用	申請書提出時のクラブ代表権者	事業実施年度の代表権者	同左 (事業が越年の場合) 会長が未定の場合は次年度幹事

国際ロータリー第 2790 地区 奉仕プロジェクト統括委員会

9) 参考資料

9-1) 重点分野の基本方針

重点分野の基本方針（2021年7月）

ロータリー財団は、補助金の手続きを効率的に行い、補助金プロジェクトの質を高めることに力を入れています。

本文書は、特定の活動における受領資格の有無や、クラブや地区によって大きな成果があげられたプロジェクトの種類を例示しています。補助金を申請する際は、該当する重点分野の方針に沿ったものであることをご確認ください。プロジェクトの計画は、実施国側のクラブまたは地区の責務となります。

平和構築と紛争予防

ロータリーは、地元や海外の地域社会における紛争転換を促す活動を通じた、平和構築と紛争予防に関連する研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって平和構築と紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争を転換し、平和を築くための個人および地域社会の能力の向上。
2. 平和教育、平和のためのリーダーシップ、および紛争予防と解決における、地域社会の人びとへの研修。
3. 弱い立場にある人びとの社会への統合を支援する奉仕の実施。
4. 天然資源を管理する最善の方法を特定するための対話および地域関係の改善。
5. 平和構築と紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「平和構築と紛争予防」の範囲内にある活動とみなします。

1. 平和のためのリーダーシップと教育、積極的平和（※1）、弱い立場にある人びとの地域社会への統合、対話の促進、コミュニケーション、紛争の予防と転換を支援するワークショップ、研修、その他のプログラムを含むグループ活動。
2. 紛争を予防、管理、転換するための建設的方法に関する青少年を対象とした教育。これには、充実した平和構築と紛争転換の活動を伴う、放課後または地域社会を基盤とするプログラムを含む。

（※1）ロータリーは、紛争の根源的な原因に取り組み、平和を育むための土台を築くことを目的に、経済平和研究所との戦略的パートナーシップを結んでいます。積極的平和についての詳細はこちらをクリックしてご覧ください。

3. 天然資源の使用と管理に関連する紛争または紛争のリスクに取り組む研修プログラムまたはキャンペーン。
3. 弱い立場にある人びと（リスク下にある青少年、難民、人身売買被害者、紛争や暴力の影響を受けたその他の人びとを含む）の社会への統合を支援する法的、心理的、社会的、リハビリ的な奉仕。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「平和構築と紛争予防」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンが主な参加者となる平和会議。
2. 音楽、スポーツ、または課外活動に唯一の主眼を置くプログラム。グローバル補助金の受領資格を得るには、充実した平和構築と紛争転換の側面をもつプログラムでなければならない。
3. ロータリー平和センター提携大学における、ロータリー平和フェローが取り組むのと同様または類似した履修課程への入学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「平和構築と紛争予防」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が平和構築と紛争

- 予防の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
 3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、平和構築と紛争予防の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和構築と紛争予防の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。これには、非政府組織、政府機関、または国際的組織における仕事または研究が含まれる。
2. 平和構築と紛争予防に沿った履修課程。
 - a. 望ましくは、紛争予防と解決、平和・司法研究、平和関連の社会起業、安全保障研究、国際関係を含む履修課程、および、人権法など平和と紛争を専門とするその他の学位。
 - b. 平和と紛争の課題および成果に直接の主眼を置く履修課程は、優先的に考慮される。
 - c. 優先的に考慮されない履修課程には、平和構築、紛争転換、または紛争予防と解決に重点が置かれていない一般的な国際関係に関連するもの、ならびにその他の一般的な社会的発展に関連する学位が含まれる。
3. 平和と紛争転換、予防、解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、または医療従事者の研修によって医療システム（※2）を強化します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって疾病を予防し、治療するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる影響を減らすための、疾病予防・治療プログラムの推進。
3. 医療システムの強化。
4. 臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供。
5. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

伝染病の予防と管理

1. 医療フェアなどのプロジェクトを通じた疾病検査（ただし、カウンセリングと紹介を含む、または治療のための患者の入院を支援することが条件）。
2. 感染予防のための介入戦略に関する、地域社会の人びとと医療従事者への教育。
3. 地元で初期診療システム（プライマリ・ケア）を利用することができない遠隔地の人びとに医療サービスを提供することを明確な目的とする医療機器の提供。
4. 医療施設への医療機器の供給。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の状態）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器の管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。
5. 疾病の診察と治療を記録およびモニタリングするための、サーベイランス（監視）システムと研修の提供。
6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的とした疾病予防、医療従事者研修の改善、または公共保健教育の向上も支援するアプローチを通じた伝染病の治療。

7. 蚊やその他の生物を介する疾患の予防と管理。生物媒介の疾病に特化した環境リスクと治療戦略の特定が含まれるプロジェクトには、高い優先度が与えられる。

(※ 2) 医療システムには、医療サービスの提供に従事する公共および民間のセクターが含まれます。

8. 医療施設から出た医療廃棄物の処理など、感染と感染症の封じ込めに関連する環境的危険性への取り組み。

非伝染病の予防と管理

1. 身体障がいに関連する身体的・精神的疾患のための予防・治療サービスの提供。
2. 慢性疾患の発生と流行を減少させることを目的とした、地域社会での教育、および早期スクリーニング・治療の発展。
3. 地元で初期診療システム（プライマリ・ケア）を利用することができない遠隔地の人びとに医療サービスを提供することを明確な目的とする医療機器の提供。
4. 医療施設への医療機器の供給。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の状態）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。
5. 救命手術および先天的疾患の手術の提供（ただし、受益者の評価とフォローアップ治療の確保を含むことが条件となる）。
6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的とした疾病予防、医療従事者研修の改善、または公共保健教育の向上も支援するアプローチを通じた非伝染病（精神疾患も含む）の治療。
7. 交通／車両に関連するけがの予防（ただし、そのようなけがの数が減少したことを示す測定可能なプロジェクトが条件となる）。
8. 緊急医療サービスを提供する車両、人員、および機器の供給。救急車は地元で購入した新車でなければならない、車両所有権、管理、維持、修理、適切な医療施設によるセキュリティシステムに関する文書を含めなければならない。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 調度品、供給品、消耗品、または太陽光パネルなどの非医療機器の購入のみを含むプロジェクト。
2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施国の能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム（ただし、救命手術および先天的疾患に取り組む手術は例外とする）。
3. エコストーブまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
4. 身体・精神障がい治療のための非従来のまたは別の方法によるセラピー（ただし、医療従事者が監督する臨床手続きを含む場合は除く）。
5. 蔓延した発達障がい、および、自閉症を含むその他のスペクトラム障がいの治療（障がいへの長期的影響による改善を示す持続可能な臨床的介入がある場合を除く）。
6. 栄養プログラム（ただし、臨床的栄養失調、または妊娠からその子どもが2歳の誕生日を迎えるまでの期間の最初の1000日間における介入である場合は除く）。
7. プロジェクト分野における成功使用例と適切な管理、維持、および修理システムが整っていることを示す文書がない新しいテクノロジーの導入。
8. 一般的な保健教育および公共安全プログラム。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「疾病予防と治療」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が疾病予防と治療の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、疾病予防と治療の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職

業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 公共保健や看護・医学の上級学位など、疾病予防と治療に沿った履修課程。
3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

水と衛生

ロータリーは、安全な水源の管理と保護を促し、安全な飲み水と衛生（衛生設備や衛生教育など）への普遍的かつ公平な利用を実現する活動を支援します。ロータリー財団は、環境的に健全で、測定可能かつ持続可能な介入を通じて、政府、諸機関、地域社会が水と衛生の分野における事業を管理できるようエンパワメントを図ることに力を入れています。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、地域社会が水と衛生への持続可能なアクセスを確保できるようにするための、ロータリアンによる以下のような活動を支援します。

1. 安全で手頃な価格の飲み水をすべての人が公平に利用できるように促進
2. 地上および地下の水源の保護と維持、汚染および汚染物質の削減、廃水再利用の推進による水質の改善。
3. 衛生的な方法で排便が処理される地域社会を達成することを目的とする、改善された衛生と水管理の公共サービスのすべての人による公平な利用の促進。
4. 疾病の蔓延を防ぐ、地域社会の人びとの衛生に関する知識、行動様式、習慣の改善。
5. 持続可能な水・衛生サービスの開発、財務、管理、維持ができるようにするための、政府、諸機関、地域社会の能力強化。
6. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

1. 水供給、貯水、浄水、水処理、および水源保護に焦点を置いたプロジェクトを含む、安全な飲み水へのアクセス確保。
2. 改善された衛生設備へのアクセス確保。これは、衛生設備を通じた人の糞尿の処理、処分、および糞便堆積物の管理、処理、処分として定義される。
3. 手洗い、排せつ物の安全処理、安全な水の貯蔵、月経時の適切な衛生など、健全な習慣を推進する衛生教育の提供。このようなプログラムでは、好ましい習慣を妨げる要因や促進する要因を特定し、課題に取り組むための方法を説明する必要がある。
4. 固形廃棄物の管理システムの提供。これは、固形廃棄物質の回収、処理、処分として定義される。
5. 源水を守り、地上と地下の資源を補充するための流域管理方法の活用。
6. 作物、家畜、養魚のための水の供給。
7. 地域社会のガバナンス、ファイナンスとプランニング、システム管理、配給を含む、水と衛生サービスを支える持続可能な管理方法の開発。
8. 水と衛生への持続可能なアクセスを支援する方針の施行を国家や自治体当局に奨励するための戦略的アドボカシーの実施。これには、関連サービスへの資金配分、基準とガイドラインの作成、適切な方法での排便処理を行っている地域社会の認定が含まれる。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「水と衛生」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 行動様式を変えることなく、知識を向上させ、標準的な情報を提供することに焦点を置く衛生プログラム。一度限りの講習や授業は受領資格を満たさない。
2. 流域管理プロジェクトの一環ではない、単独の河川・沿岸の清掃活動。
3. 水と衛生システムを構築するだけのプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「水と衛生」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が水と衛生の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、水と衛生および水資源管理のプロジェクトの成果を記

録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。

3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。このようなプロジェクトでは、政府、地域社会、企業が協力して、水と衛生の持続可能なシステムを構築、所有、運営する。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、水と衛生の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生、または水源管理の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 水と衛生、または水源管理に沿った履修課程。例として、水と衛生のエンジニアリング、環境エンジニアリング、水源システムの総合管理、水文学、公共保健が含まれる。
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。この分野のプロジェクトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器の提供、および医療従事者の研修によって、医療システム（※3）を強化します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって母子の健康を改善するのを支援します。

1. 新生児や赤ちゃんの死亡率の削減。
2. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
3. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
4. 基本的な医療サービス、研修を受けた地域社会の医療従事者、および医療提供者へのアクセスの改善。
5. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 産前産後、および出産時におけるケア。
2. 地域社会における母子のヘルスケアの従事者および医療従事者を対象とする研修、または研修者を養成するための研修。
3. 医療施設に医療機器を提供するプロジェクト。これらの機器は、現在のテクノロジー基準と環境基準（電気、水、大気の質）を満たすものでなければならない。また、補助金提唱者は、所有権証明書および管理・維持の計画を提出しなければならない。これには、機器管理・維持に関する研修が当該従事者に提供されたことを示す文書、または、これらの要件へのコンプライアンスを確保する研修計画が含まれる。機器を提供するプロジェクトには、安全な妊娠、出産、新生児医療に関連する女性のための啓蒙活動を含めなければならない。

（※3）医療システムには、医療サービスの提供に従事する公共および民間のセクターが含まれます。

4. 医療システムを通じて得られる家族計画とその他の性と生殖に関する健康における介入や公共サービスに関する教育、およびアクセス向上。
5. 女性、思春期の女子、5歳未満の子どものため予防接種。
6. 女性と5歳未満の子どもの対象に、肺炎、下痢、マラリア、はしか、その他の主な病気の原因を予防、治療するための介入。
7. 思春期の人および女性を対象に、性行為による病気の感染を削減し、その影響を緩和するための介入。
8. HIVの母子感染の予防。
9. 母乳を奨励し、栄養失調を予防、緩和、また治療するための行動を奨励するプロジェクト。
10. 救命手術および先天的疾患の手術の提供（ただし、受益者の査定と術後ケアを含むことが条件となる）。

11. 医療施設における医療廃棄物の処理など、感染と病気伝播の封じ込めに関連する環境リスクに取り組むプロジェクト。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施国の現地の能力を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣。ただし、救命手術、先天的疾患の手術は除く。
2. ガーデンプロジェクト、食物補給、学校をベースとする栄養プログラム。
3. エコストープまたは屋内調理台の設置プロジェクト。
4. 校庭および一般的な子どもの運動と健康に関するプロジェクト。
5. 身体・精神障がい治療のための非従来のまたは別の方法によるセラピー（ただし、医療従事者が監督する臨床手続きを含む場合は除く）。
6. 思春期の人を対象とする性と生殖の健康に関するプロジェクト（資格のある医療従事者による監督の下に、医療システムの範囲内で実施される場合を除く）。
7. 調度品、供給品、消耗品の提供（グローバル補助金の受領資格を満たしている母子の健康プロジェクトの一環として行う場合を除く）。
8. 一般的な保健教育および公共安全プログラム。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「母子の健康」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が母子の健康の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、母子の健康の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 母子の健康に沿った履修課程（例：疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の上級学位）。
3. 母子の健康と関連した、申請者の将来のキャリア計画。

基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって、すべての人が基本的教育を受け、識字力を得られるようにするための、ロータリアンによる以下のような活動を支援します。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人びとに与える地域社会の力を高めるプログラムの支援。
2. 成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 地元の学校関係者との協力による、幼少期および初等・中等教育における成績の向上。
2. 成人のための読み書きと計算の教育。
3. 有資格の研修者による、カリキュラム導入、効果的な教授法、生徒評価に関する教師研修の提供。

4. 教師向けの改良されたカリキュラムと専門能力開発によって補完された学習資料および学習施設の提供による、基本的教育における成果の向上。
5. 個別指導者・教師向けの研修、生徒評価の実施、および必要に応じた学用品提供による、課外プログラムのための学習支援の改善。
6. 教師・職員向けの専門能力開発の機会の提供、また必要に応じて基本的な教材の提供と施設の改善によって、身体・発達障がいのある生徒がより高い学業成果を出せるよう支援する教育者の能力向上支援。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備、車両、または学用品の購入、およびそれらの使用に関する研修のみで構成されるプロジェクト。
2. 給与、授業料、学用品を提供するプロジェクトで、将来に地域社会やロータリー外部の団体が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 課外授業の資材、遊具、遊び場のみを購入するプロジェクト。
4. 学校給食、または給食プログラムの設備・備品の提供を主眼としたプロジェクト。
5. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。
6. 補助金の使用期間にのみ機能する個人指導や放課後のプログラムなど、1学年度の学生のみに恩恵となるプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「基本的教育と識字」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、基本的教育と識字率向上の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、基本的教育と識字率向上の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に沿った履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営）。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

地域社会の経済発展

ロータリーは、貧困地域や十分な支援が得られない地域で測定可能かつ長期的な経済発展を創出し、人びとと地域社会が貧困を緩和していけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって貧困を緩和するのを支援します。

1. 貧困地域の経済発展を促すための、地元のリーダー、団体、およびネットワークの能力の向上。
2. 生産性の高い仕事の創出と、持続可能な生計手段へのアクセス改善。
3. 経済的な機会と公共サービスへのアクセスを提供することによる、周縁化された地域社会のエンパワメント。
4. 起業家、ソーシャルビジネス、地域的に支持されているビジネスイノベーターの能力向上。
5. 生産的な仕事への就職および市場・財務サービスの利用を妨げる、性別や社会的身分に基づく不平等への取り組み
6. より持続可能で経済回復力が高い地域社会を創出するための、再生可能なエネルギーと省エネ手段へのアクセス向上
7. 経済的利益のための環境・天然資源保全のスキルを養成するための地域社会のエンパワメント
8. 環境・気候関連のリスクや自然災害に対する地域社会の回復力と適応力（※4）の強化。

9. 経済回復力を改善するため、地域社会を基盤とする緊急時の基本的な備えのサービス体制の発展と支援。
10. 地域社会の経済発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院レベルの奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「地域社会の経済発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧困の課題がある地域社会への、金融サービス（マイクロクレジット、モバイル・バンキング、貯蓄、保険を含む）へのアクセスの提供。
2. 地域社会の経済発展に関連する研修（起業、地域社会でのリーダーシップ、職業スキル、金融知識を含む）の提供。
3. リーダーシップ研修とエンパワメント用ツール、特に女性、難民、若い成人のためのイニシアチブを通じた、地域社会関係者の経済発展と雇用促進。
4. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動（雇用を創出する村全体の事業の実施を含む）の支援。
5. 自給自足農家や小農家のための農業開発（能力向上、および市場と資本へのアクセス促進を含む）の促進。

（※ 4）適応力とは、個人・団体が環境と社会経済的な変化に効果的に対応するための社会的・技術的スキルを意味します。

6. 地域社会が主導または調整する Adopt-a-village（村全体の自立支援）活動、もしくは総合的な地域社会の開発活動の編成。
7. 女性、難民、その他の周縁化された人びとのための公平かつ効果的な経済的機会の支援。
8. 持続可能で革新的、かつ地元で購入したテクノロジーを利用した、再生可能で効率的なクリーンエネルギーへのアクセス、ならびに経済的成果を直接的にもたらす実質的な研修の提供。
9. 経済的利益と成長のための天然資源を地域社会が保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための、保全と資源管理に関する研修の提供。
10. 能力構築を通じた環境・気候変動に対する地域社会の適応力の向上、および持続可能な経済活動の開発。
11. 火災防止や自然災害対策を含む、緊急時の基本的備えを固める取り組みを支援し、地域社会の経済的困難からの回復力を向上するための研修および基本的リソースの提供。

ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「地域社会の経済発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 直接的な経済的成果がない、または運営・維持計画がない地域インフラまたは機器を提供するプロジェクト。
2. 講演や遊び場などの地域美化プロジェクト。
3. コミュニティーセンターの修復プロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

重点分野「地域社会の経済発展」のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が地域社会の経済発展の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」を参照のこと。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、地域社会の経済発展の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 地域社会の経済発展の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。申請者は、自分の仕事で貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地元、地域、または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。

2. 地域社会の経済発展に沿った履修課程。
 - a. 例：地域社会の経済発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット（小口融資）を専門とする経営学位。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 地元、地域、または国の経済発展戦略を強調したもの。
 - ii. 貧困、低収入、または十分な支援が得られない地域社会などの経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの（経営学修士課程における特別履修コースなど）。
 - iv. 地元、地域、または国レベルでの起業スキルや事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。
 - v. 課程名やコース名に「地域社会の開発（community development）」という言葉を含むもの。
 - vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。
 - vii. 貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題に取り組むための戦略に焦点を当てたもの（例：リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備え）。
 - viii. 経済発展戦略を導く都市計画原則を使用したもの。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論のみのマクロ経済学、政治学、または金融学。
 - ii. ソーシャルビジネスとは関係ない事業運営に関する経営学修士課程（MBA）など、一般的な民間ビジネスの発展を扱うもの。
3. 地域社会の経済発展に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 以下の要素を含むキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i. 地域または国レベルで、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会における社会・経済的福祉の改善。
 - ii. 非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - iii. 貧困地域、若者、女性、先住民、難民、その他の十分な支援が得られない地域の人びとなどの経済・社会的福利のためのアドボカシー支援。
 - iv. リソース管理、環境・保全研究、レジリエンス計画、緊急時への備えを含む戦略を通じた、貧困、低収入、十分な支援が得られない地域社会に影響を及ぼしている環境問題への取り組み。
 - b. 審査の際に有利とはみなされないキャリアとして、ビジネス、エンジニアリング、またはソーシャルワークにおける一般的な役割、あるいは、民間環境・企業環境における一般運営。

環境

ロータリーは、天然資源の保全と保護を強化し、環境の持続可能性を高め、人と環境との調和を促す活動を支援します。

この重点分野の目的と目標および受領資格の判断基準

ロータリー財団は、ロータリー会員が以下のような活動によって環境を保護、保存、保全するのを支援します。

1. 陸地、沿岸、海洋、淡水資源の保護と回復
 - a. 森林再生の推進、森林破壊の防止、原生植物の植樹・植付、生息地の回復、侵入性動植物の除去などの取り組みを通じた、陸上生態系の保護と回復、および回復力の向上。
 - b. 生息地の保護と回復、在来種の保全、侵入性動植物の除去、絶滅危惧種の保全と保護、密猟と野生動物の違法取引の防止による生物多様性の保存。
 - c. 帯水層と地下水の再補給、水の保全、水質、衛生、流域管理を改善するための戦略およびターゲットを絞った取り組みの支援（重点分野「水と衛生」の基本方針とガイドラインを順守）。
 - d. 生息地の回復、在来動植物の保護と繁殖、侵入性動植物の除去、過剰漁業、汚染、海岸侵食、海洋酸性化への対策といった取り組みを通じた、沿岸、海洋、淡水生態系の保護と回復。
2. 天然資源の管理と保全を支援する地域社会と地方自治体の能力向上
 - a. 天然資源の管理と利用にかかわる平和構築および紛争予防の取り組みの策定（重点分野「平和構築と紛争予防」の基本方針とガイドラインを順守）。
 - b. 生態学的に健全で平和的な解決を通じた、人間と野生生物の対立の緩和。
 - c. 天然資源を保存、保護、および持続可能な方法で利用できるようにするための保全と資源管理に関する地域社会の研修と教育。
3. 生態系の健全さを改善するための農業生態学および持続可能な農業、漁業、水産養殖の実践の

支援

- a. 再生農業、保全農業、管理放牧、林間牧草、樹木の混植などを通じた、生態学的に実行可能な農業への認識向上と支援。
- b. 持続可能な漁業と生態学的に健全な水産養殖の支援（重点分野「地域社会の経済発展」の基本方針とガイドラインを順守）。
- c. 農業、土地、海洋、天然資源の管理の実践における伝統的知識と先住民族の知識の利用促進。
- d. 持続可能な農業、水産養殖、漁業の手法、地元の食料生産と消費の改善、食品廃棄物の削減、高品質の食料への公平なアクセスを通じた食糧安全保障の向上。
4. 気候変動と気候混乱の原因への取り組み、および温室効果ガスの排出削減のための解決支援
 - a. 気候の変動と混乱を緩和するための包括的な介入の一環として、太陽光、メタン捕捉、小規模風力発電および水力発電システムを含む、地元で調達した再生可能エネルギーへのアクセスの提供。
 - b. 森林破壊、土壌の劣化、大気汚染の増加をもたらすバイオマスや化石燃料の燃焼を削減または廃絶するための包括的アプローチの一環としてクリーンクッキング技術の提供。
 - c. 総合的な都市計画と地域計画、教育、インフラの変更を通じて、持続可能でエネルギー効率の高い輸送方法への移行の支援。
5. 気候変動と気候混乱の影響を受ける生態系と地域社会の回復力の強化
 - a. 弱い立場に置かれた人口集団に特に焦点を置いた上で、気候関連の事象の影響を受ける生態系と地域社会のための適応と回復力戦略を支援すること。
6. 環境を守る行動を推進するための教育支援
 - a. 地方自治体のカリキュラムに沿った学校における環境教育プログラミングの支援（重点分野「基本的教育と識字率向上」の基本方針とガイドラインを順守）。
 - b. 地域密着型の環境教育、環境に対する意識とアドボカシーの取り組み、および環境的に持続可能な生活様式、環境保護、持続可能な開発を支援するための関与と行動の変化を促す戦略の促進。
7. 資源効率の高い経済を築くために、生産物の持続可能な消費および環境に配慮した副産物の管理の提唱
 - a. 堆肥化、リサイクル、アップサイクル、再利用プログラムを通じた、循環経済を強化するための地域社会計画の取り組みへの支援（固体廃棄物管理プロジェクトの場合、重点分野「水と衛生」の基本方針とガイドラインを順守）。
 - b. 地元企業や家庭の食品廃棄物削減による効率的な食料消費の促進。
8. 環境正義の問題と環境公衆衛生上の懸念への取り組み
 - a. 教育、支援活動、アドボカシーを通じた、地域社会における環境公衆衛生上の悪影響への取り組み。
 - b. 弱い立場に置かれ周縁化された集団における家庭、学校、地域社会における環境毒素への曝露（ばくろ）の排除と削減。
 - c. 弱い立場にある周縁化された集団のための有機的、健康的、栄養価の高い食料への公平なアクセスの向上。

環境に好ましく、測定可能で持続可能なインパクトを達成しようとしめないプロジェクトは、環境の保護の重点分野におけるグローバル補助金の受領資格がありません。グローバル補助金プロジェクトを成功させるには、環境に有害な特定の問題を解決するための包括的かつ総合的なアプローチが必要です。ロータリー財団は、以下の単独活動を、重点分野の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会の美化プロジェクト
2. 一度限りの研修または教育セッション
3. 一度限りの河川、砂浜、生息地の清掃
4. より大きな生態学的枠組みと戦略の一環ではない植樹
5. 具体的かつ測定可能な好ましい環境へのインパクトを生みだすことを目指す総合的プロジェクトの設計を伴わない、火葬場の単独の設備、およびインフラの購入や設置
6. 自然療法
7. 食料配給プログラム
8. 屋外レクリエーション活動
9. インフラの建設、機器の購入、またはその機器の使用方法に関する研修のみを含むプロジェクト

留意点：上記は受領資格のない全活動を網羅したリストではありません。プロジェクト立案の要件について、詳しくはグローバル補助金に関する環境のガイドラインをご参照ください（近日中に入手可）。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

環境のグローバル補助金：

1. 持続可能性：ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が環境の保護と持続可能性の活動を継続できること。
2. 測定可能性：提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方法を特定すること。
3. 地域社会が主導：実施地となる地域社会によって特定されたニーズに取り組むプロジェクトであること。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、環境の分野における仕事で活躍していくことに関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 環境と関連する分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
2. 自然資源管理、環境エンジニアリング、環境衛生、環境毒性学、林業、保全管理、環境正義など、環境に沿った履修課程。
3. 環境に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

9-2) 補助金の授与と受託の条件

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件 (2021 年 7 月)

ロータリー財団は、方針の変更を反映させ、内容をより明確にするために、この授与と受託の条件をいつでも修正することができる。2021 年 7 月の変更には以下が含まれる：

- グローバル補助金への DDF 寄贈に対する国際財団活動資金 (WF) の上乗せを 80%に変更 (VI を参照)。

このほかの最新情報や資料は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命（ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること）と一致する奨学金、旅行、プロジェクトに充てるために、地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野のうち少なくとも1つに関連する大学院レベルの海外留学奨学金、職業研修チーム (VTT)、プロジェクトのために授与されるものであり、地域社会のニーズに基づき、その成果が測定可能、持続可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当する必要がある：

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を遵守し、害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得る必要がある。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第 30.040 節ならびに以下の XIV に基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を遵守すること。
8. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に基づき、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関する国際ロータリーの方針を遵守すること。
9. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。
10. ロータリー章典の第 26.080 節に記述されたプライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。補助金の申請書と報告書には、ロータリー財団から要請され、かつ受益者（あるいは親または法的保護者）の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ（氏名、年齢／生年月日、あるいは個人が特定されうるその他の情報）または受益者の写真を含むべきではない。そのような個人データが不適切に含まれている場合、ロータリーのプライバシーの方針への遵守をロータリー財団が確認する間、補助金手続きの遅延につながる可能性がある。

地区補助金

以上の要件に加え、地区補助金は以下に該当しなければならない。

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。
3. クラブと地区による協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアに行くための旅費および参加費に充てることができる。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
5. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換（職業的側面を強調したもの）、ロータリーアクト、インターアクト、新世代交換プログラムを支えるために使用できる
6. 地域社会調査の実施にかかる費用に充てることができる。
7. 建設と改築に充てることができる。

グローバル補助金

以上の要件に加え、グローバル補助金は以下に該当しなければならない。

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。これらの活動には、人道的プロジェクト、1～4学年の大学院レベルでの教科履修や研究のための留学用奨学金、および／または専門的な研修を提供することで人道的ニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
2. ロータリークラブが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
3. プロジェクトが実施される地域社会のニーズに基づいている。人道的プロジェクトまたは職業研修チームのためのグローバル補助金を申請するクラブと地区は、地域社会のニーズ調査を実施し、実施地域の地域社会と共に、その結果に対応するようなプロジェクトを立案する必要がある。提唱者は、地域社会調査の結果を補助金の申請書に含めなければならない。
4. 補助金プロジェクトが実施される国の1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国以外の一つのロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ロータリークラブが存在しないが国際ロータリー理事会が積極的に拡大に取り組んでいる国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。
5. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。
6. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。
7. 次を含むインフラストラクチャーの建設に使用できる：トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算に含めることができる。
8. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの海外旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第 XI セクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。

5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報的な取り組み（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 1,000 ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく実施される国境を越えたワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. 新型コロナワクチンの購入。
15. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
16. 報酬なしで労働する人が必要とされるプロジェクト。その代わりにプロジェクトは労働者の権利と適正な賃金の慣行を目指すものであるべきである。スウェットエクイティを提供することを受益者に求める場合、これらの受益者からの明確な同意が必要である。
17. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働が必要とされるプロジェクト。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト、または新世代交換プログラム
2. 18 歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）
3. 人が居住、仕事、またはかなりの時間を過ごす永久建造物、すなわち病院、コンテナハウス、移動住宅など、もしくは製造や加工などを実施するための建造物の新たな建設。補助金プロジェクトの実施にあたって建物の建設が必要な場合、この建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない。
4. 一部建設済み（外装のみ完成した建造物を含む）であるが入居または運営されたことのない建造物を完成させるための修復
5. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費。
6. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
7. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト
8. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。
9. 大学の学士課程での勉強。
10. 1 つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数のプロジェクト。

IV. 申請方法

補助金は、補助金センターからオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない、グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められている必要がある。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っている必要があり、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリーのロゴ、標章、グラフィックの使用に関する国際ロータリーの方針に遵守する必要がある（上記 II を参照）。RI 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10 口までに限られる。

地区補助金

地区は、3 名のロータリアンから成る補助金委員会を設置する必要がある。この 3 名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。こ

これらの委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。地区は1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含める必要がある。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない必要がある。地区補助金の申請はすべて、補助金が申請されたロータリー年度の5月15日より前に提出されなければならない。

地区補助金の場合：

1. 地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を利用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載する必要がある。
2. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置する必要がある。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員（クラブ提唱の場合）または代表提唱地区の会員（地区提唱の場合）とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理され、資金の利用可能性に応じて承認される。

グローバル補助金の場合：

1. 提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ／地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。
2. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。
3. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクトの成果を測定するための経費に充てることができる。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する必要がある。奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。奨学生、職業研修チーム、ボランティアの旅行を含む申請書は、旅行日の90日前までに提出する必要がある。

留意点：

1. 申請書への記入が開始されてから12カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件：

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出する必要がある。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 申請者が、自国外で学業を行う必要がある。
3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する奨学金の申請は、6月30日までに提出する必要がある。

4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの学期から開始されても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。

職業研修チームの申請における追加要件：

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名で構成される必要がある。メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーはロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えている必要がある。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を（受けるのではなく）提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

1. 50,000ドルまでの国際財団活動資金（WF）を要請するグローバル補助金申請（いわゆるレベル1の申請書）は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。
2. 国際財団活動資金（WF）から50,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が100,001～400,000ドルである場合（いわゆるレベル2の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、ロータリー財団専門家グループによる中間視察を受ける。
3. 国際財団活動資金（WF）から200,001～400,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または恒久基金収益を活用した申請の調達資金合計が400,001米ドル以上である場合（いわゆるレベル3の申請書）は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループによる事前視察、監査および／または中間視察を受ける。これらの申請書は管理委員会も審査を行う。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下になる。
 - a. 6月1日まで：9月／10月の管理委員会会合で審査
 - b. 10月1日まで：1月に審査
 - c. 12月1日まで：4月に審査
 - d. 3月1日まで：6月に審査

専門家グループと協力する重点分野の専門家が、異なるレベルの審査の必要性や要件の免除または追加を決定する場合がある。ただし、職業研修チーム（VTT）または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループによる審査の要件を免除される。

V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が行う必要がある。国際ロータリー・トラベルサービス（RITS）を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料

3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提出しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. 国際ロータリーによる国別旅行制限を遵守する。
6. 旅行保険に加入する。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、ロータリー財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。プロジェクトの実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する（オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか）。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する（クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など）。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金〔シェア〕収益を合わせた額の50パーセント）の50パーセントまでを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金の最低予算は30,000ドルであり、国際財団活動資金（WF）の最高授与額は400,000ドルである。補助金提唱者は、地区財団活動資金（DDF）、現金、および／または冠名指定寄付と恒久基金の収益を組み合わせることでグローバル補助金に充てることができます。財団は、すべてのDDF寄贈に対して80%のWFを上乗せする。国際財団活動資金（WF）の授与額に下限はない。提唱者はまた、国際財団活動資金（WF）からの上乗せなく、現金、DDF、および／または冠名指定

寄付と恒久基金の収益の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算 30,000 ドルを調達する選択肢もある。

補助金提唱者は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。ロータリアン以外からの寄付も補助金に追加できるが、ただし、この寄付が補助金の協力団体、プロジェクトの業者、もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。ロータリアン以外からの寄付に対しては、財団からの上乗せはない。現金拠出には、それがロータリアンからであっても、ロータリアン以外からであっても、管理運営費を賄うため 5% の上乗せを含めなければならない。補助金による恩恵を受ける条件として、受益者から資金を集めてはならない。人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも 15 パーセントが、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。人道的プロジェクトの実施地側提唱者は、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に移すことはできない。補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。提唱者は、補助金が承認される前に寄付を送金すべきではない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、その補助金の申請書のためのものとなるが、申請書が承認されなかった場合、その寄付は年次基金に回されることになる。寄付が年次基金（シェア）に回された後には、これを再配分することはできない。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

ロータリーからの奨学金に加えて他団体からも奨学金を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学金を利用しても構わないが、その場合、財団はその金額または個人的資金への上乗せは行わない。ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学金（授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分）に源泉徴収税を適用することが義務付けられている（日本、カナダ、ドイツからの留学生の場合、協力財団を通じて資金が提供されるため、この法規は適用されない）。源泉徴収分は、奨学金の支払から差し引かれる。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を遵守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出する必要がある。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用される必要がある。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を維持する必要がある。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書（MOU）」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請書に地区が記載した地区または地区財団の銀行口座のみに支払われる。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給

されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。プロジェクト資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。WF からの上乗せが 50,001 ドル～ 400,000 ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または恒久基金の収益が含まれる資金総額が 100,001 ドル以上の補助金（レベル 2 および 3 の申請書）は、使用計画に沿って分割で支払われる。2 回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
2. 補助金承認時から為替レートが 10 パーセント以上変動した場合、10 パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. 財団に送金されたグローバル補助金への現金寄付はすべて、手続きや管理運営のコストを賄うため、5%を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5%を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5%を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WF に充当される。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する必要がある。中間報告と最終報告書を補助金センターから提出しなければならず、報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入する必要がある。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを承認しない（* 下記の例外を参照のこと）。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の方針も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管する必要がある。
3. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要がある、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加条件が地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後 12 カ月以内、または最後の支払を受領してから 2 カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから 24 カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから 24 カ月以内に、完了する必要がある。
3. プロジェクトが完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、プロジェクト関連

- の追加経費の利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還しなければならない。この資金は地区の DDF に加算される。
4. プロジェクトの完了後に 1,000 ドル以下の補助金資金が残っている場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
 5. 1,000 ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
 6. 以下の国は、返還資金について以下を義務づけている：
 - a. アルゼンチン：10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還しなければならない。
 - b. ブラジル：100 ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還しなければならない。
 - c. インド：10,000 インドルピーを超える未使用の補助金資金は返還しなければならない。

グローバル補助金

以下の追加条件がグローバル補助金に適用される。

1. 最初の中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから 12 カ月以内に提出する必要がある。その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から 12 カ月が期限となる。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後 2 カ月以内に提出する必要がある。
3. 1,000 米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれを追加のプロジェクト関連経費に使用することを承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還しなければならない。資金は下記の通りに充当される。
 - a. 補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金（WF）、DDF、冠名基金の使用可能な収益、使途指定寄付、企業の社会的責任（CSR）の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金（シェア）に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
 - b. 補助金の一部が返還された場合、そのすべてが WF へ充当される。
4. 補助金活動の完了後に 1,000 ドル以下の補助金資金が残っている場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
5. 1,000 ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金（WF）に充当される。
6. 以下の国は、返還資金について以下を義務づけている：
 - a. アルゼンチン：10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還しなければならない。
 - b. ブラジル：100 ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還しなければならない。
 - c. インド：10,000 インドルピーを超える未使用の補助金資金は返還しなければならない。

* 実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられている。ただし、人道的グローバル補助金の援助国側提唱者は、資金を受領しなかった場合、報告書が期日を過ぎて未提出であっても、新規補助金の受領を制限されることはない。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75 米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 取り消された補助金

地区補助金

地区補助金が取消しとなった場合、以下の手続きが適用される：

1. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区の DDF 残高に返還される。
2. 補助金が支払い済みである場合、未使用の補助金資金はすべてロータリー財団に返還しなければならず、この資金は地区の DDF に加算される。

XI. 小口融資（マイクロクレジット）

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも3年間運営されている小口融資機関と協力する必要がある。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れる必要がある。さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出する必要がある。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
3. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
4. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
5. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともにグローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出する必要がある。
6. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、提唱者は補助金の資金を財団に返還する必要がある。
7. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XII. インドに関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律と FCRA（および 2020 年 FCRA 改正）を遵守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従わなければならない。FCRA に関する一般的な情報は、<https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx> を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

補助金の支払い

すべての補助金の支払いは、インドルピー（INR）の資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、（インド国内での）追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。

地区補助金

それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない（適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」）。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月31日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

補助金の報告

毎年3月31日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から2カ月以内が提出期日となる。

すべての中間報告書には、第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。

1. 中間報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 中間報告書が補助金センターからオンラインで提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）を提出する。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行った組織名（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）が明記されていなければならない。
4. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャーまたは公認会計士が証明したもの）を提出する。
5. 補助金センターに請求書と領収書をアップロードする。

いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。

すべての最終報告書には、第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が補助金センターからオンラインで提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）を提出する。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行った組織名（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）が明記されていなければならない。
4. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
5. 銀行調整の明細書（複数の補助金の一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
6. 補助金センターに請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
8. 10,000 インドルピーを超える未使用の補助金資金は、補助金資金の支払いを行った組織（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局）に返還する。
9. 受益者に関する情報（写真、新聞の切り抜き、受益者または受益団体からの感謝状を含む）を保管する（インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため）。

XIII. フィリピンに関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区に支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている。財団がこの規制を遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：

1. 市長室、公印が押されていること

2. 社会福祉・開発局 (Department of Social Welfare and Development) 長、公印が押されていること
3. 保健局 (Department of Health) 長、公印が押されていること
4. バランガイ議長室、公印が押されていること
5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの

各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること：

Phil.Consulting Center, Inc.
c/o Erika Mae Bautista
2D Penthouse, Salamin Bldg.
197 Salcedo St., Legaspi Village
Makati City 1229
Philippines

証明書の見本テンプレートを、国際ロータリーの南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。7 月から 5 月までに支払われるプロジェクトの証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われる場合は、7 月 31 日までに受理されるべきである。

XIV. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

ロータリー財団の補助金プログラムの高潔性を保証するため、補助金の受領や授与に関与するすべての人は、利害の対立を避けるような方法で行動することが義務付けられている。利害の対立は、ある人物が、本人、その直系家族、そのビジネスパートナー、本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが相当な金銭的利害をもつ団体、または、本人、その直系家族、そのビジネスパートナーが管財人、理事、役員である団体に利する補助金または授与金について、決定を下す、または決定に影響を与える立場にいる場合に生じる。

実際および潜在的な利害の対立すべてを、事務総長に開示する必要がある。確信が持てない場合、利害の対立のいかなる可能性も開示すべきである。ロータリアンは、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとならないものとする。グローバル補助金の資金調達、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者からの寄付（冠名指定寄付、CSR 寄付、等）によって行ってはならない。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について、補助金申請者に助言する。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長および／または管理委員会が決定する。補助金またはその授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長および／または管理委員会が結論を下した場合、事務総長は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在の補助金の受領・授与の取り消し、または将来の補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

補助金の受領資格

ロータリー財団細則第 9.3 項に従い、以下に定義されている人は財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができない：

1. 現ロータリアン
2. クラブ、地区、その他のロータリー組織（ロータリー章典 1.040 節に規定されている通り）、国際ロータリーの職員
3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員

元ロータリアンは、会員身分が終結してから 3 年間は、引き続き受領資格を持たない。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから 3 年間は、引き続き受領資格を持たない。ただし、そのような人でも、地区補助金やグローバル補助金による職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた人は、その人の参加がほかの人への利点となる場合に限り、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的関係、仕事上の関係について完全な透明性を保つ必要がある。また、候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる委員が）、選考プロセスに参加すべきかどうか、また、参加する場合にはどのように参加すべきかを決定する。選考委員長に利害の対立がある（またはあると疑われる）場合、クラブ理事会またはロータリー財団委員長が、選考プロセスへ参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを決定する。

業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリアンが所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉ロータリアン、財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

ロータリアンの利害の対立が存在しないことを確認するために審査する必要がある可能性がある業務取引の例には、協力関係を結んでいる非政府団体、物資・サービスの提供者、保険会社、旅行代理店、運送会社、教育機関、語学試験提供会社などとの業務取引が含まれる。このような取引が公正な市場価格において最良の製品またはサービスをもたらすものであることが、見積書によって証明されている場合、または公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を経ている場合に、事務総長の承認を得た後にのみ、行うことができる。

事務総長は、利害の対立に関するこの方針の解釈と実施の方法について助言する。プログラム補助金の受領や授与にかかわるいかなる未解決の利害の対立も、関係するロータリアンまたはロータリー組織によって、選考プロセスまたは当該業務取引の少なくとも 30 日前までに、事務総長に報告されなければならない。個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、事務総長が決定する。補助金の受領や授与において利害の対立が存在する、または存在したと事務総長が結論を下した場合、事務総長は、適切な改善措置を講じるものとする。このような措置には、当該ロータリアン、ロータリークラブ、ロータリー地区が関与する現在の補助金の受領・授与の取り消し、または将来の補助金の受領・授与の一時停止などが含まれる。

9-3) ロータリー災害救援補助金授与と受諾の条件

ロータリー財団 災害救援補助金 授与と受諾の条件 (2021 年 9 月)

ロータリー財団は、この授与と受諾の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト (www.rotary.org/ja/our-programs/grants) に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。

I. ロータリー災害救援補助金の概要

ロータリー災害救助補助金は、過去 6 カ月間に自然災害により被災した地域における救援および復興活動を支援する。補助金は、被災地域にある地区にのみ授与される。補助金の資金は、水や食料、医薬品、衣服といった基本的な物資を提供するために使用できる。地区は、被災地域のニーズを特定し、そのニーズに最大限に応えるために補助金をどのように活用するかを決定する責任を負う。地区は、財団から受領した資金を配分する権限を有し、災害救助プロジェクトまたは復旧プロジェクトに支出した資金の使途を報告する必要がある。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第 30.040 節に基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に基づき、「“ロータリー”という名称またはその他の ロータリー 標章の使用に関する国際ロータリーの方針」を順守すること。
9. ロータリー財団章典の第 40.010.2 節に基づき、ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識・表示に含めるか、その近接位置に表示すること。
10. ロータリー章典の第 26.080 節に記述されたプライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。補助金の申請書と報告書は、(a) ロータリー財団から要請され、かつ (b) 受益者（あるいは親または法的保護者）の同意が書面で提供されていない限り、受益者の個人データ（氏名、年齢／生年月日、あるいは個人が特定されうるその他の情報）または受益者の写真を含むべきではない。そのような個人データが不適切に含まれている場合、ロータリーのプライバシーの方針への順守を財団が確認する間、補助金手続きの遅延につながる可能性がある。

さらに、ロータリー災害救援補助金は

1. 補助金の 3 パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立 財務評価など）に充てることができる。
2. 補助金の 20 パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、資金を支出する前にロータリー財団の承認を受けなければならない。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険（別称、過失脱漏保険または E&O 保険）に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。

IV. 申請方法

被災した地域または国にある受領資格のある地区は、ロータリー災害救援補助金を申請することができる。本補助金の最高授与額は25,000ドルとする。地区は、以前の災害救援補助金の報告書を規定通りに提出済みである場合に限り、追加の補助金を申請できる。申請するには、地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長がロータリー災害救援補助金申請書に記入し、grants@rotary.orgに提出しなければならない。

地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長は、財団補助金担当職員と連絡を保ち、支出計画を承認し、地域社会のニーズを特定して資金を分配する活動を監督し、政府への報告義務と財務要件をすべて順守していることを確認し、財団の報告要件をすべて順守していることを確認し、資金の財務管理状態を確認することが義務付けられている。

V. 資金源と支払い

ロータリー災害救援補助金は、ロータリー災害救援基金への寄付によって賄われている。

1. ロータリー災害救援補助金は、地区が管理する災害救助専用の銀行口座、または地区が管理する他の補助金口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
2. 口座の取引には少なくとも2名の署名を必要としなければならない。
3. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。

補助金は以下の条件が満たされた場合に支払われる。

1. 地区ガバナーと地区ロータリー財団委員長が承認したロータリー災害救援補助金申請書を財団が受領し、承認していること。
2. 記入済みのロータリー災害救援補助金受取人書式を財団が受領していること。

VI. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。協力団体に提供されるいかなる資金も、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

VII. 報告および監査要件

地区は、以下を行わなければならない。

1. 本補助金の最初の支払いを受けてから少なくとも12カ月ごとに、プロジェクトの進捗の詳細を記した報告書を提出すること。全活動の終了後、2カ月以内に最終報告書を提出すること。報告書には以下を記載しなければならない。
 - a. プロジェクトの詳細な説明
 - b. 関与したロータリークラブ
 - c. プロジェクト実施に関与したすべての協力団体
 - d. プロジェクトの受益者数
 - e. プロジェクトへのロータリアンの参加方法
 - f. 支出一覧
 - g. 支出一覧に関連する銀行取引明細書
 - h. 支出一覧と適切に相互参照できる領収書（財団に明示的に要求された場合）
2. 財団の監査に協力すること。
 - a. 財団は、規模に関わらずいつでもプロジェクトの監査を実施する、または監視要員を派遣す

る権利を有する。

- b. さらに、財団はいつでもプロジェクトを評価し、追加書類の提出を要求し、進捗が満足のいくものではないと独自に判断した場合は支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。
- c. 地区は、詳細で正確かつ不備のない財務記録をプロジェクト期間中および補助金終了日以降5年間（現地法により定められている場合はそれ以上の期間）にわたって保持する。このような財務記録には、領収書原本、使用済み小切手、請求書などを含む。さらに、プロジェクトが監査対象に選ばれた場合、地区は財団が書類を破棄してもよいと助言する時まですべての書類を保持しなければならない。
3. すべての経済・貿易制裁に従うこと。これには、米国財務省外国資産管理局（OFAC）により発動されるものが含まれる。
4. 1,000 米ドルを超える未使用の補助金資金を返還すること。残った補助金が1,000 米ドル未満の場合、地区はこの資金を災害救助活動に使用しなければならない。

VIII. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRA に関する一般的な情報は fcraonline.nic.in を参照のこと。他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律と FCRA を順守するため、インド国内のロータリー地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座が FCRA の下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から2カ月以内が提出期日となる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第 VII セクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. 財団にデータファイルを提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出したことを示す書類。
 - c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
 - d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。
4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第 VII セクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. 財団にデータファイルを提出した最終報告書のハードコピーを南アジア事務局に提出したことを示す書類。
 - c. 以下の文書を含める。
 - i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を明記のこと）。
 - ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）。
 - iii. 銀行調整の明細書（複数の補助金の一つの FCRA 口座に振り込まれた場合）。
 - iv. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文。
 - v. 受益者に関する情報（例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など）。
 - d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。
5. FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

IX. フィリピンに関する特記事項

他のすべての授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区に支払われた補助金は、フィリピンの規制を順守するためにより多くの実証を必要とする。フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68（Securities Regulation Code 68）に改正通りに記載されている（19 ページの第 4 項を参照のこと）。ロータリー財団がこの

規制を順守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得しなければならない。

1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局（Department of Social Welfare and Development）長、公印が押されていること
 3. 保健局（Department of Health）長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- 各プロジェクトについて、証明書の原本5通を、下記に送付すること：

Phil.Consulting Center, Inc.
c/o Erika Mae Bautista
2D Penthouse, Salamin Bldg.
197 Salcedo St., Legaspi Village
Makati City 1229
Philippines

証明書の見本テンプレートを、国際ロータリーの南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。

7月から5月までに支払われるプロジェクトの証明書は、同じ会計年度の6月30日までに受理されるべきである。6月に支払われる場合は、7月31日までに受理されるべきである。

9-4) 地区補助金実績表

G	番号	クラブ名	2018-19 年度事業		2019-20 年度事業	
			プロジェクト内容	補助金 (\$)	プロジェクト内容	補助金 (\$)
第1グループ	1	市 川				
	2	市 川 東			音楽と共に～彼らの世界を広げる MUSIC ～	2,728
	3	市 川 南	常夜灯公園の照明灯への時計設置	1,718	妙典河川敷にベンチを設置	1,481
	4	浦 安				
	5	市川シビック	小学生の食育を推進する運動	2,181	真間川河川浄化啓蒙運動植樹と標柱の設置	1,728
	6	浦 安 ベイ				
第2グループ	1	船 橋	未来を担う青少年育成のためのプロジェクト	2,159	ダンスを通じた青少年スポーツ振興プロジェクト	2,728
	2	船 橋 西	船橋西 50 周年記念事業船橋障がい者支援ソフトボール大会	1,818	子供たちの健やかな学校生活を守る運動（あんしん教室）	2,182
	3	鎌 ケ 谷				
	4	船 橋 東	船橋市植栽プロジェクト	2,727	ミャンマー グーベイン村小学校舎改修及び学習用備品・文房具寄贈事業	1,782
	5	船 橋 南				
	6	船 橋 み な と	船橋市立宮本中学校・未来へつなぐ愛のコンサート	1,818	船橋市内公立中学校の生徒を対象にオペラ歌手佐藤則子さんの歌声とトーク	1,819
第3グループ	1	千 葉	千葉市少年少女ミニバスケットボール「ロータリーカップ」	909	子どもの貧困とフードロス対策のためのフードドライブおよびフードバンク PR	2,728
	2	新 千 葉			千葉県立千葉聾学校運動部支援奉仕プロジェクト	1,546
	3	千 葉 西			JR 稲毛駅東口 ふれあい花壇の花、植替え並びに維持管理	253
	4	千 葉 中 央				
	5	千 葉 幕 張				
	6	千 葉 東	千葉盲学校で体験学習	863		
	7	千 葉 若 潮				
第4グループ	1	千 葉 南			千葉南 RC・中国米山学会合同 大連障がい者施設支援プロジェクト	2,728
	2	市 原				
	3	千 葉 港	ラオス国、図書館建設支援及び図書寄贈	2,727		
	4	市 原 中 央				
	5	千 葉 北	多言語紙芝居の普及	2,181		
	6	千 葉 緑				
第5グループ	1	木 更 津	あけぼの園利用者と木更津ロータリーの交流	454	ベトナム国ハノイ市の3中学校へ教材支援と日本語コンテストの開催	910
	2	上 総			久留里城と久留里城址資料館を訪れる人のためのベンチを贈ろう	910
	3	富 津				
	4	富 津 中 央			富津市少年野球大会を通じた子供たちの健全育成の啓蒙	610
	5	木 更 津 東			太田山公園を桜でいっぱいにしよう	1,000
	6	君 津	出前教室	1,045	スリランカの子供たちにきれいな水を	5,455
	7	袖 ケ 浦	袖ヶ浦少年野球連盟にテント寄贈	615	児童養護施設「野の花の家」フェンス工事及び屋外時計寄贈	1,364
	8	富 津 シ ティ				
第6グループ	1	館 山				
	2	鴨 川				
	3	勝 浦	バスケットボール・ダンスを通じた地域小中学生の健全育成プロジェクト	2,727	フィリピン・ダバオ市の少年少女に楽しく安全な野球を!!!	5,455
	4	千 倉				
	5	鋸 南				
	6	館 山 ベイ				
第7グループ	1	茂 原	日本さくら名所 100 選の茂原公園にある老朽化したベンチの補修、修繕	2,727	茂原市内全中学校へ電子ピアノの寄贈	2,728
	2	東 金	カンボジア・スマオン小学校教室の屋根修理	2,272		
	3	大 原	JR 大原イルミネーション設置事業	2,727		
	4	大 多 喜				
	5	成 田 空 港 南				
	6	茂 原 東				
	7	茂 原 中 央	茂原公園運動広場への電波時計設置プロジェクト	2,727	長生郡内町村、交通安全指導員用機材提供 & 安全指導プロジェクト	2,728
	8	大 網	大網病院入口バス停 新設工事	2,727		
	9	東 金 ビ ュ ー				
第8グループ	1	銚 子	ロータリー憩いの森プロジェクト	2,727		
	2	旭				
	3	八 日 市 場	未来へひらめきを掘り起こすサイエンスショー	595	「おとな」と「こども」をつなぐおもちゃ箱	910
	4	銚 子 東				
第9グループ	1	佐 原				
	2	多 古	多古町スポーツ少年団野球大会の後援、ロータリー杯の寄贈	1,643	新築多古町民体育館・入口周辺外部時計設置プロジェクト	2,182
	3	小 見 川	JR 小見川駅前ロータリー整備プロジェクト	2,727		
	4	佐 原 香 取	プロバスケットボールチーム東京羽田 vickies によるバスケットボール教室の開催	2,318		

2020-21 年度事業（合計金額にはコロナ事業（別表）を含む）			2021-22 年度事業		クラブ名	番号	G
プロジェクト内容	補助金（\$）	地区補填（¥）	プロジェクト内容	補助金（\$）			
					市 川	1	第1グループ
					市 川 東	2	
広尾公園に集会用テント2張を寄付	558	44,300	市川市行徳ふれあい伝承館にテントの寄贈	1,594	市 川 南	3	
					浦 安	4	
創立30周年記念事業	1,343	106,300			市川シビック	5	
創立10周年記念事業 浦安市へ時計塔の寄贈	1,612	127,600			浦 安 ベイ	6	第2グループ
オリンピックを目指す選手が語る「必ず夢はかなう」講演会	1,343	106,300	児童養護施設及び母子生活支援施設で暮らす児童に「諦めないことの大切さ」を	2,293	船 橋	1	
障がい者スポーツ支援プロジェクト	1,047	83,000	子どもの貧困を助け母子の健康を実現するプロジェクト	1,578	船 橋 西	2	
小学生落語教室	483	38,400			鎌 ケ 谷	3	
～国際化が進む教育現場～「言葉の壁をなくそうプロジェクト」	1,612	127,600			船 橋 東	4	
					船 橋 南	5	第3グループ
			未来につなぐ愛のコンサート	2,110	船橋みなと	6	
清潔な水プロジェクト	5,815	0			千 葉	1	
					新 千 葉	2	
					千 葉 西	3	
					千 葉 中 央	4	第4グループ
スマイルファクトリー（募張本郷他 6 事業所） 青少年に夢を与えるプロジェクト	1,558	123,300	松ヶ丘地区子ども食堂への支援プロジェクト	1,376	千 葉 幕 張	5	
					千 葉 東	6	
					千 葉 若 潮	7	
第 18 回国際里山の集い	1,209	95,700	第 18 回国際里山の集い	2,293	千 葉 南	1	
					市 原	2	第5グループ
ラオス国における HIV/エイズ感染者の ホームベースケアセンター	5,607	0	ラオス国 2 小学校の校舎、設備の改修工事と図書寄贈	5,504	千 葉 港	3	
第 4 グループ共同プロジェクトによるフィリピン歯科医療と予防教育	841	0	ロータリークラブ出前教室	917	市 原 中 央	4	
					千 葉 北	5	
					千 葉 緑	6	
ベトナム国ハノイ市での日本語学習を進める 3 中学校へ教材支援と日本語コンテストの開催	534	42,400			木 更 津	1	第6グループ
					上 総	2	
					富 津	3	
					富 津 中 央	4	
					木 更 津 東	5	
スリランカ浄水プロジェクト	5,607	0	君津市立周西南中学校・周西小学校への楽器等の寄贈及び演奏会へのボランティア参加	1,362	君 津	6	第7グループ
			ガウラ子ども食堂 食事提供及び配達支援	1,834	袖 ケ 浦	7	
					富 津 シ ティ	8	
			館山花いっぱい運動	917	館 山	1	
風水害発生時の避難所設備（テント）寄贈	1,450	114,900			鴨 川	2	
地域の子供達がプロの音楽に触れ、音楽を通じて地 域貢献や社会貢献できる人材を育成する	1,612	127,600	フィリピンの子供達への教育環境支援（学習机・椅子 寄贈）プロジェクト	5,504	勝 浦	3	第8グループ
					千 倉	4	
			南房総地区による防災と避難を学ぶ	2,293	鋸 南	5	
安房郡市中学校英語発表会後援活動及び発表機会の 提供	644	51,100	安房郡市中学校英語発表会後援活動及び発表機会の 提供	1,376	館 山 ベイ	6	
火災死者負傷者ゼロ都市 茂原 を創るプロジェクト	1,267	100,385	新型コロナウイルス感染拡大防止に繋げる為の体温測定器寄贈と講演会実施	2,246	茂 原	1	
					東 金	2	第9グループ
大原高校応援団長の製作（ゆるキャラ）	1,289	102,100			大 原	3	
					大 多 喜	4	
被災地復興支援チャリティーコンサート	1,289	102,100			成 田 空 港 南	5	
					茂 原 東	6	
茂原市避難所への非常用発電機材の提供とその運用 方法の共有	967	76,600	長生郡及び夷隅郡避難所への災害時非常用発電機材の提供とその運用方法の共有	2,502	茂 原 中 央	7	第10グループ
					大 網	8	
					東金ビュー	9	
					銚 子	1	
					旭	2	
飯高寺砂利補充	183	14,700	文化財を守ろう！	1,192	八 日 市 場	3	第11グループ
					銚 子 東	4	
					佐 原	1	
多古町病児保育棟環境整備及び傷病児童健全育成 プロジェクト	859	68,100	多古町立多古第一小学校キャリア教育支援交流プロ ジェクト	1,467	多 古	2	
					小 見 川	3	
					佐 原 香 取	4	

G	番号	クラブ名	2018-19 年度事業		2019-20 年度事業	
			プロジェクト内容	補助金 (\$)	プロジェクト内容	補助金 (\$)
第10グループ	1	成 田	日本ボーイスカウト成田第1回等広場利用者への衛生設備支援	2,727	第13回成田市近隣中学校剣道大会	2,091
	2	八 街				
	3	印 西			子供たちに清潔な水をプロジェクト	1,682
	4	白 井				
	5	富 里				
	6	成田コスモポリタン	カンボジア助産師養成支援事業	2,727		
第11グループ	1	柏			アカ族の小学校補修と教室増設	5,455
	2	我 孫 子			地域の宝を魅力的に伝えるプロジェクト	1,546
	3	柏 西			タイ北部アカ族の村及び学校に浄水設備支援と就学環境の支援プロジェクト	5,455
	4	柏 東	道の駅しょうなん 時計台修復	2,272	大津川をきれいにする会支援プロジェクト	1,137
	5	柏 南	米山奨学生及び外国人留学生 日本文化ふれあい交流	1,263	異国の文化と音楽を伝え、子どもたちに希望ある未来を！	5,455
第12グループ	1	習 志 野			交通安全・防犯について学び、地域の安全・安心につなげるプロジェクト	910
	2	八 千 代	夢を持って強くなろう！	2,727	みんなが待っている夢先生！	2,728
	3	佐 倉	歯ッピーかみんぐフェア	1,818	フィリピン歯科奉仕活動無料の歯科治療	2,728
	4	八千代中央			希望のプロジェクト	1,019
	5	四 街 道				
	6	習志野中央	世界女子ソフトボール選手権大会支援及び「青少年に夢と希望を与える」プロジェクト	1,818		
	7	佐 倉 中 央				
第13グループ	1	松 戸				
	2	松 戸 東				
	3	松 戸 北				
	4	松 戸 中 央	バリ州の地域型小規模事業化発掘支援フォーラム	2,727		
	5	松 戸 西			東京2020ホストタウン松戸 おもてなしシティ やさしシティベンチ設置プロジェクト	2,728
第14グループ	1	野 田				
	2	流 山			夏休み小学生交通安全教室交通事故防止のため、自転車の乗り方や講座を行う	557
	3	野 田 東				
	4	流 山 中 央				
	5	野田セントラル	移動車によるロータリー図書館	2,727		
2790 地区		青少年インターアクト			希望の風チャリティコンサート	910
		フェローシップ			スリランカの優秀な子供たちへの教材支援と日本文化の伝達	1,364
		学友連絡委員会				
		奉仕プロジェクト委員会			2019年台風15号被災地域への復興支援プロジェクト	2,000
合 計				7,938		83,720

2020-21 年度事業（合計金額にはコロナ事業（別表）を含む）			2021-22 年度事業		クラブ名	番号	G
プロジェクト内容	補助金 (\$)	地区補填 (¥)	プロジェクト内容	補助金 (\$)			
地域災害支援	1,612	127,600	成田学園支援活動	2,752	成 田	1	第10グループ
					八 街	2	
					印 西	3	
					白 井	4	
					富 里	5	
産後の母子ケア支援	5,046	0			成田コスモポリタン	6	第11グループ
松ヶ崎城址公園再整備事業	1,450	114,900	国籍・人種を問わず住み続けられるまちづくりプロジェクト	2,752	柏	1	
			コロナ禍で苦しむ我孫子の子ども達を地域農産物で救え。	2,752	我 孫 子	2	
					柏 西	3	
					柏 東	4	
カグンドゥイニ診療施設リノベーション工事	5,607	0	とうかつ草の根フードバンク支援プロジェクト	2,752	柏 南	5	第12グループ
					習 志 野	1	
～明日に向かって～夢を持ち続けよう	1,289	102,100	みんな、夢(目標)をもって努力するって、ステキだね。	2,477	八 千 代	2	
			50周年記念講演「命の授業」60万人が泣いた奇跡の感動実話	2,293	佐 倉	3	
					八千代中央	4	
					四 街 道	5	第13グループ
					習志野中央	6	
					佐 倉 中 央	7	
					松 戸	1	
					松 戸 東	2	
					松 戸 北	3	第14グループ
					松 戸 中 央	4	
					松 戸 西	5	
					野 田	1	
					流 山	2	
					野 田 東	3	2790 地区
					流 山 中 央	4	
改造バスによる学校教室	4,485	0			野田セントラル	5	
			子どもの食育に応援を！！	458	青少年インター・アクト		
スリランカの水環境が悪い地域の学校へ水支援	806	63,800			フェローシップ		
被災地復興支援チャリティーコンサート	1,235	97,900	地区環境保全プロジェクト	2,752	学友連絡委員会		2790 地区
2020-21 年度奨学生のオリエンテーションの会議費 2 回分	1495		2021-22 年度奨学生のオリエンテーションの会議費 2 回分	1,834	奉仕プロジェクト委員会		
2021-22 年度資金管理セミナー会場費	5,196		2022-23 年度補助金管理セミナー会場費	5,018	財 団 委 員 会		
	66,950	2,158,785		69,702	合 計		

別表：2020-21 年度コロナ事業

2020-21 年度事業		地区補填 (¥)	クラブ名	番号	G
プロジェクト内容	補助金 (\$)				
新型コロナウイルス感染防止プロジェクト	2,600	0	浦 安	4	5
コロナ医療従事者への支援プロジェクト	1,542	0	市川シビック	5	1
医療現場に届けロータリーの心	5,607	0	船 橋 東	4	2
新型コロナウイルス対応 医療関係者支援のための防護服医寄贈	3,759	0	千 葉	1	3
新型コロナウイルス感染防止対策：房総双葉学園へ携帯用スプレーアルコール消毒剤寄付	193	33,400	千 葉 中 央	4	3
コロナウィルス対策支援の為、病院に支援物資を支給する。	3,700	0	市 原 中 央	4	4
コロナに負けるな！ がんばろう木更津プロジェクト	3,392	0	木 更 津 東	5	5
困っている人にマスクを	5,607	0	成 田	1	10
防護服寄付プロジェクト	5,046	0	柏	1	11
命のプロジェクト	2,600	0	八千代中央	4	12
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため医療最前線で働く関係者への支援	1,343	231,300	佐 倉 中 央	7	12
松戸市総合医療センター医療従事者支援プロジェクト	4,485	0	松 戸 西	5	13
	39,874	264,700	合 計		

９－５）ポール・ハリス・ソサエティ メンバー

ポール・ハリス・ソサエティ メンバーリスト

当地区のポール・ハリス・ソサエティメンバーとなります（2021 年 12 月現在）

クラブ名	氏名	クラブ名	氏名
Chiba Makuhari, Chiba (25626)	宇 佐 見 透	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	水 野 晋 治
Chiba South, Chiba (15017)	寺 澤 一 良	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	水 留 茂 之
Chiba Wakashio, Chiba (52192)	鶴 沢 和 広	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	岡 島 昭 信
Chiba-Higashi, Chiba (27858)	鳴 海 寿 裕	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	榊 隆 夫
Chiba, Chiba (15015)	藤 澤 武 彦	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	鈴 木 桂 三
Chiba, Chiba (15015)	池 田 勝 之	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	鈴 木 健 吾
Chiba, Chiba (15015)	梶 原 等	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	塚 本 英 夫
Chiba, Chiba (15015)	大 野 雅 章	Kashiwa, Chiba (15036)	今 山 利 猛
Chiba, Chiba (15015)	長 田 研 自	Kashiwa, Chiba (15036)	中 沢 由 岐 子
Chiba, Chiba (15015)	櫻 木 英 一 郎	Kashiwa, Chiba (15036)	高 田 新 也
Chiba, Chiba (15015)	佐 々 木 高 治	Kashiwa, Chiba (15036)	寺 嶋 哲 生
Funabashi South, Chiba (15024)	川 島 秀 文	Katsuura, Chiba (15039)	中 村 満
Funabashi West, Chiba (15025)	森 島 庸 吉	Katsuura, Chiba (15039)	漆 原 摂 子
Funabashi, Chiba (15022)	狩 野 文 夫	Kisarazu East, Chiba (15043)	山 田 修 平
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	大 倉 崇	Kisarazu, Chiba (15042)	平 野 弘 和
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	鈴 木 雅 博	Narashino-Chuo, Chiba (24136)	崎 山 征 雄
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	田 仲 正 道	Narashino-Chuo, Chiba (24136)	高 山 貴 子
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	時 田 清 次	Narashino-Chuo, Chiba (24136)	山 本 美 代 子
Ichihara Chuo, Chiba (25535)	上 野 聡	Narashino, Chiba (15052)	朱 孝
Kamagaya, Chiba (15034)	清 松 檜 男	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)	沢 田 克 洋
Kamogawa, Chiba (15035)	伊 藤 正 人	Narita, Chiba (15053)	平 山 秀 樹
Kashiwa Minami, Chiba (15037)	森 秀 樹	Narita, Chiba (15053)	神 崎 誠
Kashiwa Minami, Chiba (15037)	大 内 啓	Narita, Chiba (15053)	小 寺 真 澄
Kashiwa Minami, Chiba (15037)	戸 部 謹 爾	Sakura-Chuoh, Chiba (30813)	橋 岡 久 太 郎
Kashiwa Minami, Chiba (15037)	友 野 俊 政	Sakura-Chuoh, Chiba (30813)	上 水 樽 文 明
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	日 暮 肇	Sawara, Chiba (15060)	川 原 勝 壽
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	金 本 元 章	Tomisato, Chiba (21881)	寒 郡 茂 樹
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	川 和 弘 行	Tomisato, Chiba (21881)	松 永 達 人
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	櫛 田 仁 一	Urayasu, Chiba (15068)	関 口 徳 雄
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	松 本 ユ ミ	Yachiyo, Chiba (15070)	飯 生 高 一 郎
Kashiwa Nishi, Chiba (15038)	飯 合 幸 夫		

9-6) メジャードナー メンバー

(2020 年 12 月現在)

氏名	レベル	クラブ名
相澤 友夫 / 相澤 はな子	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
青木 貞雄 / 青木 節子	Major Donor Level 1	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
青木 忠茂	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
遠藤 章雄	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
榎本 平男 + / 榎本 弘子	Major Donor Level 1	Kazusa, Chiba (15040)
榎本 洋史 +	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
衛藤 五郎 +	Major Donor Level 1	Mobara, Chiba (15049)
藤崎 壽路 / 藤崎 富美	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
藤崎 康人	Major Donor Level 1	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
五郎畑 巖 / 五郎畑 千勢子	Major Donor Level 1	Matsudo Chuoh, Chiba (15046)
原 勝美 / 原 みよ子	Major Donor Level 1	Yotsukaido, Chiba (15074)
橋岡 久太郎 / 橋岡 協美	Major Donor Level 1	Sakura-Chuoh, Chiba (30813)
林 正弘	Major Donor Level 1	Chiba Minato, Chiba (22333)
日暮 肇	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
平野 弘和 / 平野 陽子	Major Donor Level 1	Kisarazu, Chiba (15042)
平野 勝也	Major Donor Level 1	Futtsu City, Chiba (28478)
平野 隆幸 +	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
平澤 規雄	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
市村 公道	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
飯島 俊一	Major Donor Level 1	Sodegaura, Chiba (15064)
飯生 高一郎 / 飯生 恵子	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
池田 等 +	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
池田 勝 / 池田 順子	Major Donor Level 1	Tateyama Bay, Chiba (29636)
石井 博 / 石井 かをる	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
石井 伸一 / 石井 幸子	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
石井 賢徳	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
石橋 菊太郎 / 石橋 昭子	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
板橋 良夫	Major Donor Level 1	Funabashi-Minato, Chiba (29586)
伊藤 正人	Major Donor Level 1	Kamogawa, Chiba (15035)
和泉 太郎	Major Donor Level 1	Ichikawa, Chiba (15029)
梶原 等	Major Donor Level 1	Chiba, Chiba (15015)
上代 修二	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
金本 元章	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
寒郡 茂樹	Major Donor Level 1	Tomisato, Chiba (21881)
狩野 文夫	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
神崎 誠	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
川原 勝壽 / Kimie Kawahara	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
木村 仁 / 木村 直子	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
小寺 真澄	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
黒田 良一	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
増田 豁 Dr. + / 増田 恵子	Major Donor Level 1	Chiba Chuo, Chiba (15016)
飯合 幸夫	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
皆川 隆	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
宮野 宗雄	Major Donor Level 1	Yachiyo, Chiba (15070)
三代川 利男	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
水野 晋治 / 水野 光恵	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038) & No Rotary Club
森島 弘道 / 森島 由加	Major Donor Level 1	Shin-Chiba, Chiba (15061)
森嶋 康長 / 森嶋 美智子	Major Donor Level 1	Funabashi, Chiba (15022)
森田 精司	Major Donor Level 1	Noda Central, Chiba (28008)
諸岡 邦彦	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
牟田口 義郎 +	Major Donor Level 1	Kamogawa, Chiba (15035)
中村 博亘 / 中村 良子	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
成田 温	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
新倉 多久磨	Major Donor Level 1	Chiba Makuhari, Chiba (25626)
西村 芳雄	Major Donor Level 1	Ichihara, Chiba (15028)
野村 進一	Major Donor Level 1	Kazusa, Chiba (15040)
織田 吉郎 + / 織田 悦子	Major Donor Level 1	Choshi, Chiba (15020)
岡崎 淳充 + / 岡崎 京子 +	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)

氏名	レベル	クラブ名
大原 俊弘 / 大原 好枝	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
長田 研自 / 長田 えみ子	Major Donor Level 1	Chiba, Chiba (15015)
齋藤 博昭 / 齋藤 和子	Major Donor Level 1	Urayasu, Chiba (15068)
斎藤 昌雄 / 斎藤 清子	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
榊 隆夫	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
櫻木 英一郎 / 櫻木 安子	Major Donor Level 1	Chiba, Chiba (15015)
関口 徳雄 / 関口 俊子	Major Donor Level 1	Urayasu, Chiba (15068)
芝田 弘一	Major Donor Level 1	Ichikawa, Chiba (15029)
設楽 正行	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
四之宮 由己	Major Donor Level 1	Oami, Chiba (53122)
朱 孝 / 喜多見 和枝	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052) & No Rotary Club
鈴木 秀承	Major Donor Level 1	Kamagaya, Chiba (15034)
鈴木 桂三	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
鈴木 健吾 / 鈴木 恵子	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
鈴木 雅博 / 鈴木 聡子	Major Donor Level 1	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
橋 昌孝	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
高橋 賢	Major Donor Level 1	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
高橋 昭二 / 良志江 高橋	Major Donor Level 1	Sawara, Chiba (15060)
竹尾 白	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
瀧澤 弘隆	Major Donor Level 1	Chiba West, Chiba (15018)
田仲 正道	Major Donor Level 1	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
寺嶋 哲生 / 寺嶋 智津子	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
寺澤 一良	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
得居 仁 / 得居 美津子	Major Donor Level 1	Matsudo East, Chiba (15047)
富 一美 / 富 由利子	Major Donor Level 1	Narita Airport Minami, Chiba (15073) & No Rotary Club
鳥飼 三津男 / 鳥飼 玲子	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
土屋 亮平 / Masako Tsuchiya	Major Donor Level 1	Matsudo, Chiba (15045)
角井 宏	Major Donor Level 1	Kashiwa, Chiba (15036)
都筑 佳代子 / 都筑 文男	Major Donor Level 1	Ichikawa East, Chiba (15030) & Shiojiri, Nagano (14243)
畝本 一実 / 畝本 聡美	Major Donor Level 1	Ichikawa East, Chiba (15030)
漆原 摂子	Major Donor Level 1	Katsuura, Chiba (15039)
宇佐美 透 / 宇佐見 尚子	Major Donor Level 1	Chiba Makuhari, Chiba (25626)
渡邊 隆 + / Noriko Watanabe	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
山口 習明	Major Donor Level 1	Funabashi East, Chiba (15023)
山崎 義人 / 山崎 朝子	Major Donor Level 1	Narita, Chiba (15053)
安田 正男 +	Major Donor Level 1	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
安川 厚 +	Major Donor Level 1	Funabashi South, Chiba (15024)
吉田 裕成	Major Donor Level 1	Chiba South, Chiba (15017)
由川 久子	Major Donor Level 1	Narashino, Chiba (15052)
Pearl Giken Co.,LTD	Major Donor Level 1	Funabashi West, Chiba (15025)
平山 秀樹	Major Donor Level 2	Narita, Chiba (15053)
石川 邦紘 / 石川 絹子	Major Donor Level 2	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
金子 雅恵 / 金子 研一	Major Donor Level 2	Funabashi East, Chiba (15023) & Tokyo Chuo, Tokyo (24493)
諸岡 靖彦 / 諸岡 むつみ	Major Donor Level 2	Narita, Chiba (15053)
野間口 勉 + / 野間口 萬里子	Major Donor Level 2	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883)
小高 由加里	Major Donor Level 2	Kamogawa, Chiba (15035)
白鳥 政孝 / 白鳥 信子	Major Donor Level 2	Ichihara, Chiba (15028)
田中 昭平 / 田中 祥子	Major Donor Level 2	Kashiwa Nishi, Chiba (15038)
山田 修平 / 山田 準子	Major Donor Level 2	Kisarazu East, Chiba (15043)
山本 美代子	Major Donor Level 2	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
平山 金吾 + / 平山 裕子	Major Donor Level 3	Narita, Chiba (15053)
諸岡 孝昭 + / 諸岡 由紀子	Major Donor Level 3	Narita Cosmopolitan, Chiba (29883) & Narita, Chiba (15053)
崎山 征雄 / 崎山 茂代	Major Donor Level 3	Narashino-Chuo, Chiba (24136)
山崎 敬生	Major Donor Level 3	Ichikawa, Chiba (15029)
森島 庸吉 / 森嶋 正子	Major Donor Level 4	Funabashi West, Chiba (15025)
諸岡 謙一 + / 諸岡 君代	Major Donor Level 4	Narita, Chiba (15053)
大倉 崇 / 大倉 龍子	Major Donor Level 4	Ichihara Chuo, Chiba (25535)
平山 金吾 + / 平山 裕子	Bequest Society Level 1	Narita, Chiba (15053)
水沢 二郎 +	Bequest Society Level 1	Kisarazu, Chiba (15042)
南部 裕 / Kazuko Nambu	Bequest Society Level 1	Togane, Chiba (15067)

※「+」物故者

9-7) ロータリー財団統括委員会の責務について

ロータリー財団統括委員会 (兼 PHS コーディネーター、恒久基金 / 大口寄付小委員会)	・ガバナーによる指揮の下、小委員会と協力して財団活動の計画、調整、評価する。 ・ロータリー財団セミナーの実施においてガバナーを援助する。 ・PETS、地区チーム研修セミナー、地区研修・協議会の財団セッションの準備、実施する。 ・毎年少なくとも2回、財団プログラムの説明の機会をクラブに奨励する。(そのうち1回は11月ロータリー財団月間に実施する。) ・ガバナー及びガバナーエレクトと相談してDDFの配分を決め、補助金使用を承認する。 ・補助金管理セミナーを実施し、これに出席させる。地区と覚書(MOU)を締結することによりクラブの参加資格認定をする。 ・財団の賞や表彰の受賞者の選定の援助をする。 ・ゾーンと地区のリーダーと協力してPHS、大口寄付を奨励する。
財団資金管理・寄付推進委員会	【資金管理】 ・財務管理計画の作成をはじめ、クラブと地区の「覚書(MOU)」の実施を援助する。 ・補助金小委員会と協力し、補助金のモニタリングと資金管理の評価を行い義務である報告書の提出を管理する。 【資金推進】 ・クラブと地区のファンドレイジング(寄付推進)活動を計画する。 ・財団のファンドレイジングの取り組みについてクラブに伝えクラブのモチベーションを高める。 ・地区内の寄付者(メジャードナー)への感謝行事を企画する。
地区補助金プロジェクト委員会	・地区補助金並びにグローバル補助金の授与と受諾の条件に従う。また、授与と受諾の条件にあるクラブの責務についてクラブの研修をする。 ・地区補助金資金の支払いに関する地区の方針を立案する、補助金の配分について地区社会奉仕委員長と協力し審査、承認する。
グローバル補助金プロジェクト委員会	・地区補助金並びにグローバル補助金の授与と受諾の条件に従う。また、授与と受諾の条件にあるクラブの責務についてクラブの研修をする。 ・グローバル補助金を成功に導くため地区国際奉仕委員長と協力しパートナーやリソースを見つける。
奨学生・学友委員会	・受け入れ側カウンセラーを探し、奨学生に関する情報を伝える。 ・奨学生のため留学前に2回オリエンテーションを実施する。 ・留学中の奨学生との連絡し報告書を提出する。 ・学友活動への奨学生の参加を促す。 ・地区ロータリー学友連絡委員会と協力し学友の交流を図る。
ロータリーポリオプラス委員会 (兼ロータリーカード推進)	・ポリオプラスへの寄付をロータリアン、クラブ、地区に奨励する。 ・年に一度地区によるポリオ撲滅活動を企画する。 ・ポリオの寄付推進としてロータリーカード加入の推奨をする。
ロータリー平和フェローシップ委員会	・資格を満たしている候補者を探し選考する。 ・フェローシップ受領者のためのオリエンテーションを実施する。 ・ホストエリアとしてカウンセラーを選考しフェローシップのサポートをする。 ・ロータリー平和センターのプログラムの参加と管理推進をする。

- ・委員会の担当を定めないもの
広報担当／ハンドブック編集委員／IT担当(zoom 配信等)

9－8) 用語集

	Annual Fund	年次基金
DDF	District Designated Fund	地区財団活動資金
DG	District Grants	地区補助金
GG	Global Grants	グローバル補助金
GPEI	Global Polio Eradication Initiative	世界ポリオ撲滅推進活動
MOU	Memorandum of Understanding	覚書
RI	Rotary International	国際ロータリー
RRFC	Regional Rotary Foundation Coordinator	ロータリー財団地域コーディネーター
TRF	The Rotary Foundation	国際ロータリーのロータリー財団
VTT	Vocational Training Team	職業研修チーム
WF	World Fund	国際財団活動資金

ロータリー財団ハンドブック 2022-23 年度用

発行・編集：国際ロータリー 2790 地区ロータリー財団委員会

E-mail：2790foundationpr@gmail.com

